

# 事務事業の概要と現況

— 令和2年5月 —

政 策 経 営 部  
総 務 部  
危 機 管 理 室  
会 計 管 理 室  
監 査 事 務 局  
選挙管理委員会事務局



## 目 次

### ( 政 策 経 営 部 )

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 組 織 図                                  | 1  |
| 職 員 配 置 状 況                            | 2  |
| 分 掌 事 務                                | 3  |
| 企 画 課                                  | 5  |
| 経 営 改 革 ・ 公 共 施 設<br>再 配 置 推 進 担 当 課 長 | 12 |
| 財 政 課                                  | 21 |
| 情 報 政 策 課                              | 34 |
| 広 報 課                                  | 41 |
| シティ°ロモーション推進担当課長                       | 47 |

### ( 総 務 部 )

|                 |    |
|-----------------|----|
| 組 織 図           | 51 |
| 職 員 配 置 状 況     | 52 |
| 分 掌 事 務         | 53 |
| 総 務 課           | 56 |
| 職 員 課           | 62 |
| 契 約 管 財 課       | 66 |
| 営 繕 課           | 71 |
| 多 様 性 社 会 推 進 課 | 74 |

### ( 危 機 管 理 室 )

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 組 織 図           | 79  |
| 職 員 配 置 状 況     | 80  |
| 分 掌 事 務         | 81  |
| 防 災 ・ 危 機 管 理 課 | 83  |
| 地 域 防 災 担 当 課 長 | 103 |
| 生 活 安 全 担 当 課 長 | 105 |

( 会 計 管 理 室 )

|             |                  |     |
|-------------|------------------|-----|
| 組 織 図       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 109 |
| 職 員 配 置 状 況 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 110 |
| 分 掌 事 務     | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 111 |
| 会 計 課       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 112 |

( 監 査 事 務 局 )

|             |                  |     |
|-------------|------------------|-----|
| 組 織 図       | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 115 |
| 職 員 配 置 状 況 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 116 |
| 分 掌 事 務     | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 117 |
| 監 査 事 務 局   | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 118 |

( 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 )

|                     |                  |     |
|---------------------|------------------|-----|
| 組 織 図               | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 121 |
| 職 員 配 置 状 況         | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 122 |
| 分 掌 事 務             | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 123 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 124 |

|           |                  |     |
|-----------|------------------|-----|
| 北 区 組 織 図 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 127 |
|-----------|------------------|-----|

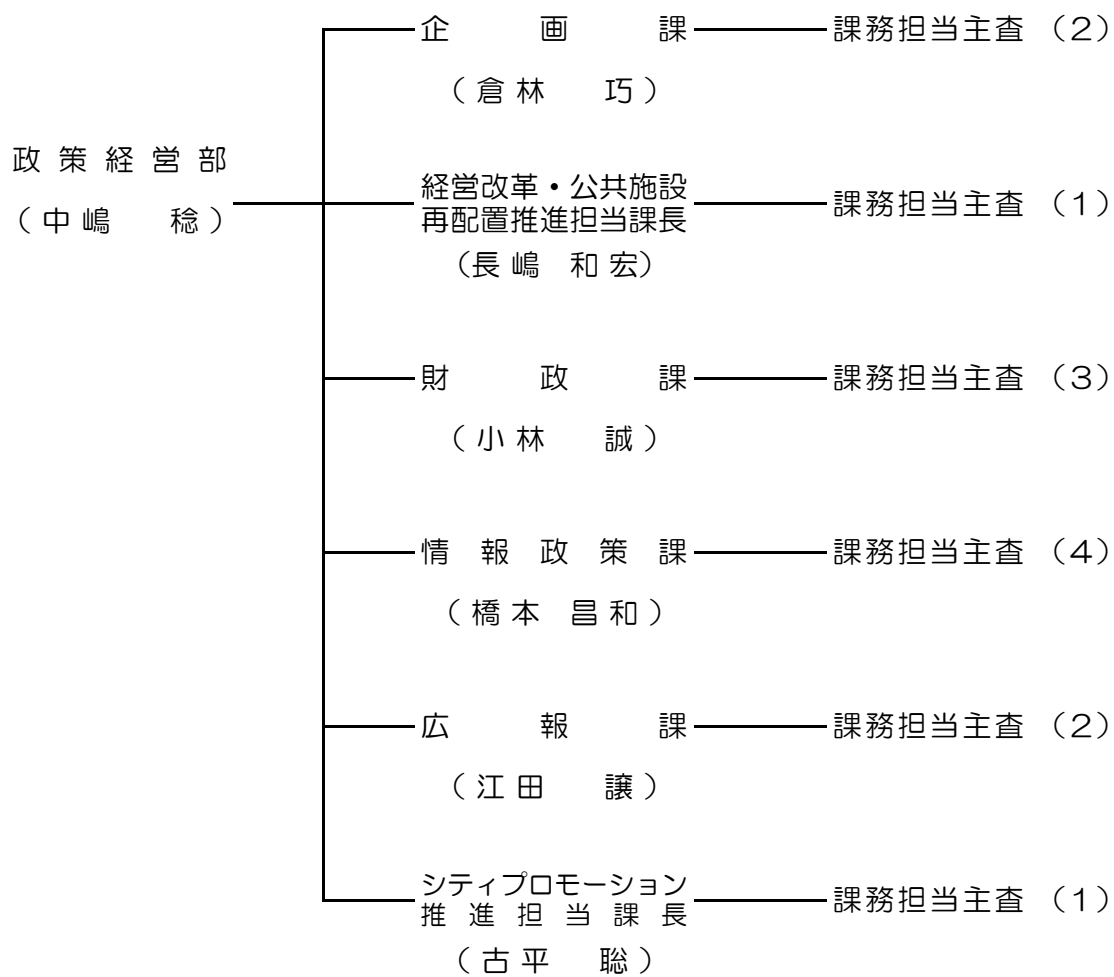
※注釈 各事業名の後の金額は、令和2年度予算額です。

政 策 經 営 部



# 政策経営部組織図

令和2年4月1日現在



## 政策経営部職員配置状況

令和2年4月1日現在

|                            | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査        | 係員           | 再任用 | 再雇用 | 備考                                                                                           |
|----------------------------|----|----|----|--------------|--------------|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 画 課                      | 10 | 1  | 1  | 5            | 3<br>(※1)(5) |     |     | (※1) 政策課題研究会<br>兼務1名(財政課)<br>兼務1名(国保年金課)<br>兼務1名(障害福祉課)<br>兼務1名(保健予防課)<br>兼務1名(生涯学習・学校地域連携課) |
| 経営改革・公共<br>施設再配置推進<br>担当課長 | 3  |    | 1  | 2<br>(※2)(4) |              |     |     | (※2) 兼務4名(財政課)                                                                               |
| 財 政 課                      | 10 |    | 1  | 4            | 5            |     |     |                                                                                              |
| 情 報 政 策 課                  | 29 |    | 1  | 5            | 23           |     |     |                                                                                              |
| 広 報 課                      | 17 |    | 1  | 3            | 7            | 6   |     | 会計年度任用職員6名                                                                                   |
| シティプロモーション推進担当<br>課長       |    |    | 1  | 2            | 3<br>(※3)(1) |     |     | (※3) 派遣(埼玉県深谷市)                                                                              |
| 部(計6課)                     | 69 | 1  | 6  | 21           | 41           | 6   |     |                                                                                              |



# 分 掌 事 務

## 政 策 経 営 部

### 企 画 課

1. 区政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
2. 基本構想及び基本構想に基づく計画に関すること。
3. 庁議に関すること。
4. 総合教育会議に関すること。
5. 国有地解放に関すること。
6. 特命事項に関すること。
7. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
8. 部内他の課、係に属しないこと。

### 経営改革・公共施設再配置推進担当課長

1. 行政の経営改革の推進に関すること。
2. 行政組織の調査及び改廃に関すること。
3. 公共施設の再配置の推進に関すること。

### 財 政 課

1. 財政計画及び財政調査に関すること。
2. 予算の編成及び配当に関すること。
3. 進行管理に関すること。

### 情 報 政 策 課

1. 情報通信政策の推進に関すること。
2. 情報システムの運用管理に関すること。
3. 情報セキュリティに関すること。
4. 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
5. 地域情報化の推進に関すること。

### 広 報 課

1. 区政の普及に関すること。
2. ニュースの収集に関すること。

3. 報道機関との連絡に関すること。
4. 広聴活動の企画及び調整に関すること。
5. 区民の要望及び苦情についての窓口相談、あっせん及び処理に関すること。
6. 区政資料室に関すること。
7. 外国人相談に関すること。
8. その他広報及び広聴に関すること。

#### シティプロモーション推進担当課長

1. 区のイメージ戦略及びシティプロモーションの推進に関すること。

# 政 策 経 営 部

## 企 画 課

### 1. 基本計画と中期計画に関する事務

(中期計画策定費 1,357千円)

平成11年6月、「北区基本構想」を策定し、北区の将来像を「ともにづくり未来につなぐ」ときめきのまち ― 人と水とみどりの美しいふるさと北区」と定め、区民と区がともに達成すべき北区の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方を示した。その後、10か年の長期総合計画となる「北区基本計画2000」を策定し、以降5年ごとの基本計画や3年間の実施計画である「北区中期計画」を策定しながら、北区の将来像の実現に向けた施策を着実に進めてきた。推進にあたっては、限られた資源を重点的かつ効果的に配分するため、「区民とともに」という協働の精神を区政の全分野の基本姿勢と位置づけ、3つの優先課題を掲げ、総合的、計画的、効率的な行政運営に努めている。

こうしたなか、区政を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、平成30年度は、「基本計画2015」の改定に向け、区民意識・意向調査を実施するとともに、学識経験者、区民代表、公募委員による『北区基本計画2015』及び『北区経営改革プラン2015』改定のための検討会を設置し、検討会から答申を受けた。令和元年度は、答申を基に、各種団体との懇談会の開催、パブリックコメントや地域説明会及び区政モニター会議を実施するなど広く区民参画を図り、令和2年3月、令和2年度～11年度までの10か年を計画期間とする「北区基本計画2020」を策定した。

「北区基本計画2020」では、将来を見据えた施策の方向性を示し、「新たな時代に 未来への希望を紡ぐ ふるさと北区」の実現に向け、区の基本姿勢である「区民とともに」と、北区の10年後のあるべき将来を見据えた、取り組むべき2つの最重要課題として「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を改めて設定し、これまでの基本計画・中期計画に掲げてきた3つの優先課題を進めるとともに、北区の新たな魅力や価値を創出する施策の展開として4つの項目を掲げ、積極的に対応していくこととした。10か年の計画事業数は111、計画事業費は2,430億6,500万円余としている。あわせて、令和2年度～4年度までの3か年を計画期間とする中期計画を策定した。

令和2年度は、行政資料集、施設現況図等を作成し計画推進の参考とする。

### 2. 企画調整事務

(企画調整事務費 11,982千円)

#### (1) 学校施設跡地の活用

学校施設跡地利活用指針に基づき、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるという認識のもと、区立小中学校の改築をはじめとした北区基本計画の着実な実現に向けた有効活用を図る。

平成29年度

旧赤羽中学校 公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施。契約交渉順位第1位の事業者（医療法人社団博栄会及びグループ構成企業ライクアカデミー株式会社）を決定。

旧清至中学校 学校法人東京成徳学園に対して、提案内容の妥当性審査を実施することとしたが、提案価格が区の鑑定額に達せず、審査要項上、審査を行わないことができる場合に該当したため、妥当性審査を行わないこととした。

平成30年度

旧赤羽台東小学校、旧滝野川第六小学校 学校施設跡地利活用計画策定

令和元年度

旧赤羽中学校 医療法人社団博栄会及びライクアカデミー株式会社と定期借地権の設定契約の締結。

旧滝野川第六小学校 学校法人東京国際フランス学園より、長期借用の要望等の書面が提出された。

令和2年度

旧滝野川第六小学校 学校法人東京国際フランス学園に対して、具体的な事業提案書を求め、事業提案書と学校跡地利活用計画との整合を図るための妥当性審査を実施する。

学校施設跡地の経過と現況

令和2年4月現在

| No. | 旧学校名<br>所在地                       | 経過と現況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 旧桜田<br>小学校<br><br>王子<br>5-2-8     | <p>平成 17 年 4 月 第三次学校適正配置</p> <p>平成 19 年 3 月 学校施設跡地利活用計画策定</p> <p>平成 21 年 3 月末迄 統合校「王子小、王子桜中学校」の新校舎が完成し、移転するまで、校舎として使用</p> <p>平成 23 年 4 月 桜田つぼみ保育園開設（暫定利用）<br/>（平成 23 年 4 月～平成 29 年 5 月）</p> <p>平成 24 年 4 月 暫定利用として、学校法人田辺学園（幼稚園）へ貸付<br/>（平成 24 年 4 月～平成 25 年 12 月）</p> <p>平成 24 年 7 月 耐震工事のため王子福祉作業所仮移転<br/>（平成 24 年 7 月～平成 25 年 2 月）</p> <p>平成 26 年 4 月 桜田つぼみ保育園 3 歳児クラス拡張</p> <p>平成 28 年 2 月 改築ステーションとしての整備計画決定（暫定利用）</p> <p>平成 28 年 4 月 暫定利用として、学校法人堀江学園（幼稚園）へ貸付<br/>（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）</p> <p>平成 30 年 9 月 王子第一小学校の仮移転先として使用<br/>（平成 30 年 9 月～令和 3 年 8 月予定）</p> |
| 2   | 旧桜田<br>中学校<br><br>王子<br>5-2-7     | <p>平成 17 年 4 月 第三次学校適正配置</p> <p>平成 19 年 3 月 学校施設跡地利活用計画策定</p> <p>平成 21 年 3 月末迄 統合校「王子小、王子桜中学校」の新校舎が完成し、移転するまで、校舎として使用</p> <p>平成 24 年 2 月 暫定利用として、学校法人日本大学（中学校）へ貸付<br/>（平成 24 年 2 月～平成 27 年 3 月）</p> <p>平成 27 年 4 月 給水所整備に必要な土地を東京都水道局へ売却</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3   | 旧赤羽台東<br>小学校<br><br>赤羽台<br>1-1-13 | <p>平成 17 年 4 月 第三次学校適正配置</p> <p>平成 19 年 3 月 学校施設跡地利活用計画策定</p> <p>平成 23 年 4 月 赤羽台つぼみ保育園開設（暫定利用）<br/>（平成 23 年 4 月～平成 28 年 1 月）</p> <p>平成 23 年 6 月 耐震工事のため岩淵保育園仮移転<br/>（平成 23 年 6 月～平成 24 年 1 月）</p> <p>平成 24 年 6 月 耐震工事のため西が丘保育園仮移転<br/>（平成 24 年 7 月～平成 25 年 2 月）</p> <p>平成 29 年 4 月 暫定利用として、社会福祉法人つぼみ会（公私連携型<br/>保育所）へ貸付<br/>（平成 29 年 4 月～平成 30 年 11 月 4 日）</p> <p>平成 30 年 12 月 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定</p>                                                                                                                                                                     |

|   |                                  |               |                                                                    |
|---|----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 4 | 旧西浮間<br>小学校<br><br>浮間<br>4-29-30 | 平成 16 年 12 月  | 移転方針の教育委員会決定                                                       |
|   |                                  | 平成 19 年 3 月   | 学校施設跡地利活用計画策定                                                      |
|   |                                  | 平成 21 年 3 月末迄 | 移転先（浮間二丁目）の新校舎が完成するまで校舎として使用                                       |
|   |                                  | 平成 22 年 1 月   | 暫定利用として、放送大学学園（大学学習センター）へ校舎の一部を貸付<br>（平成 22 年 1 月～平成 23 年 9 月）     |
|   |                                  | 平成 23 年 4 月   | 浮間つぼみ保育園開設（暫定利用）<br>（平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月）                      |
|   |                                  | 平成 24 年 4 月   | 暫定利用として、学校法人巣鴨学園（中学校）へ貸付<br>（平成 24 年 4 月～平成 26 年 8 月）              |
|   |                                  | 平成 26 年 3 月   | 浮間つぼみ保育園閉園                                                         |
|   |                                  | 平成 26 年 9 月   | 暫定利用として、学校法人東洋女子学園（高等学校）へ貸付<br>（平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月）           |
| 5 | 旧清至<br>中学校<br><br>王子<br>6-7-3    | 平成 29 年 9 月   | 浮間中学校の仮移転先として使用<br>（平成 29 年 9 月～令和 2 年 3 月）                        |
|   |                                  | 令和 2 年 4 月    | 国勢調査に係る執務室として使用<br>（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月予定）                       |
|   |                                  | 平成 19 年 4 月   | 第五次学校適正配置                                                          |
|   |                                  | 平成 20 年 12 月  | 学校施設跡地利活用計画策定                                                      |
|   |                                  | 平成 22 年 2 月   | 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）へ貸付<br>（平成 22 年 2 月～平成 27 年 3 月）        |
|   |                                  | 平成 24 年 6 月   | 耐震工事のため王子北保育園仮移転（東校舎）<br>（平成 24 年 6 月～平成 25 年 3 月）                 |
|   |                                  | 平成 25 年 8 月   | シルバー人材センター放置自転車整備仮移転（東校舎）<br>（平成 25 年 8 月～平成 27 年 3 月）             |
|   |                                  | 平成 26 年 11 月  | 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）への貸付延長を決定<br>（平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）  |
|   |                                  | 平成 27 年 8 月   | 耐震工事のため北区清掃事務所仮移転（東校舎）<br>（平成 27 年 8 月～平成 28 年 3 月）                |
|   |                                  | 平成 28 年 10 月  | 王子保育園つぼみ分園開設（東校舎・暫定利用）<br>（平成 28 年 10 月～平成 30 年 3 月）               |
|   |                                  | 平成 29 年 3 月   | 学校施設跡地利活用計画（見直し）策定                                                 |
|   |                                  | 平成 30 年 2 月   | 暫定利用として、学校法人東京成徳学園（中学・高等学校）への貸付延長を決定<br>（平成 30 年 4 月～平成 30 年 8 月）  |
|   |                                  | 平成 30 年 4 月   | 暫定利用として、社会福祉法人豊川保育園（としまみつばち保育園）に東校舎貸付<br>（平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月） |
|   |                                  | 平成 31 年 4 月   | 暫定利用として、子ども家庭支援センターの事務室の一部（庶務、相談、児童相談所設置担当）を東校舎に                   |

|   |                             |             |                                                                    |
|---|-----------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|
|   |                             | 令和 2年 3月    | 移転<br>暫定利用として、子ども家庭支援センター事業の全てを東校舎に移転                              |
|   |                             | 令和 3年 3月    | 暫定利用として、子ども家庭支援センターさくらんぼ園を校庭に移設（予定）                                |
| 6 | 旧赤羽中学校<br>志茂<br>1-19-14     | 平成 21年 4月   | 第七次学校適正配置                                                          |
|   |                             | 平成 26年 3月末迄 | 統合校「赤羽岩淵中学校」の新校舎が完成し、移転するまで、校舎として利用                                |
|   |                             | 平成 26年 4月   | 赤羽会館耐震補強工事のため、区役所機能（赤羽地域振興室等）を仮移転<br>（平成 26年 4月～平成 27年 4月）         |
|   |                             | 平成 27年 9月   | なでしこ小学校改築に伴う仮移転先として使用<br>（平成 27年 9月～平成 30年 3月）                     |
|   |                             | 平成 29年 3月   | 学校施設跡地利活用計画策定                                                      |
|   |                             | 平成 30年 3月   | 学校施設跡地利活用計画の実現のため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定                             |
|   |                             | 平成 30年 6月   | 契約交渉順位第 1 位の事業者と「旧赤羽中学校跡地の利活用に関する覚書」を締結                            |
|   |                             | 令和 元年 7月    | 民間医療法人等による総合病院・介護老人保健施設・認可保育所等複合施設の整備について、整備事業者と本件整備及び運営に係る基本協定を締結 |
|   |                             | 令和 元年 12月   | 定期借地権設定契約締結、新築工事着工                                                 |
| 7 | 旧滝野川第六小学校<br>滝野川<br>5-44-15 | 平成 26年 4月   | 滝野川北保育園つぼみ分園として使用                                                  |
|   |                             | 平成 29年 4月   | 第十次学校適正配置                                                          |
|   |                             | 平成 30年 12月  | 学校施設跡地利活用計画策定                                                      |
|   |                             | 令和 2年 1月    | 学校法人東京国際フランス学園より長期借用要望受理                                           |
|   |                             | 令和 2年 4月    | 事業提案書妥当性審査委員会の設置                                                   |

## （２）職員提案制度

区民サービスの向上及び事務事業の改善等について、職員の創意工夫に基づく提案を広く求め、区の施策に反映させることにより、区政の活性化を図ることを目的として実施している。

なお、令和２年度は、本制度の硬直化の改善を図るため、募集強化期間を休止し、制度の検討を行う。

※職員提案の受付は継続

令和元年度（５月１５日～６月２１日 提案募集強化期間）

提案応募件数 ３２件 （平成３０年度３２件、平成２９年度２２件）

（結果）優良賞 ２件

事業名

「Ｋバスの黒字化」

「ぐるぐる写真で区有施設をまる見えに！プロジェクト」

努力賞 ９件

奨励賞 ２１件

### （３）政策課題研究会 ROSÉ（ロゼ）

平成２２年度より「施策立案プロジェクトチーム」及び「行政評価プロジェクトチーム」の発展を図り、企画課の中に公募による若手職員で構成する「北区政策課題研究会 ROSÉ（ロゼ）」を発足させ、北区の課題解決のための調査研究を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図っている。

※研究会名称「ROSÉ（ロゼ）」とは

北区の「さくら色」の仏語・英語。道筋（Route）を研究する（research）会議（session）

平成２９年度 参加メンバー ７名

活動テーマ 「多文化共生社会実現のための調査・研究」

平成３０年度 参加メンバー ７名

活動テーマ 「水辺空間の有効活用に関する調査・研究」

令和元年度 参加メンバー ７名

活動テーマ 「地域課題解決に向けたシェアリング・エコノミー」

令和２年度 参加メンバー ５名

活動テーマ 「区内における歴史的文化・芸術・産業遺産の効果的な活用について」

### （４）庁議

区政運営の最高方針を審議・策定するとともに、総合調整を行い、区政の能率的遂行を図るため、庁議を設置している。

庁議は、原則として８月を除く毎月１回開催しているが、必要に応じ随時開催している。

企画課は、会議の招集、資料の作成、会議の記録保存等、庁議の庶務を担当している。

### （５）大学連携

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指す。

【包括協定締結大学】

東京家政大学（平成２２年度）東洋大学（平成２３年度）帝京大学（平成２４年度）

女子栄養大学（平成２５年度）東京成徳学園（平成２６年度）お茶の水女子大学（平成２９年度）

平成３０年度 東洋大学と「東京都北区と学校法人東洋大学との包括協定推進に関する覚書」を締結

令和元年度 区と東洋大学とで組織する地域連携のための体制「プラットフォーム」を新たに構築し、所掌事務の一部をモデル実施した。

帝京大学と連携・協力し、地域の課題解決に資する調査研究（医療環境基礎調査分析）をモデル実施した。

### （６）東京都北区応援サポーター基金

平成２３年６月１日から取り組んでいる「北区応援サポーター寄附制度」を活用し、個性豊かな活力ある北区を推進するため、「東京都北区応援サポーター基金」を設置している。平成２９年度より、８つの寄附メニューのうち、「子ども＊すくすく応援」を「子ども＊みらい応援」に変更し、困難を抱える子どもの学習支援・居場所づくりの推進にも活用することとした。

【基金の推移】

| 年度 | 基金取崩額       | 積立額         | 年度末基金現在高     |
|----|-------------|-------------|--------------|
| ２９ | 2,500,000 円 | 2,281,540 円 | 19,457,371 円 |
| ３０ | 1,000,000 円 | 2,338,553 円 | 20,795,924 円 |
| 元  | 2,000,000 円 | 1,699,997 円 | 20,495,921 円 |

【充当事業】

平成29年度

- ・防災対策管理費（災害時などに飲料水を供給する給水車の購入）  
2,000,000円
- ・家庭教育力向上プログラム事業費（家庭教育力向上アクションプランの推進）  
500,000円

平成30年度

- ・みんな元気！健やか長寿事業費（スマートフォンアプリを活用したウォーキングポイント事業）  
1,000,000円

令和元年度

- ・区営掲示板設置及び補修費（アクリル引き戸式の区営掲示板の導入）  
2,000,000円

【令和2年度充当予定事業】

- ・教育指導費（渋沢栄一副読本編集印刷委託）  
1,000,000円
- ・大規模水害避難対策費（マイタイムライン育成事業委託）  
1,000,000円

（7）国・都用地等（政府機関移転跡地含む）跡地の土地利用

区内に発生する、主に大規模な国・都用地跡地等の利活用に関し、区の基盤づくりやまちづくりのため、国・都等の関係機関との調整や、区の基本計画、各個別計画等との整合性を図りつつ、総合調整を行う。

【国有地に関する今後の動向】

国は、令和元年6月14日財政制度等審議会答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」の趣旨を踏まえ、同年9月に「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」を示した。その中で、従来の方針に代えて「有用性が高く希少な国有地については、将来世代における地域・社会のニーズにも対応する観点から、国が所有権を留保し、活用を図る。」（いわゆる留保財産）の考え方を示した。

（8）総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）に基づき、区長と教育委員会が、相互の連携をさらに強化するとともに、教育に関する課題やあるべき姿を共有することで、北区教育行政の推進を図るため、総合教育会議を設置している。

令和元年度は、教育・学術及び文化振興に関することだけでなく、子育て分野の事業の指針となる新たな大綱「北区教育・子ども大綱」を策定した。

平成29年度開催実績

第1回 平成29年7月11日

第2回 平成30年3月28日

平成30年度開催実績

第1回 平成30年6月27日

第2回 平成31年3月28日



令和元年度開催実績

第1回 令和元年 6月 5日

第2回 令和元年 8月23日

(9) 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、平成28年3月、区の人口等の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」及び平成27年度を初年度とする5か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定した。

平成28年度より、総合戦略の推進及び改定を行うため、広く関係者の意見を反映する「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染症の収束に向けた見通しが立たないことから、会議の開催・計画改定は見送り、令和3年度以降に改めて検討を行う。

平成29年度開催実績

平成29年7月25日

平成30年度開催実績

平成30年7月23日

令和元年度開催実績

令和元年7月29日

## 経営改革・公共施設再配置推進担当課長

### 1. 経営改革の推進に関する事務

(経営改革推進事業費 9,372千円)

#### (1) 「経営改革プラン」の推進

北区基本計画を実現するための資源調達とともに、健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を目指して経営改革プランを推進している。

平成11年以降の北区の行財政改革は、下記のとおりである。

- 平成11年8月 北区緊急財政対策（平成12年度～14年度）
- 平成12年9月 北区区政改革プラン（平成13年度～14年度）
- 平成17年3月 北区経営改革プラン（平成17年度～21年度）
- 平成19年3月 北区経営改革プラン【修正版】（平成19年度～21年度）
- 平成22年3月 北区経営改革「新5か年プラン」（平成22年度～26年度）
- 平成22年9月 緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（平成22年度～26年度）
- 平成24年3月 北区経営改革「新5か年プラン」【改訂版】（平成22年度～26年度）
- 平成27年3月 北区経営改革プラン2015（平成27年度～31年度）
- 令和2年3月 北区経営改革プラン2020（令和2年度～6年度）

北区経営改革プラン2020では、北区基本構想の実現、北区基本計画2020の資源調達、及び次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営の確保という課題の解決を図るため、4つの方向性を掲げ、以下の取り組みを行う。

歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じ、資源調達を図る。

内部努力の徹底や官民の役割分担の見直しとともに、AIやRPAなどのICTを活用して、業務の効率化や区民サービスの向上を図り、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い柔軟な行財政システムを構築する。

#### (2) 指定管理者制度の導入

「北区指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、公の施設に指定管理者制度の導入を進めており、平成18年度以来、令和2年度に新規導入の1施設を含めた133施設に指定管理者制度を導入している（別表1及び2参照）。

指定管理者制度は、複数年度にわたり施設の管理・運営を民間事業者等に委ねることから、区で管理運営状況を把握し、適切な指導・監督を行うため、区独自で構築したモニタリング・評価制度を実施している。平成22年度から区職員に外部有識者（社会保険労務士・公認会計士）を加え、制度に対する客観性や透明性の確保を図っている。

別表1 令和元年度及び令和2年度指定管理者制度導入施設

令和元年度導入：1施設

| 条例      | 施設          | 指定管理者               | 指定期間     | 利用料金 |
|---------|-------------|---------------------|----------|------|
| 自転車等駐車場 | 赤羽駅東口自転車駐車場 | 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 | 令和元年～3年度 | ○    |

令和2年度導入：1施設

| 条例  | 施設    | 指定管理者       | 指定期間         | 利用<br>料金 |
|-----|-------|-------------|--------------|----------|
| 保育所 | 志茂保育園 | 社会福祉法人三愛福祉会 | 令和2年～<br>6年度 |          |

別表2 指定管理者制度導入施設一覧（令和2年4月1日現在）

| 条例            | 施設            | 指定管理者                                                              | 指定期間           | 期<br>数 | 利用<br>料金 |
|---------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|----------------|--------|----------|
| ふれあい館         | 赤羽ふれあい館       | 赤羽ふれあい館自主管理運営委員会                                                   | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
|               | 桐ヶ丘ふれあい館      | 桐ヶ丘ふれあい館自主管理運営委員会                                                  | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
|               | 島下ふれあい館       | 島下ふれあい館自主管理委員会                                                     | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
|               | 稲付ふれあい館       | 稲付ふれあい館自主管理運営会                                                     | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
|               | 西が丘ふれあい館      | 西が丘ふれあい館自主管理委員会                                                    | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
|               | 東田端ふれあい館      | 東田端ふれあい館自主管理運営委員会                                                  | 平成29～<br>令和3年度 | 1      |          |
| 赤羽会館          | 赤羽会館          | 赤羽会館マネジメントグループ<br>【株式会社旺栄／株式会社JTBコミュニケーションデザイン】                    | 平成29～<br>令和3年度 | 1      | ○        |
| 滝野川会館         | 滝野川会館         | A&Nグループ<br>【アズビル株式会社／株式会社日進産業】                                     | 平成29～<br>令和3年度 | 3      | ○        |
| 北とぴあ          | 北とぴあ          | 北とぴあマネジメント共同事業体<br>【株式会社JTBコミュニケーションデザイン／アズビル株式会社／株式会社旺栄／株式会社岡田舞台】 | 令和2～<br>6年度    | 2      | ○        |
| 元気ぷらざ         | 元気ぷらざ         | FH元気パートナーズ<br>【株式会社フクシ・エンタープライズ<br>／株式会社ハリマビシステム】                  | 令和元年～<br>5年度   | 4      | ○        |
| 老人いこいの家       | 志茂老人いこいの家     |                                                                    |                |        |          |
| NPO・ボランティアぷらざ | NPO・ボランティアぷらざ | 特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構                                             | 平成29～<br>令和3年度 | 4      |          |
| コミュニティアリーナ    | 新町コミュニティアリーナ  | 新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会                                              | 平成29～<br>令和3年度 | 2      |          |
| ネスト赤羽         | ネスト赤羽         | 特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター                                        | 平成29～<br>令和3年度 | 2      |          |

| 条例           | 施設                    | 指定管理者                                                                                   | 指定期間              | 期数 | 利用料金 |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|------|
| 体育施設         | 北運動場                  | 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体<br>【日本製紙総合開発株式会社／株式会社日比谷アメニス】                                         | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  | ○    |
|              | 新荒川大橋野球場              |                                                                                         |                   | 4  |      |
|              | 中央公園野球場               |                                                                                         |                   | 3  |      |
|              | 中央公園庭球場               |                                                                                         |                   | 3  |      |
|              | 新荒川大橋サッカー場            |                                                                                         |                   | 4  |      |
|              | 新河岸川庭球場               |                                                                                         |                   | 4  |      |
|              | 浮間子どもスポーツ広場           |                                                                                         |                   | 3  |      |
|              | 赤羽スポーツの森公園競技場         |                                                                                         |                   | 3  |      |
|              | 浮間舟渡庭球場               |                                                                                         |                   | 2  |      |
| 北ノ台スポーツ多目的広場 | 北ノ台スポーツ多目的広場          |                                                                                         |                   | 2  |      |
| 十条台小学校温水プール  | 十条台小学校温水プール           | 株式会社フクシ・エンタープライズ                                                                        | 平成 30～<br>令和 3 年度 | 3  | ○    |
| 体育施設         | 王子プール                 |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 谷端プール                 |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 桐ヶ丘プール                |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 谷端プール多目的広場            |                                                                                         |                   |    |      |
| 体育館          | 桐ヶ丘体育館                | K i T A マネジメントグループ<br>【アズビル株式会社／株式会社ピーウ<br>オッシュ／株式会社ルネサンス／まち<br>づくり北株式会社／滝野川種苗株式会<br>社】 | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  | ○    |
|              | 滝野川体育館                |                                                                                         |                   | 4  |      |
|              | 赤羽体育館                 |                                                                                         |                   | 1  |      |
| エコー広場館       | 富士見橋エコー広場館            | 特定非営利活動法人北区リサイクラー<br>活動機構                                                               | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  |      |
|              | 滝野川西エコー広場館            |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 北ノ台エコー広場館             |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 赤羽エコー広場館              |                                                                                         |                   |    |      |
| 特別養護老人ホーム    | 特別養護老人ホーム上<br>中里つつじ荘  | 社会福祉法人北区社会福祉事業団                                                                         | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  | ○    |
|              | 特別養護老人ホーム清<br>水坂あじさい荘 |                                                                                         |                   |    |      |
|              | 特別養護老人ホーム桐<br>ヶ丘やまぶき荘 | 社会福祉法人東京聖労院                                                                             | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  | ○    |
|              |                       |                                                                                         |                   |    |      |

| 条例            | 施設                    | 指定管理者              | 指定期間              | 期数 | 利用料金 |
|---------------|-----------------------|--------------------|-------------------|----|------|
| 高齢者在宅サービスセンター | 高齢者在宅サービスセンター上中里つつじ荘  | 社会福祉法人北区社会福祉事業団    | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  | ○    |
|               | 田端高齢者在宅サービスセンター       |                    |                   |    |      |
|               | 滝野川西高齢者在宅サービスセンター     |                    |                   |    |      |
|               | 高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘 |                    |                   |    |      |
|               | 堀船高齢者在宅サービスセンター       | 社会福祉法人光照園          | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  | ○    |
|               | 高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘 | 社会福祉法人東京聖労院        | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  | ○    |
| 老人いこいの家       | 滝野川老人いこいの家            | 社会福祉法人北区社会福祉事業団    | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  |      |
|               | 名主の滝老人いこいの家           |                    |                   |    |      |
| 授産場           | 王子授産場                 | 公益社団法人北区シルバー人材センター | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  |      |
|               | 桐ヶ丘授産場                |                    |                   |    |      |
| 介護予防拠点施設      | 滝野川東介護予防拠点施設          | 社会福祉法人北区社会福祉協議会    | 平成 30～<br>令和 2 年度 | 5  | ○    |
|               | 桐ヶ丘介護予防拠点施設           |                    |                   |    |      |
| 母子生活支援施設      | 浮間ハイマート               | 社会福祉法人東京都福祉事業協会    | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  |      |
| 福祉工房          | 赤羽西福祉工房               | 社会福祉法人北区社会福祉事業団    | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
| 福祉作業所         | 赤羽西福祉作業所              | 社会福祉法人北区社会福祉事業団    | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
|               | 王子福祉作業所               |                    | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 3  |      |
|               | たばた福祉作業所              | 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会  | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
| 知的障害者生活寮      | 神谷ホーム                 | 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会  | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
| 福祉園           | 若葉福祉園                 | 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会  | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 3  |      |
|               | あすなろ福祉園               |                    | 令和元年～<br>5 年度     | 3  |      |

| 条例                | 施設             | 指定管理者              | 指定期間              | 期数 | 利用料金 |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|----|------|
| 区営住宅              | 浮間二丁目第2アパート    | 株式会社東急コミュニティー      | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 4  |      |
|                   | 浮間二丁目第3アパート    |                    |                   |    |      |
|                   | 赤羽北二丁目アパート     |                    |                   |    |      |
|                   | 東田端二丁目アパート     |                    |                   |    |      |
|                   | 赤羽北三丁目第2アパート   |                    |                   |    |      |
|                   | 志茂五丁目アパート      |                    |                   |    |      |
|                   | 浮間三丁目第3アパート    |                    |                   |    |      |
|                   | 浮間三丁目第4アパート    |                    |                   |    |      |
|                   | 赤羽西六丁目第2アパート   |                    |                   |    |      |
|                   | 西が丘一丁目アパート     |                    |                   |    |      |
|                   | 西が丘二丁目アパート     |                    |                   |    |      |
|                   | 西が丘一丁目第2アパート   |                    |                   |    |      |
|                   | 赤羽西六丁目第3アパート   |                    |                   |    |      |
| 高齢者住宅             | シルバーピア赤羽北      | 株式会社東急コミュニティー      | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 1  |      |
| 自転車等駐車場<br>(19か所) | 浮間四丁目自転車駐車場    | 公益社団法人北区シルバー人材センター | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 4  | ○    |
|                   | 浮間三丁目自転車駐車場    |                    |                   | 4  |      |
|                   | 赤羽北二丁目自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |
|                   | 赤羽駅南口第一自転車駐車場  |                    |                   | 4  |      |
|                   | 赤羽駅南口第二自転車駐車場  |                    |                   | 4  |      |
|                   | 王子駅北口自転車駐車場    |                    |                   | 4  |      |
|                   | 栄町自転車駐車場       |                    |                   | 4  |      |
|                   | 王子駅南口自転車駐車場    |                    |                   | 4  |      |
|                   | 赤羽駅西口北自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |
|                   | 北赤羽駅赤羽口自転車駐車場  |                    |                   | 4  |      |
|                   | 王子神谷駅前自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |
|                   | 音無親水公園自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |
|                   | 東十条駅北口自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |
|                   | 十条駅西口自転車駐車場    |                    |                   | 4  |      |
|                   | 東十条駅北口第二自転車駐車場 |                    |                   | 4  |      |
|                   | 十条駅東口自転車駐車場    |                    |                   | 4  |      |
|                   | 王子神谷駅北自転車駐車場   |                    |                   | 4  |      |

| 条例                | 施設             | 指定管理者                                                  | 指定期間              | 期数 | 利用料金 |
|-------------------|----------------|--------------------------------------------------------|-------------------|----|------|
|                   | 東十条駅南口自転車駐車場   |                                                        |                   | 2  |      |
|                   | 赤羽東本通り自転車駐車場   |                                                        | 平成 30～<br>令和 3 年度 | 1  | ○    |
| 自転車等駐車場<br>(12か所) | 赤羽駅南口第三自転車駐車場  | 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社                                    | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 2  | ○    |
|                   | 新田端大橋北自転車駐車場   |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 新田端大橋南自転車駐車場   |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 新田端大橋中央自転車駐車場  |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 田端駅前自転車駐車場     |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 板橋駅東口自転車駐車場    |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 滝野川三丁目自転車駐車場   |                                                        |                   | 4  |      |
|                   | 尾久駅前自転車駐車場     |                                                        |                   | 3  |      |
|                   | 王子駅明治通り自転車駐車場  |                                                        |                   | 2  |      |
|                   | 西ヶ原駅前自転車駐車場    |                                                        |                   | 2  |      |
|                   | 北谷端公園脇自転車駐車場   |                                                        |                   | 2  |      |
|                   | 赤羽駅東口自転車駐車場    |                                                        | 令和元年～<br>3 年度     | 1  |      |
| 自転車等駐車場           | 赤羽駅西口自転車駐車場    | タイムズ24・ソーリンググループ<br>【タイムズ24株式会社／タイムズサービス株式会社／株式会社ソーリン】 | 令和 2～<br>6 年度     | 2  | ○    |
| 駐車場               | 赤羽駅西口駐車場       |                                                        |                   |    |      |
| 公園                | 荒川岩淵関緑地バーベキュー場 | 株式会社サンワックス                                             | 令和 2～<br>4 年度     | 2  | ○    |
|                   | 荒川岩淵関緑地駐車場     |                                                        |                   |    |      |
| 文化センター            | 中央公園文化センター     | 株式会社旺栄                                                 | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 4  | ○    |
|                   | 赤羽文化センター       |                                                        |                   |    |      |
|                   | 滝野川文化センター      |                                                        |                   |    |      |
| 那須高原学園            | 那須高原学園         | 株式会社ニッコトラスト                                            | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 4  | ○    |
| 児童館               | 八幡山子どもセンター     | 社会福祉法人東京聖労院                                            | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 4  |      |
|                   | 十条台子どもセンター     | 株式会社こどもの森                                              | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 4  |      |
|                   | 西ヶ原子どもセンター     | 株式会社明日葉                                                | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 3  |      |
|                   | 袋児童館           | 株式会社日本保育サービス                                           | 令和 2～<br>3 年度     | 4  |      |

| 条例  | 施設        | 指定管理者           | 指定期間              | 期数 | 利用料金 |
|-----|-----------|-----------------|-------------------|----|------|
|     | 滝野川東児童館   | 株式会社日本ディケアセンター  | 令和 2～<br>3 年度     | 4  |      |
|     | 豊島東児童館    | 株式会社日本ディケアセンター  | 令和 2～<br>3 年度     | 3  |      |
| 保育所 | 王子北保育園    | 社会福祉法人三社会       | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
|     | 東十条保育園    | 社会福祉法人育成会       | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 3  |      |
|     | 滝野川西保育園   | 社会福祉法人聖華        | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 3  |      |
|     | 桐ヶ丘保育園    | 社会福祉法人みわの会      | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 3  |      |
|     | 浮間東保育園    | 社会福祉法人三社会       | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 3  |      |
|     | 西ヶ原東保育園   | 社会福祉法人東萌会       | 令和元年～<br>5 年度     | 3  |      |
|     | 上十条南保育園   | 社会福祉法人東京都福祉事業協会 | 令和元年～<br>5 年度     | 3  |      |
|     | 桜田保育園     | 社会福祉法人豊川保育園     | 令和 2～<br>6 年度     | 3  |      |
|     | 東田端保育園    | 社会福祉法人つぼみ会      | 平成 29～<br>令和 3 年度 | 2  |      |
|     | 岩淵保育園     | 社会福祉法人こうほうえん    | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 2  |      |
|     | 西ヶ原南保育園   | 社会福祉法人東萌会       | 平成 30～<br>令和 4 年度 | 2  |      |
|     | 王子本町保育園   | 社会福祉法人ゆうゆう      | 令和元年～<br>5 年度     | 2  |      |
|     | 浮間さくら草保育園 | 社会福祉法人聖華        | 令和元年～<br>5 年度     | 2  |      |
|     | 赤羽台保育園    | 社会福祉法人茂原高師保育園   | 平成 28～<br>令和 2 年度 | 1  |      |
|     | 志茂保育園     | 社会福祉法人三愛福祉会     | 令和2年～<br>6 年度     | 1  |      |

※1 令和 2 年 1 月 31 日付で王子一丁目第二区民住宅が廃止となった。



## 2. 行政評価に関する事務

区民の立場に立った効果的・効率的な行政の推進及び行政運営の改善・適正化を図るため、施策評価及び事務事業評価に取り組んでいる。

施策評価は、長期計画等の進捗管理、施策間の優先度合いの明確化及び総合行政の実効性確保を目的として、基本計画の改定時期に合わせ実施している。平成30年度には、基本計画の全基本施策について評価を実施した。

事務事業評価は、アカウンタビリティと新たな協働関係の構築、成果志向による行政改革の推進、マネジメントサイクルの確立、全庁的な意識改革と能力開発をめざして、平成12年度から毎年度、実施している。

令和元年度からは、評価対象事業を中期計画事業とし簡易評価を行った。また、重点評価については、中期計画への掲載の有無に関わらず2年目、5年目、10年目を迎える事業を対象に実施した。

令和2年度については、中期計画（令和2年度～4年度）初年度であることから事務事業評価は実施しない。

## 3. 組織に関する事務

### （1）政策経営部

①ICTの活用による業務の効率化を図るとともに、区の保有するデータを活用した政策立案等を推進するため、区民部区民情報課を移行し、情報システムの管理等に加え、前記のICTの推進等を担う「情報政策課」を新設した。

②区内外に向けて、北区の個性と魅力を戦略的・効果的に情報発信し、積極的なプロモーション活動に取り組むため、「シティプロモーション推進担当課長」を新設した。

### （2）危機管理室

近年の災害による新たな行政課題への対応が増加するなか、大規模災害を想定した事前の備えと災害時における機動的かつ円滑な対応を行うため、防災課、副参事（地域防災担当）、危機管理課及び副参事（生活安全担当）の事務を見直し、「防災・危機管理課」、「地域防災担当課長」及び「生活安全担当課長」に再編した。

### （3）地域振興部

①国内の友好都市（3都市）との交流事業及び新たな都市との交流・連携を推進するため、「副参事（都市交流推進担当）」を新設した。

②地域のきずなづくり推進プロジェクトは、各地域振興室が事務局となり19地域での地域円卓会議の開催など事業が円滑に行われているため、「副参事（地域のきずなづくり担当）」を廃止した。

### （4）区民部

①区民情報課の政策経営部への移行に伴い、区民部の庶務担当課を戸籍住民課とした。

②新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による給付金制度の創設を受け、特別定額給付金事業を行うため、「特別定額給付金担当課長」を新設した。

### （5）生活環境部

①区民や事業者の利便性の向上を図るため、リサイクル清掃課の資源回収事業などを北区清掃事務所に移管し、資源と廃棄物に関する相談や手続きの窓口を統合するとともに北区清掃事務所管理係の名称を「事業管理係」に変更した。また、リサイクル清掃課の係制を廃止した。

②リサイクル清掃課の副参事（清掃事業企画調整担当）を廃止し、清掃事業の企画調整はリサイクル清掃

課が担うこととした。また、北区清掃事務所副所長を廃止した。

#### (6) 健康福祉部

- ①予防接種業務における指揮命令系統を明確化するため、予防接種業務を健康推進課から北区保健所へ移管し、北区保健所に「課務担当主査（予防接種）」を新設した。
- ②健康増進センターを廃止し、高齢者の社会参加、自主的活動及び就労を支援するとともに多世代交流等を促進するなど、「生きがいつくり」の支援拠点としていきがい活動センターを設置し、高齢福祉課が所管する。

#### (7) 教育振興部

長寿命化計画の着実な実施とともに、老朽化する施設管理等の諸課題に対し、安定的な対応を図るため、学校改築施設管理課に係制を導入し、計画係、施設管理係、施設整備係を設置した。また、学校の改築及び大規模改修事業に伴う調査、計画及び調整を担う課務担当主査を置いた。

#### (8) 子ども未来部

子ども家庭支援センターとしての育ち愛ほっと館の相談機能の更なる強化を図ることに伴い、育ち愛ほっと館を廃止し、新たな子ども家庭支援センターを設置した。

### 4. 公共施設の有効活用に関する事務

#### (1) 公共施設再配置の推進

公共施設を取りまく社会環境や行政需要の変化に適切に対応し、限られた資源の中でより質の高いサービスを区民に提供していくため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた「北区公共施設再配置方針」を平成 25 年 7 月に策定した。

平成 27 年度に公共施設白書の更新を行ったうえで、道路や公園などのインフラも含めた全ての公共施設等の現状を把握し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 2 月に策定した。

近年の人口動向の変化や、区有施設保全計画の改定、北区立小・中学校長寿命化計画の策定により、施設の長寿命化の方針が明確化されたことを踏まえ、公共施設等の更新にかかる将来コストや施設総量の削減目標等について見直しを行うため、公共施設等総合管理計画の令和 3 年度改定に向けて取り組んでいく。

#### (2) 遊休施設の利活用

東京都北区遊休施設利活用等検討会設置要綱（平成 16 年 10 月 1 日区長決裁）に基づき、「①事業の廃止、移管等により利用目的を失った区有施設又は利用目的を失うことが見込まれる区有施設、②利用計画はあるが、実施されるまで相当期間が見込まれる土地、③当面利用が見込まれない土地」などを遊休施設と位置づけ、遊休施設利活用等検討会において遊休施設の利活用、処分、貸付け及び返還に関する計画を作成している。

## 財 政 課

財政課は、区財政運営の基本として、各種施策を具体化するための当初予算及び補正予算編成を中心に、財政計画の策定、予算の配当及び主要事業の進行管理などを行い、財政事務を通じて、区政の円滑な推進を図っている。

また、財政状況調査（決算統計）、財務4表作成等により決算分析を行い、財政運営に際しての基礎資料としている。

### 1 区の主要財源

区民の区政に対する要望を実現し、多様な行政需要にこたえていくためには、区財政の根源である財源の安定的確保が何よりも重要な課題である。主要財源の現況は次のとおりである。

#### （１）特別区税

自主財源の大宗をなす特別区税は、歳入の要と位置づけられ、令和2年度当初予算額は、特別区民税が納税義務者数の増加などによる増収を見込み、令和元年度当初予算額に比べ6億8,200万円増の305億4,100万円を計上した。

特別区税の前年度計上額に対する増減率は2.3%となり、当初予算に占める構成比は19.6%となった。

特別区税収入の確保に鋭意努めながら、効率的な財政運営により健全財政を堅持し、納税者の信頼に応えることが一層求められるところである。

#### （２）特別区交付金（都区財政調整交付金）

都区財政調整制度は、都と特別区との財源配分及び特別区相互間の財源調整という機能を有している。

調整財源として、都と区の共有財源である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税並びに法人事業税交付対象額があてられ、令和2年度からは児童相談所にかかる特例的な対応として、調整税等の収入額の55.1%（調整率）が特別区ごとに算定した基準財政需要額等に基づき、特別区交付金として交付される。

特別区交付金の令和2年度当初予算額は、主要財源である市町村民税法人分が税制改正等の影響を受け大幅な減収が見込まれるため、令和元年度当初予算額に比べ39億円減の502億円を計上した。令和2年度当初予算では、歳入構成比の32.3%を占めており、財政運営の重要な役割を担っている。

一方、国は、不合理な税制改正により都市部から税源を吸い上げる動きを加速させており、その影響額は、ふるさと納税による影響を含め、令和2年度に23区全体で、約2,131億円もの減になると試算されている。加えて、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響など、大幅な税収の落ち込みが避けられない状況にあるため、引き続き、税・財政の動向に留意する必要がある。

（令和２年度都区財政調整協議）

平成３０年度の協議では、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができた一方、特別交付金をはじめとする現行制度上の諸課題については、前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論を行うことができなかった。

令和元年度はこうした状況を踏まえつつ、令和２年度に特別区において児童相談所が開設されることに伴う都区間の財源配分の変更を最大の焦点とし、特別区の財政需要の的確な算定、都区財政調整協議上の諸課題の具体的な改善を図るべく協議に臨んだ。

令和２年度都区財政調整協議は、１２月２日の第２回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

１２月２３日の第３回都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」という。）及び１月７日の第４回財調幹事会において、都側から財源見通しについて、令和元年度は、固定資産税及び市町村民税法人分の増収により、普通交付金が約１６４億円の増となり、当初算定時の約２５６億円の算定残を加えた約４２０億円が最終的な算定残となること、令和２年度は、法人事業税交付対象額が調整税に追加となる一方で、その他の調整税は平成３１年度当初フレームに比べ、固定資産税が増収するものの、市町村民税法人分の大幅な減収及び平成３０年度精算分の影響により普通交付金が約６７５億円の減、基準財政収入額は、特別区民税、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額が増収となることにより、約６３９億円の増となる見通しが示された。

第４回財調幹事会において、区側から、役割分担の変更等があった場合に配分割合を変更することは都区合意事項であり、令和２年度から３区が児童相談所設置市となり、都から事務を受け継ぐことに見合う財源配分の引き上げを行うこと、今後の設置区数の増加に合わせ、配分割合も順次変更していくことを提案した。しかし、都側からは、需要額が合理的かつ妥当な水準となっているかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階で検証・分析が可能であることから、１１区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべきであるとし、配分割合の変更について一切言及がされなかった。こうした都区間の考え方に隔たりがあり整理が困難なことから、協議をとりまとめることができず、検討状況を踏まえ論点を整理し、１月８日の第３回財調協議会に報告することとした。

第３回財調協議会では、協議を一旦中断し、都側に再考を求めるとともに、協議状況を区長会に報告し、今後の対応について指示を仰ぐこととした。なお、令和元年度再調整では、「風しん追加的対策に係る経費」、「森林整備等に要する経費」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費」の３項目について追加算定を実施することとし、令和２年度の当初フレームでは、「児童相談所関連経費」や「投資的経費に係る工事単価の見直し」などの需要算定に係る課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・見直し・改善を行った。

１月１０日の区長会役員会において、都区間の財源配分について、児童相談所の設置に伴う都区財政調整上の措置についての申し入れを行うことが決定され、１月１４日に東京都知事へ申し入れを行った。１月１５日に都側から申し入れに対して、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和２年度から０.１％増やし、５５.１％とすること、特例的な対応により変更した分も含め、令和４年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することが回答された。

１月１６日の区長会総会において、都側からの回答を踏まえ、協議を再開することが指示さ

れ、1月20日に第4回財調協議会を開催して、今回は特例的な対応として配分割合を令和2年度から55.1%とすること、また、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議することとした。

財調協議会の協議結果は、1月24日開催の区長会総会臨時会で了承された。また、当該結果を踏まえた令和2年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和元年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について都側から説明を受け、これを了承した。

その後、1月28日開催の都区協議会において、令和2年度都区財政調整及び令和元年度再調整についての都区合意が成立した。

なお、1月24日発表の都の令和2年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算と同額の200億円となった。

北区の令和元年度都区財政調整交付金の確定額は次のとおりである。

|       |              |         |        |
|-------|--------------|---------|--------|
| 予算計上額 | 54,709,000千円 | （歳入構成比  | 34.7%） |
| 交付金総額 | 55,508,288千円 | （対前年度伸率 | △1.7%） |

### （３）国庫・都支出金

国庫（都）支出金は、北区が、法令等に基づいて実施しなければならない事務に要する経費に対し、国（都）がその全部又は一部について負担するものや、北区が行う事業に対し、財政援助ないし奨励の意味をもって交付されるものなどである。したがって、特定財源として使途が明定された財源である。

国は、財政難を理由に、昭和60年度以降負担率の引下げを行ってきた。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきた。

また、平成19年度より所得税から住民税への税源移譲が実現したが、地方財政の自立に向けて、更なる地方税財政基盤の充実強化を図る必要がある。

さらに平成23年度から段階的に実施されていた国庫補助負担金の一括交付金化は、平成25年度から廃止となったが、国・都における財政状況のひっ迫を契機としての補助金等の見直しの動きなど、今後とも、国・都の動向を注視し、必要な取り組みを行っていかなければならない。

国庫支出金の令和2年度当初予算額は、十条駅西口市街地再開発促進事業に対する社会資本整備総合交付金等の減により、対前年度比0.5%減の291億8,868万7千円となり、歳入構成比は18.8%となった。

都支出金の令和2年度当初予算額は、幼児教育・保育の無償化に伴う委託保育実施費等の増により、対前年度比11.4%増の126億6,388万3千円となり、歳入構成比は8.1%となった。

### （４）地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算した後の2分の1に相当する額が区市町村へ交付されるものである。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日から

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障４経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられている。

平成３０年度税制改正では、地方消費税における都道府県間の清算基準の抜本的な見直しが行われ、令和２年度の地方消費税交付金への影響額は、２３区全体で約６０６億円の減と試算している。

令和２年度予算における北区の地方消費税交付金は、７４億８,２００万円となり、歳入構成比は４.８％となった。地方消費税交付金のうち社会保障財源分は、４２億２,７００万円を見込み、幼児教育・保育の無償化や保育所の待機児童解消、低所得者の国民健康保険料・介護保険料の負担軽減などに活用していく。

#### （５）特別区債

各種施設、道路・公園など建設事業の推進に活用するため、昭和４７年度から特別区債の発行を行っている。令和元年度末の特別区債現在高見込額は、２７８億８,４６７万１千円で、前年度から約４億７千万円減少した。

歳出総額充当一般財源等に対する公債費充当一般財源等の割合である公債費負担比率は、平成３０年度普通会計決算においては、３.２％であり、前年度に比べて０.１ポイント下回った。また、平成３０年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、公債費による財政負担の度合いを示す指標である実質公債費比率は、△３.４％となった（前年度△３.７％）。

公債費負担比率、実質公債費比率とも適正な水準で推移しているが、今後も、学校改築等のための起債を予定しているほか、多数の区有施設の更新等も見込まれることから、将来の財政負担等を考慮し、計画的に活用していくことが必要である。

特別区債の発行状況は、別掲のとおりである（６ 特別区債）。

#### （６）基金

少子高齢化などによる厳しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせない。

景気の変動等による税収の増減にも対応し、安定した行政サービス展開を行うための財政調整基金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金等を適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件である。

このような状況を踏まえ、平成１２年度には「学校改築基金」を創設、令和２年度に「学校改築等基金」に改正し、学校の計画的な改築及び大規模改修を実施していくため、本基金の活用を図っている。また、平成１３年度からは、前年度の一般会計剰余金の２分の１を財政調整基金に繰り入れる措置を採用し、今後の経済状況等を考慮しながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めている。

令和２年度当初予算においては、特別区交付金等の減少により、年度当初に特定目的基金への積立は困難と判断したが、今後の社会経済状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

## 2 主要事業進行管理

主要事業の効率的な執行を期するため、北区予算事務規則第23条の規定により、令和2年度は次の事業について、当該事業の執行計画に基づく執行状況を把握し、事業の促進を図っている。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>健康福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 いきがい活動センター改修</li><li>2 特別養護老人ホーム大規模改修<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 旧浮間さくら荘</li><li>(2) 上中里つつじ荘</li></ol></li></ol> <p>まちづくり部</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 十条駅西口市街地再開発</li><li>2 一人ぐらし高齢者住宅建設<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 仮称区営シルバーピア滝野川三丁目</li></ol></li></ol> <p>土木部</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 駅周辺バリアフリー化整備<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 板橋駅周辺<br/>(駅前広場第Ⅱ期、豊北5号)</li></ol></li><li>2 橋梁架替整備<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 十条跨線橋</li><li>(2) 新田橋</li><li>(3) 新柳橋</li></ol></li><li>3 公園改修<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 飛鳥山公園</li><li>(2) 旧渋沢庭園</li></ol></li></ol> | <p>教育振興部</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 学校改築<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 王子第一小学校</li><li>(2) 西が丘小学校</li><li>(3) 仮称都の北学園</li></ol></li><li>2 学校リフレッシュ改修<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 滝野川小学校</li></ol></li><li>3 学校リノベーション<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 飛鳥中学校</li></ol></li></ol> <p>子ども未来部</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 私立保育所整備</li><li>2 保育所改修<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 滝野川北保育園</li><li>(2) 桜田北保育園</li></ol></li></ol> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3 財政分析・広報

毎年度、地方財政状況調査（決算統計）により、普通会計決算ベースで調査表を作成し、決算の分析、財政分析指標の算出・公表を行っている。平成19年度決算からは地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表を行っている。

また、区の財政状況をわかりやすくPRするため、予算書・決算書に加え、「ふるさと北区財政白書」、「予算の概要」、「予算案の特徴」等の冊子を作成し、図書館、地域振興室、区政資料室に配置するとともに、北区ニュース・ホームページにおいて、財政事情、財政比較分析表、予算・決算特集を掲載している。

そのほか、貸借対照表（バランスシート）、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成し、平成30年度から「ふるさと北区財政白書」と一体化して公表するなど、分かりやすい財政情報の開示・提供を図っている。

## 4 地方公会計制度

平成29年度に日々仕訳方式を採用し、平成30年度（平成29年度決算）から総務省策定の統一的な基準による財務書類の作成・公表を行っている。

## 5 令和元年度歳入歳出予算の概要

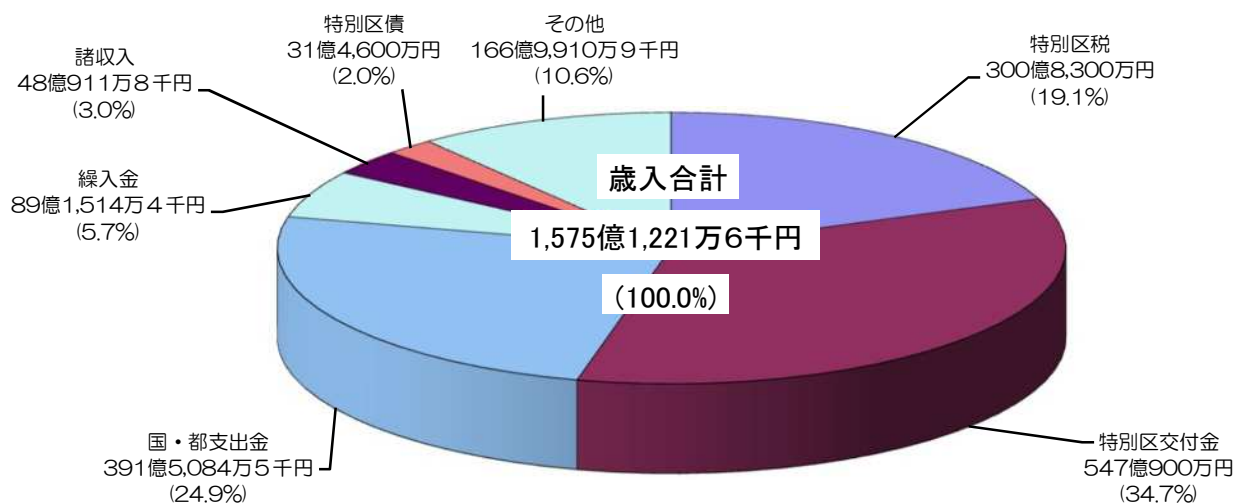
### (1) 一般会計

(歳入)

(単位：千円)

| 款                        | 当 初 予 算     | 補 正 予 算   |           |         |             |         | 計           | 構 成 比<br>% |
|--------------------------|-------------|-----------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|------------|
|                          |             | 1号(6月)    | 2号(9月)    | 3号(11月) | 4号(2月)      | 5号(3月)  |             |            |
| 1 特 別 区 税                | 29,859,000  | 0         | 0         | 0       | 224,000     | 0       | 30,083,000  | 19.1       |
| 2 地 方 譲 与 税              | 478,930     | 0         | 0         | 0       | △ 10,000    | 0       | 468,930     | 0.3        |
| 3 利 子 割 交 付 金            | 126,000     | 0         | 0         | 0       | △ 36,000    | 0       | 90,000      | 0.0        |
| 4 配 当 割 交 付 金            | 488,000     | 0         | 0         | 0       | △ 44,000    | 0       | 444,000     | 0.3        |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金  | 287,000     | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 287,000     | 0.2        |
| 6 地 方 消 費 税 金            | 5,844,000   | 0         | 0         | 0       | △ 193,000   | 0       | 5,651,000   | 3.6        |
| 7 自 動 車 取 得 税 金          | 125,000     | 0         | 0         | 0       | 10,000      | 0       | 135,000     | 0.1        |
| 8 環 境 性 能 割 交 付 金        | 44,000      | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 44,000      | 0.0        |
| 9 地 方 特 例 交 付 金          | 552,234     | 0         | 0         | 0       | 45,956      | 0       | 598,190     | 0.4        |
| 10 特 別 区 交 付 金           | 54,100,000  | 0         | 0         | 0       | 609,000     | 0       | 54,709,000  | 34.7       |
| 11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 21,000      | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 21,000      | 0.0        |
| 12 ゴ ル フ 場 利 用 税 金       | 8,000       | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 8,000       | 0.0        |
| 13 分 担 金 及 び 負 担 金       | 2,735,514   | 0         | △ 59,235  | 0       | △ 81,410    | 0       | 2,594,869   | 1.6        |
| 14 使 用 料 及 び 手 数 料       | 2,979,767   | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 2,979,767   | 1.9        |
| 15 国 庫 支 出 金             | 29,346,438  | 523,971   | 30,966    | 0       | △ 1,562,559 | 9,000   | 28,347,816  | 18.0       |
| 16 都 支 出 金               | 11,363,091  | 119,938   | 119,563   | 0       | △ 799,563   | 0       | 10,803,029  | 6.9        |
| 17 財 産 収 入               | 97,231      | 0         | 608,335   | 0       | 364,703     | 0       | 1,070,269   | 0.7        |
| 18 寄 付 金                 | 1           | 0         | 0         | 0       | 10,698      | 0       | 10,699      | 0.0        |
| 19 繰 入 金                 | 9,990,686   | 0         | 467,146   | 383,900 | △ 2,090,717 | 164,129 | 8,915,144   | 5.7        |
| 20 繰 越 金                 | 1,800,000   | 212,423   | 283,962   | 0       | 0           | 0       | 2,296,385   | 1.5        |
| 21 諸 収 入                 | 3,541,108   | 1,443,000 | 42,395    | 0       | △ 217,385   | 0       | 4,809,118   | 3.0        |
| 22 特 別 区 債               | 4,224,000   | 0         | 0         | 0       | △ 1,078,000 | 0       | 3,146,000   | 2.0        |
| 歳 入 合 計                  | 158,011,000 | 2,299,332 | 1,493,132 | 383,900 | △ 4,848,277 | 173,129 | 157,512,216 | 100.0      |

令和元年度一般会計歳入予算（最終予算額）



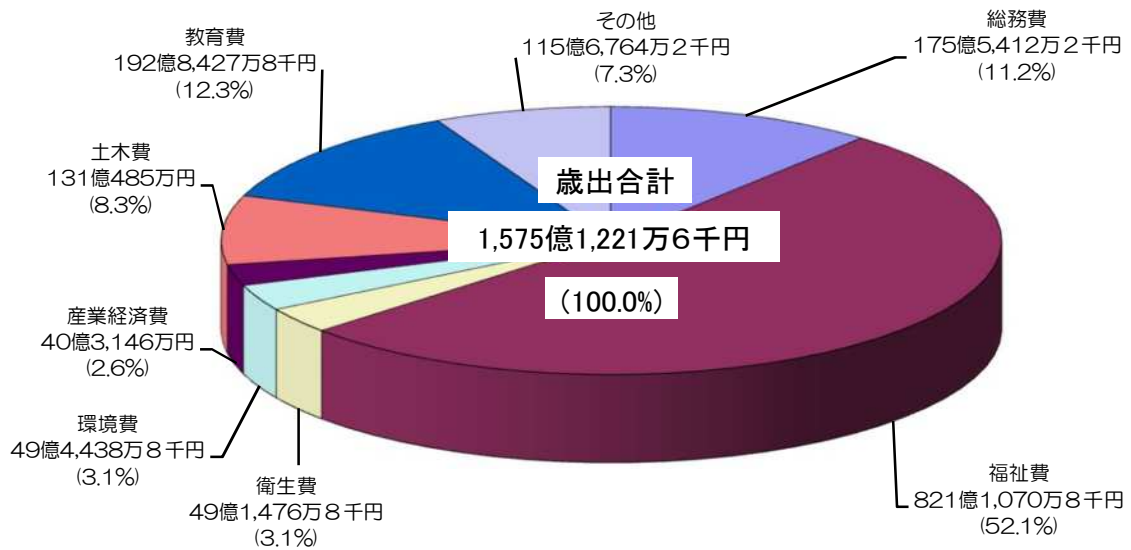


(歳 出)

(単位：千円)

| 款           | 当 初 予 算     | 補 正 予 算   |           |         |             |         | 計           | 構 成 比<br>% |
|-------------|-------------|-----------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|------------|
|             |             | 1号(6月)    | 2号(9月)    | 3号(11月) | 4号(2月)      | 5号(3月)  |             |            |
| 1 議 会 費     | 809,668     | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 809,668     | 0.5        |
| 2 総 務 費     | 17,691,469  | 38,024    | △8,566    | 39,200  | △206,005    | 0       | 17,554,122  | 11.2       |
| 3 福 祉 費     | 83,354,917  | 199,871   | 769,628   | 0       | △2,213,708  | 0       | 82,110,708  | 52.1       |
| 4 衛 生 費     | 4,995,801   | 19,409    | 49,287    | 0       | △179,729    | 30,000  | 4,914,768   | 3.1        |
| 5 環 境 費     | 4,897,216   | 0         | 37,000    | 0       | 10,172      | 0       | 4,944,388   | 3.1        |
| 6 産 業 経 済 費 | 2,883,759   | 1,862,372 | 55,164    | 0       | △812,964    | 43,129  | 4,031,460   | 2.6        |
| 7 土 木 費     | 15,589,873  | 138,633   | 154,598   | 0       | △2,778,254  | 0       | 13,104,850  | 8.3        |
| 8 教 育 費     | 20,650,016  | 41,023    | △172,314  | 284,700 | △1,519,147  | 0       | 19,284,278  | 12.3       |
| 9 公 債 費     | 3,740,508   | 0         | 0         | 0       | 0           | 0       | 3,740,508   | 2.4        |
| 10 諸 支 出 金  | 3,197,773   | 0         | 608,335   | 0       | 2,851,358   | 0       | 6,657,466   | 4.2        |
| 11 予 備 費    | 200,000     | 0         | 0         | 60,000  | 0           | 100,000 | 360,000     | 0.2        |
| 歳 出 合 計     | 158,011,000 | 2,299,332 | 1,493,132 | 383,900 | △ 4,848,277 | 173,129 | 157,512,216 | 100.0      |

令和元年度一般会計歳出予算（最終予算額）



## (2) 特別会計

## 国民健康保険事業会計

## (歳 入)

(単位：千円)

| 款                 | 当 初 予 算    | 補 正 予 算 |          | 計          | 構 成 比<br>% |
|-------------------|------------|---------|----------|------------|------------|
|                   |            | 1号(9月)  | 2号(2月)   |            |            |
| 1 国 民 健 康 保 険 料   | 8,274,812  | 0       | △341,333 | 7,933,479  | 21.4       |
| 2 一 部 負 担 金       | 4          | 0       | 0        | 4          | 0.0        |
| 3 使 用 料 及 び 手 数 料 | 189        | 0       | 0        | 189        | 0.0        |
| 4 国 庫 支 出 金       | 1          | 0       | 134      | 135        | 0.0        |
| 5 都 支 出 金         | 24,803,002 | 0       | △933,411 | 23,869,591 | 64.2       |
| 6 繰 越 金           | 2          | 7,908   | 761,845  | 769,755    | 2.1        |
| 7 諸 収 入           | 54,867     | 0       | △6,252   | 48,615     | 0.1        |
| 8 繰 入 金           | 4,829,218  | 0       | △297,976 | 4,531,242  | 12.2       |
| 歳 入 合 計           | 37,962,095 | 7,908   | △816,993 | 37,153,010 | 100.0      |

## (歳 出)

(単位：千円)

| 款               | 当 初 予 算    | 補 正 予 算 |            | 計          | 構 成 比<br>% |
|-----------------|------------|---------|------------|------------|------------|
|                 |            | 1号(9月)  | 2号(2月)     |            |            |
| 1 総 務 費         | 751,030    | 0       | △42,084    | 708,946    | 1.9        |
| 2 保 険 給 付 費     | 24,866,104 | 0       | △1,107,378 | 23,758,726 | 64.0       |
| 3 国民健康保険事業費納付金  | 11,406,710 | 7,908   | △192,947   | 11,221,671 | 30.2       |
| 4 共 同 事 業 拠 出 金 | 7          | 0       | 0          | 7          | 0.0        |
| 5 保 健 事 業 費     | 379,900    | 0       | △44,337    | 335,563    | 0.9        |
| 6 諸 支 出 金       | 58,344     | 0       | 769,753    | 828,097    | 2.2        |
| 7 予 備 費         | 500,000    | 0       | △200,000   | 300,000    | 0.8        |
| 歳 出 合 計         | 37,962,095 | 7,908   | △816,993   | 37,153,010 | 100.0      |

中小企業従業員退職金等共済事業会計

(歳 入)

(単位：千円)

| 款           | 当 初 予 算 | 計       | 構 成 比<br>% |
|-------------|---------|---------|------------|
| 1 共 済 収 入   | 1,294   | 1,294   | 0.3        |
| 2 繰 入 金     | 450,488 | 450,488 | 99.7       |
| ( 財 産 収 入 ) | 0       | 0       | 0.0        |
| ( 繰 越 金 )   | 0       | 0       | 0.0        |
| ( 諸 収 入 )   | 0       | 0       | 0.0        |
| 歳 入 合 計     | 451,782 | 451,782 | 100.0      |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款       | 当 初 予 算 | 計       | 構 成 比<br>% |
|---------|---------|---------|------------|
| 1 事 業 費 | 451,782 | 451,782 | 100.0      |
| 歳 出 合 計 | 451,782 | 451,782 | 100.0      |

## 介護保険会計

(歳 入)

(単位：千円)

| 款                 | 当 初 予 算    | 補 正 予 算   |           |           | 計          | 構 成 比<br>% |
|-------------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                   |            | 1号(6月)    | 2号(9月)    | 3号(2月)    |            |            |
| 1 介 護 保 険 料       | 6,537,330  | △ 196,543 | 0         | 0         | 6,340,787  | 18.4       |
| 2 使 用 料 及 び 手 数 料 | 1          | 0         | 0         | 0         | 1          | 0.0        |
| 3 国 庫 支 出 金       | 7,370,346  | 0         | 127       | △ 1,102   | 7,369,371  | 21.4       |
| 4 支 払 基 金 交 付 金   | 8,330,832  | 0         | 0         | △ 63,003  | 8,267,829  | 24.0       |
| 5 都 支 出 金         | 4,630,494  | 0         | 64        | △ 29,919  | 4,600,639  | 13.4       |
| 6 財 産 収 入         | 920        | 0         | 0         | 109       | 1,029      | 0.0        |
| 7 繰 入 金           | 5,742,833  | 196,543   | 6,928     | △ 158,845 | 5,787,459  | 16.8       |
| 8 繰 越 金           | 2          | 0         | 2,080,540 | 0         | 2,080,542  | 6.0        |
| 9 諸 収 入           | 1,759      | 0         | 0         | 48        | 1,807      | 0.0        |
| 歳 入 合 計           | 32,614,517 | 0         | 2,087,659 | △ 252,712 | 34,449,464 | 100.0      |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款               | 当 初 予 算    | 補 正 予 算 |           |          | 計          | 構 成 比<br>% |
|-----------------|------------|---------|-----------|----------|------------|------------|
|                 |            | 1号(6月)  | 2号(9月)    | 3号(2月)   |            |            |
| 1 総 務 費         | 701,121    | 0       | 6,789     | △16,461  | 691,449    | 2.0        |
| 2 保 険 給 付 費     | 29,348,717 | 0       | 0         | 0        | 29,348,717 | 85.2       |
| 3 地 域 支 援 事 業 費 | 2,255,757  | 0       | 330       | △237,244 | 2,018,843  | 5.9        |
| 4 基 金 積 立 金     | 920        | 0       | 1,475,032 | 109      | 1,476,061  | 4.3        |
| 5 諸 支 出 金       | 15,002     | 0       | 605,508   | 884      | 621,394    | 1.8        |
| 6 予 備 費         | 293,000    | 0       | 0         | 0        | 293,000    | 0.8        |
| 歳 出 合 計         | 32,614,517 | 0       | 2,087,659 | △252,712 | 34,449,464 | 100.0      |

後期高齢者医療会計

(歳 入)

(単位：千円)

| 款            | 当 初 予 算   | 補 正 予 算 |          | 計         | 構 成 比<br>% |
|--------------|-----------|---------|----------|-----------|------------|
|              |           | 1号(9月)  | 2号(2月)   |           |            |
| 1 後期高齢者医療保険料 | 3,587,920 | 0       | 50,306   | 3,638,226 | 40.9       |
| 2 使用料及び手数料   | 3         | 0       | 0        | 3         | 0.0        |
| 3 繰 入 金      | 4,961,044 | 0       | △200,815 | 4,760,229 | 53.5       |
| 4 繰 越 金      | 1         | 211,996 | 0        | 211,997   | 2.4        |
| 5 諸 収 入      | 291,154   | 0       | △6,172   | 284,982   | 3.2        |
| 歳 入 合 計      | 8,840,122 | 211,996 | △156,681 | 8,895,437 | 100.0      |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款               | 当 初 予 算   | 補 正 予 算 |          | 計         | 構 成 比<br>% |
|-----------------|-----------|---------|----------|-----------|------------|
|                 |           | 1号(9月)  | 2号(2月)   |           |            |
| 1 総 務 費         | 159,305   | 0       | 0        | 159,305   | 1.8        |
| 2 広 域 連 合 納 付 金 | 7,979,795 | 0       | △132,197 | 7,847,598 | 88.2       |
| 3 保 健 事 業 費     | 311,706   | 0       | △24,484  | 287,222   | 3.2        |
| 4 葬 祭 費         | 175,314   | 0       | 0        | 175,314   | 2.0        |
| 5 諸 支 出 金       | 14,002    | 211,996 | 0        | 225,998   | 2.5        |
| 6 予 備 費         | 200,000   | 0       | 0        | 200,000   | 2.3        |
| 歳 出 合 計         | 8,840,122 | 211,996 | △156,681 | 8,895,437 | 100.0      |

## 6 特別区債

本区における特別区債の発行状況は、下記のとおりです。

特別区債発行状況一覧表

| 発行年度            | 特別区債の目的           | 発行額        | 発          |
|-----------------|-------------------|------------|------------|
|                 |                   |            | 年利率<br>(%) |
| 平成7             | 滝野川西区民センター建設外12件  | 10,795,100 | 3.0~3.6    |
| 8               | 滝野川東区民センター建設外11件  | 5,921,600  | 2.4~3.1    |
| 12              | 東十条ふれあい館建設外11件    | 5,687,200  | 1.3~1.6    |
| 13              | 滝野川第一小学校用地取得外2件   | 1,094,500  | 0.6~2.0    |
| 14              | 赤羽北区民センター建物取得外5件  | 4,219,700  | 0.5~1.1    |
| 15              | 滝野川第一小学校用地取得外4件   | 7,015,100  | 0.28~1.8   |
| 16              | 減税補てん債外1件         | 7,864,900  | 0.2~1.1    |
| 17              | 減税補てん債外1件         | 1,543,200  | 0.1~1.7    |
| 18              | 減税補てん債外3件         | 1,681,400  | 0.01~2.0   |
| 19              | 学校改築外4件           | 6,160,000  | 0.9~1.9    |
| 20              | 学校改築外4件           | 4,521,000  | 0.8~2.0    |
| 21              | 学校改築外3件           | 3,198,500  | 0.6~1.7    |
| 22              | 学校改築外1件           | 2,447,000  | 0.9~1.3    |
| 23              | 学校改築外3件           | 3,532,000  | 0.7~1.4    |
| 24              | 学校改築外2件           | 1,706,000  | 0.3~1.0    |
| 25              | 学校改築外3件           | 3,262,000  | 0.3~1.0    |
| 26              | 赤羽体育館建設外1件        | 1,342,000  | 0.2        |
| 27              | 仮称赤羽台のもり公園用地取得外4件 | 3,449,000  | 0.07~0.1   |
| 28              | 赤羽体育館建設外3件        | 4,929,000  | 0.01       |
| 29              | 学校改築外1件           | 2,972,900  | 0.01~0.4   |
| 30              | 学校改築外2件           | 4,003,000  | 0.004~0.2  |
| 小計（平成7年~平成30年度） |                   |            |            |

| 発行年度 | 特別区債の目的        | 発行額       | 発          |
|------|----------------|-----------|------------|
|      |                |           | 年利率<br>(%) |
| 令和元  | 道路整備（北62号外5路線） | 221,000   | 0.005~0.2  |
|      | 学校改築（浮間中学校外2校） | 2,816,000 | 0.003~0.2  |
|      | 小計             | 3,037,000 | -          |
| 合計   |                |           |            |

※償還が終了している年度は省略した。

※上記数値には、一般会計及び用地特別会計分を含む。

※減税補てん債については、平成13年度債から「利率見直し方式」のため借入

※令和2年度発行予定額（当初予算計上額 4,124,000千円）は上記には含ま

(単位：千円)

| 行 条 件       |             | 区債現在高<br>(令和元年度末) | 令和2年度<br>償還見込額 | 区債現在高<br>(令和2年度末<br>現在高見込) |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------------------|
| 償還期間<br>(年) | 据置期間<br>(年) |                   |                |                            |
| 10～25       | 2～10        | 32,305            | 32,305         | 0                          |
| 10～22       | 2～9         | 9,013             | 4,448          | 4,565                      |
| 4～25        | 0～3         | 194,198           | 171,435        | 22,763                     |
| 10～25       | 3           | 136,500           | 48,820         | 87,680                     |
| 4～25        | 0～9         | 297,838           | 98,133         | 199,705                    |
| 4～25        | 3～9         | 286,753           | 52,210         | 234,543                    |
| 10～20       | 0～3         | 187,461           | 37,343         | 150,118                    |
| 10～20       | 3～9         | 242,272           | 40,277         | 201,995                    |
| 12～25       | 2～4         | 499,110           | 51,556         | 447,554                    |
| 10～25       | 2～4         | 177,061           | 12,428         | 164,633                    |
| 10～20       | 2～9         | 444,167           | 46,077         | 398,090                    |
| 10～20       | 2～9         | 627,449           | 365,244        | 262,205                    |
| 10～15       | 2～3         | 1,042,612         | 231,458        | 811,154                    |
| 10～20       | 2～3         | 1,933,431         | 310,860        | 1,622,571                  |
| 10～20       | 2～3         | 1,102,236         | 138,697        | 963,539                    |
| 10～20       | 2～3         | 2,330,215         | 284,622        | 2,045,593                  |
| 10          | 2～3         | 932,235           | 185,703        | 746,532                    |
| 10          | 2～3         | 2,762,457         | 459,452        | 2,303,005                  |
| 10          | 2～3         | 4,634,458         | 661,884        | 3,972,574                  |
| 10～25       | 2～3         | 2,972,900         | 118,222        | 2,854,678                  |
| 10          | 2～9         | 4,003,000         | 0              | 4,003,000                  |
|             |             | 24,847,671        | 3,351,174      | 21,496,497                 |

| 行 条 件       |             | 区債現在高<br>(令和元年度末) | 令和2年度<br>償還見込額 | 区債現在高<br>(令和2年度末<br>現在高見込) |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------------------|
| 償還期間<br>(年) | 据置期間<br>(年) |                   |                |                            |
| 10          | 3～9         | 221,000           | 0              | 221,000                    |
| 10～20       | 2～9         | 2,816,000         | 0              | 2,816,000                  |
| -           | -           | 3,037,000         | 0              | 3,037,000                  |
|             |             | 27,884,671        | 3,351,174      | 24,533,497                 |

から10年後に見直しがある。  
ない。

## 情 報 政 策 課

### 1. 内部情報系システム運営

(令和2年度予算 1, 251, 432千円)

#### (1) 情報系ネットワークと内部情報系システム

情報系ネットワーク(庁内LAN)は、平成16年2月に本庁舎で運用開始して、平成20年度には全ての整備が完了している。情報系ネットワークは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)に接続している。情報系ネットワーク基盤上で、内部情報系システムとして、グループウェア(掲示板・電子メール・スケジュール機能等)、庶務事務システム、文書総合管理システム、財務会計システムを運用している。

平成28年度に、自治体セキュリティ強化対策事業においてLGWAN接続とインターネット接続の分離を行い、平成29年度に、東京都が構築する自治体セキュリティクラウドに接続するためのネットワークの構築及びインターネット環境からLGWAN環境へのファイル持込み時にウィルス等を除去する機能(無害化)を構築し、また、内部情報系システムのサーバ及びネットワーク機器の更改を実施した。平成30年度は、財務会計システムのサーバ機器更改を実施した。令和元年度は、現行端末のOSであるWindows7のサポート終了に伴い、Windows10端末への入れ替えを実施した。令和2年度は、ネットワーク機器の更改を予定している。

#### (2) 情報セキュリティ

区が保有する情報及び情報を取り扱う環境の機密性、完全性及び可用性を確保維持するための統一かつ基本的な方針である「北区情報セキュリティポリシー」(平成16年3月策定)に基づき、情報セキュリティ対策を組織的に講じ、区民の財産である情報資産や区民のプライバシー等を守りながら、安定的かつ継続的な行政サービス及び正確な情報の提供を図っている。

区の情報セキュリティ管理は、最高情報統括責任者(CIO)である副区長を委員長、教育長及び各部長を委員とする、北区情報セキュリティ委員会を最高意思決定機関として実施している。また、平成27年度からは最高情報セキュリティ責任者(CISO)を設置し、その情報セキュリティ対策に関し実務上の指揮を執るものとして政策経営部長の職にあるものを充てている。なお、委員会の事務局は、情報政策課のほか、総務課と教育政策課の3課で担当している。

##### <主な取り組み>

##### ① 情報セキュリティ監査

各組織の情報セキュリティ体制を点検して改善を図るとともに職員の意識を向上させるため、平成17年度から外部監査人による助言型セキュリティ監査を実施している。令和元年度は、5課を対象に実施し、令和2年度は、令和元年度被監査組織の監査結果に基づくフォローアップを行うとともに、新たに5課を対象に監査を実施する予定である。

##### ② 情報資産台帳整備・点検

情報セキュリティ対策の基盤となる情報資産台帳については、全組織毎年度見直しを行っている。そのうち、毎年一定数の組織について、情報資産台帳の実地点検を行って内容を確認し、助言等の指導を平成24年度から26年度まで20課を対象に行ってきた。平成27年度は、組織間の相互チェックやチェックリストによる自己点検等について2組織に対して試行等を行い、所管課で自己点検が行えるようチェックリストを作成した。平成28年度は全組織からチェックリスト実施後の情報資産台帳を提出させた。平成29年度以降はガイドラインや台帳の様式を見直し、事務の



負担軽減を図っている。

③ 情報セキュリティ研修

職員の情報セキュリティに関する基本的な知識や対応の習得、意識向上を図るための研修を、新規採用者、昇任者、転入者、情報セキュリティ担当者を対象に実施している。平成 28 年度はマイナンバー取扱い窓口職員も対象に実施した。平成 29 年度からは 5 年以上情報セキュリティ研修を受講していない職員向けに基礎的な情報セキュリティ研修を実施している。

④ 生体認証システム

情報系ネットワーク利用時の個々人の認証の利便性を高め、認証情報の紛失、盗難、置き忘れや提供に伴うなりすまし等の発生を防止し、運用者が安全性と可用性を確保するため、生体認証技術の一つである指紋認証システムを、平成 18 年 12 月から特別区で初めて導入し運用している。

⑤ 情報漏えい防止システム

情報資産の業務目的外の持ち出しによる情報漏えいを防止するため、平成 19 年 7 月から情報セキュリティ管理者（課長等）の管理する i-key を使用しなければデータ持ち出しができない情報漏えい防止システムを情報系ネットワークに接続する PC に導入している。

⑥ 情報セキュリティ関係規定の見直し整備

認証方法、機器、インターネット、メールなど ICT 技術の急速な進展や業務運営状況の変化にあわせ、情報セキュリティポリシーをはじめとする情報セキュリティ規定全体の見直しを平成 27 年度に行い、平成 28 年度は北区情報セキュリティ実施手順を見直した。

平成 30 年度は自治体セキュリティ強化対策事業に伴う情報セキュリティ規定全体の見直しを実施し、令和元年度は組織改正に伴い情報セキュリティ規定全体を見直した。

（３）電子申請

区に対する各種申請や届出をインターネットで行える電子申請サービスを、平成 17 年 1 月から東京都と都内区市町村が参加する東京電子自治体共同運営協議会で共同運営している。

＜利用状況＞

|        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度    |
|--------|----------|----------|----------|
| 手続数    | 25 手続    | 25 手続    | 27 手続    |
| 申請件数   | 2,021 件  | 2,740 件  | 3,695 件  |
| 利用登録者数 | 16,560 件 | 16,149 件 | 12,123 件 |

（４）北区情報化基本計画 2020

北区の情報化施策を総合的、体系的に推進するため、令和元年度に「北区情報化基本計画 2015」を改定し、「北区情報化基本計画 2020」を策定した。これにより、今後の情報化に係わる課題に的確に対応するために今後の方向性、解決すべき課題、課題を解決するための 8 つの目標、施策メニュー及び重点プロジェクトを明らかにし、情報通信技術の急激な進展や情報セキュリティに対する脅威の増大など、情報化を取り巻く社会環境の変化への対応を進めていく。

（５）AI-OCR の構築

BPR（業務改革）の推進を目的とするシステム化の一環として、AI-OCR（AI 技術を取り入れた光学文字認識機能）を活用した事務の効率化や区民サービスの向上を実施する。具体的には、AI-OCR でスキャンした申請書等を即時にデータ化して業務システムに取り込むことで職員の入力作業と確認作業を

削減し、相談業務や企画立案等の時間を増やす。

導入する AI-OCR システムは、庁内ネットワークを活用してどこでもその機能を使用できるように構築する。

令和2年度は対象職場を限定して費用対効果を検証し、その後に、段階的に対象職場を拡大していく。

## 2. 住民情報システム運営

(令和2年度予算 1,261,213千円)

### (1) 基幹系情報システム<稼働中の基幹系システムの一覧表は次ページに記載>

平成19～21年度に、ホストコンピュータを利用したシステムからオープン系のマルチベンダー方式のシステムに再構築した基幹系情報システムは、住民記録、税等の情報を中心に相互に連携する業務システムにより構成されている。

平成30年度は、令和元年度に更改となるサーバ機器等の設計を行い、システム更改は、公募によるプロポーザルを実施し、基幹系システム更改開発業務委託の新ベンダが決定した。

令和元年度は、基盤系システム及び福祉系システムサーバを仮想基盤に集約するための構築を実施した。また、基幹系システム更改では、要件定義等各設計作業及び構築作業を実施した。

令和2年度は、令和元年度から引き続き、基幹系システム更改における構築作業、切替テスト及びシステム切替作業を実施する。また、リース期間満了に伴うネットワーク機器等の更改作業及びOSのサポート終了に伴う業務用端末の更改作業を実施する。

### (2) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性向上と行政の効率化のため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通で本人確認ができるシステムとして総務省が構築し、平成14年度から全国で稼働している。情報政策課は、ハードウェアの賃借、ソフトウェアの保守等を担当している。

平成30年度は、住基ネット市町村機器整備概要に基づく第三回標準機器更改及びサーバ機器、端末機器、操作者認証装置等の更改を実施した。

### (3) 施設予約システム

北とぴあ予約管理システムをベースに、他の区民施設や体育施設を対象に加えた総合予約システムとして平成4年度に稼働した情報システムであり、平成14年度のインターネット予約機能追加等を経て、平成21年度から現在のパッケージシステムを使用している。

平成30年度は、暗号化通信を行うための機器のリース期間満了に際し機器更改を実施した。

令和元年度は、施設予約窓口の端末及びルータの更改作業、携帯サーバ（携帯電話（旧式）からの接続に利用するためのサーバ）の廃止作業を実施した。

令和2年度は、令和4年度のサーバOSサポート終了を見据えたシステム更改について検討を行う。

#### <施設予約システムの対象施設>

- ① スポーツ施設（体育館、運動場）
- ② 会館施設（北とぴあ、滝野川会館、赤羽会館）
- ③ 文化センター施設（中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センター）
- ④ 学校施設（教室、校庭等）

### (4) 証明書コンビニ交付システム

平成28年度に個人番号カードに搭載されている公的個人認証（JPKI）サービスを利用し、コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書を発行する、証明書コンビニ交付システムの開発を行った（平成29年3月1日からサービスを開始）。

令和元年度は、改元対応、税法改正に伴う帳票出力項目の追加等の改修作業を実施した。

基幹系システム一覧（前ページ 2（1）関係）

| システム名    |               | 概 要                                                                     | 稼働時期<br>(更改時期)           |
|----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 住民<br>記録 | 住民記録システム      | 各種届出、住民票等の発行、照会、DV等の情報管理、統計等の住民記録に関する業務                                 | H21 年 1 月<br>(H26 年 1 月) |
|          | 印鑑登録システム      | 印鑑登録・廃止、証明書の発行、照会、統計等の印鑑登録に関する業務                                        |                          |
| 税        | 住民税システム       | 課税対象者の管理、課税資料の管理、賦課更正、事業所の管理等の住民税賦課に関する業務                               | H21 年 1 月<br>(H26 年 1 月) |
|          | 軽自動車税システム     | 車両管理、所有者・使用者管理、賦課、照会等の軽自動車税に関する業務                                       | H21 年 3 月<br>(H26 年 1 月) |
| 国保<br>年金 | 国民健康保険システム    | 資格管理、保険証の発行、保険料賦課、療養費の給付等の国民健康保険に関する業務                                  | H21 年 1 月<br>(H26 年 1 月) |
|          | 国民年金システム      | 異動、免除、給付等に係る国民年金に関する業務                                                  | H21 年 4 月<br>(R2 年 1 月)  |
| 介護       | 介護保険システム      | 資格管理、保険料賦課、受給者管理、給付実績管理等の介護保険及び総合事業に関する業務                               | H21 年 4 月<br>(R2 年 1 月)  |
| 共通<br>収納 | 収納システム        | 調定、消込、督促、納付書再発行等の国民健康保険、税、介護保険の収納に関する業務                                 | H21 年 1 月<br>(H26 年 1 月) |
|          | 滞納整理システム      | 滞納情報管理、催告、分納、財産処分等の国民健康保険、税、介護保険の滞納整理に関する業務                             |                          |
| 教育       | 学校教育システム      | 学齢簿、就学援助等の学校教育に関する業務                                                    | H21 年 4 月<br>(R2 年 1 月)  |
| 福祉       | 生活保護          | 保護の開始・変更・停止・廃止、保護費の支給、医療介護、統計等の生活保護に関する業務                               | H22 年 1 月<br>(R2 年 1 月)  |
|          | 児童福祉          | 児童手当、児童扶養手当等の児童に関する手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成等の児童福祉に関する業務                  | H21 年 6 月<br>(R2 年 1 月)  |
|          | 高齢福祉          | 定期訪問、各種給付事業、施設入所等の高齢福祉に関する業務                                            | H21 年 4 月<br>(R2 年 1 月)  |
|          | 障害福祉          | 手帳、手当、医療、各種給付事業等の障害福祉に関する業務                                             | H21 年 6 月<br>(R2 年 1 月)  |
|          | 福祉共通          | 民生委員、医療機関情報等の福祉共通機能                                                     | H21 年 4 月<br>(R2 年 1 月)  |
| 共通       | 基盤系システム       | 職員認証、ポータル、SSO（シングルサインオン）、連携機能、セキュリティ、ファイルサーバ、時刻同期、ストレージ、個人状況照会、その他共通機能等 | H21 年 1 月<br>(R2 年 1 月)  |
|          | 証明書コンビニ交付システム | コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書の発行                                  | H29 年 3 月                |

(参考資料)

＜端末設置台数一覧＞

令和２年４月１日現在

| 部          | P C           |               |       | プ リ ン タ       |               |     |
|------------|---------------|---------------|-------|---------------|---------------|-----|
|            | 情報系<br>ネットワーク | 基幹系<br>情報システム | 計     | 情報系<br>ネットワーク | 基幹系<br>情報システム | 計   |
| 政策経営部      | 130           | 27            | 157   | 9             | 4             | 13  |
| 総務部        | 145           | 1             | 146   | 19            | 1             | 20  |
| 危機管理室      | 38            | 0             | 38    | 3             | 0             | 3   |
| 地域振興部      | 125           | 4             | 129   | 27            | 3             | 30  |
| 区民部        | 276           | 240           | 516   | 24            | 49            | 73  |
| 生活環境部      | 104           | 0             | 104   | 12            | 0             | 12  |
| 健康福祉部      | 450           | 169           | 619   | 35            | 30            | 65  |
| 北区保健所      | 71            | 2             | 73    | 8             | 2             | 10  |
| まちづくり部     | 91            | 1             | 92    | 11            | 1             | 12  |
| 土木部        | 94            | 1             | 95    | 8             | 1             | 9   |
| 教育振興部      | 1,590         | 7             | 1,597 | 72            | 2             | 74  |
| 子ども未来部     | 425           | 22            | 447   | 60            | 4             | 64  |
| 会計管理室      | 18            | 0             | 18    | 2             | 0             | 2   |
| 監査事務局      | 8             | 0             | 8     | 1             | 0             | 1   |
| 選挙管理委員会事務局 | 17            | 1             | 18    | 2             | 1             | 3   |
| 区議会事務局     | 18            | 0             | 18    | 2             | 0             | 2   |
| 合 計        | 3,600         | 475           | 4,075 | 295           | 98            | 393 |

### 3. 基幹系情報システム番号制度改修

(令和2年度予算 48, 212千円)

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために導入された社会基盤、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）に対応するため基幹系情報システムの番号制度対応改修を行う。また、基幹系情報システムに属さない特定システムの番号制度対応改修を支援する。

番号制度においては、より高いセキュリティ水準が要求されるため、それを充たすための対応を検討し、実施している。

平成26年度は、システム専門部会を中心に、優先的に対応が必要な共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムについて改修を進めた。

平成27年度は、前年度に引き続き、共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムに加えて、国民健康保険、生活保護、児童福祉・高齢福祉・障害福祉、介護保険の各システムの改修を実施した。あわせて、中間サーバー接続に向けたネットワーク構築に着手した。また、マイナンバーカード交付のため、統合端末増設、統合端末へのタッチパネル導入を実施した。

平成28年度は、前年度までの番号制度対応改修を踏まえ、中間サーバー連携のための改修及び連携テストを実施した。

平成29年度は、各業務システムの副本登録のセットアップデータを作成した。また、中間サーバー連携の運用を11月13日から本格開始した。

平成30年度は、情報連携するためのデータ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修及びマイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を実施した。

令和元年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、マイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を引き続き実施した。

令和2年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、中間サーバー次期システム更改対応及びマイナンバーカード交付のための統合端末増設を実施する。

## 広 報 課

### 1. 広 報

区政の現状や課題、区の事業などの情報を正確にわかりやすく提供し、区政を区民にとって身近なものとするとともに、区民との協働を促進し、透明で開かれた区政を実現するために広報活動として次の事務を行っている。

#### (1) 北区ニュース（別表1参照）

（111,881千円）

区の重点施策や事業の紹介、イベント案内など、区政についての情報を区民にお知らせするとともに問題意識を共有するため、広報紙として「北区ニュース」を毎月3回（1日号、10日号、20日号）発行している。

1日号・10日号は町会・自治会を通じて、20日号はポスティング（配布業者が各家庭の郵便受けなどに配布する方法）により配布しているほか、駅広報スタンド・区内のファミリーマート・郵便局・区の公共施設等でも配布している。インターネットにおける情報発信としては、ホームページに掲載しているほか、平成27年4月より、スマートフォン等で利用できるアプリ配信を開始し、平成28年度から、パソコンやスマートフォンから誰もがいつでも北区ニュースを読めるよう、「マイ広報紙」を導入した。

視覚障害者のためには、北区ニュース点字版、声の広報（テープ版・デジ版）を作成するとともに、mp3の音声データをホームページにアップしている。

さらに、北区の魅力・愛着・誇りを感じられる情報発信ページとして、令和2年度は、東京家政大学生と区若手職員が制作したコラム「ただいまきたく」を設けるとともに、年1回20日号において「北区の魅力再発見」特集紙面カラー刷り4頁を加え発行する。

なお、令和元年度に編集方針の見直しを行い、令和元年10月1日号から、より見やすく視覚的・印象的に区政情報や区の魅力が伝わるよう、全号カラー刷りで発行している。

また、自主財源の確保及び区民生活に密着した役立つ情報を提供するため、平成14年8月から毎月20日号に有料広告を掲載している。平成30年6月20日号掲載分から広告料金及び掲載枠数を改定し、歳入の確保に努めている。

#### (2) 報道・パブリシティ

（66千円）

新聞・テレビ等のメディアを通じて、北区及び北区政について紹介してもらうため、日刊紙・地方紙・テレビ局等の報道機関に対して、適宜区政関連情報を提供している。

元年度実績 ○新聞社等への提供件数：226件

#### (3) ホームページ運営

（9,151千円）

北区公式ホームページは平成26年2月に定めた「北区公式ホームページリニューアル方針」に基づき、平成27年2月リニューアルした。

新ホームページでは、時期に合わせてアクセス件数の多いページをトップページからダイレクトにアイコンで表示するとともに、スマートフォン等、画面サイズが異なる場合でも、自動的にそれぞれの画面サイズに対応するなど、利便性の向上を図った。

さらに、シティプロモーションサイトの作成、フェイスブック及びYouTubeの開設を新た

に実施し、既存のTwitterとあわせて、北区の魅力を発信するツールの充実に努めた。今後も、区民や他の利用者の目線に立ったホームページ作りを推進し、子育て、長生き、安全・安心なまちづくりのページを充実させる。

元年度実績 ○総アクセス件数：20,862,017件（月平均：1,738,501件）

（４）刊行物の発行（５，５４９千円）

区の歴史、自然、文化、魅力等の紹介や、区政運営の基本姿勢、将来像など区の概要を掲載した「北区勢要覧」を４年に１回、「北区勢要覧データ集」を毎年発行している。また、区民の暮らしに係わる行政情報をまとめた「わたしの便利帳」については、平成２９年度NTTタウンページ合冊版の廃止に伴い、平成３０年度から刊行物名を「北区くらしのガイド」と改めるとともに、配布対象者を転入者及び希望者とし区単独で２年に１回発行する。

|       |                |        |
|-------|----------------|--------|
| 元年度実績 | ○北区政要覧         | 2,000部 |
|       | ○北区勢要覧2019データ集 | 500部   |

（５）区政資料室（４，５５６千円）

区政に関する閲覧資料等を配架している。また、区の刊行物等の有償頒布を行っている。

元年度実績 ○年間閲覧者数：10,533名 ○月平均閲覧者：878名

２．広聴・相談

区政に対する区民の意見・要望・提案を幅広く把握すること、また、区民からの相談に対応することにより、区民の意見・要望・提案を区政に活かし、区民の区政への参画を促進するため、次の広聴・相談活動を行っている。

（１）広聴（１，６９０千円）

ア きずなトーク

王子・赤羽・滝野川の３地区において、北区町会自治会連合会が定期的に行う会議に区長が出向き、あらかじめ設定したテーマについて、幅広く意見・要望・提案を聴いている。平成２８年度創設。

元年度実績 ○開催数：３回 ○参加者数：５４名（内訳：王子１７名、赤羽１８名、滝野川１９名）

イ 区政モニター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、区政モニターを委嘱し、会議・施設見学・アンケート等を実施している。昭和４６年度創設。任期２年で定数３８名。

元年度実績 ○会議数：３回 ○施設見学：２回 ○アンケート：０回

ウ 高校生モニター

若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、参加協力が得られた高校から生徒を派遣してもらい、会議を実施し、意見等を聴いている。平成１０年度創設。平成１４年度から隔年実施。

元年度は実施なし

エ 中学生モニター

高校生モニター同様、若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参



考とするため、参加協力が得られた中学校から生徒を派遣してもらい、会議・アンケート・施設見学等を実施し、意見等を聴いている。平成13年度創設。任期1年。

元年度実績 ○委嘱式：1回 ○会議数：5回 ○施設見学：1回 ○参加者数：21名

オ 区政レポーター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、自宅にしながら活動することができる区政レポーターを委嘱し、電子メール・郵便・FAXで意見・要望・提案を寄せてもらい、意見等を聴いている。平成12年度創設。任期1年。

元年度実績 ○委嘱者数：10名 ○実施数：3回

カ 小学生との区政を話し合う会

小学生の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、小学生との意見交換会を実施し、意見等を聴いている。平成13年度創設。平成26年度まで隔年実施。平成28年度から毎年実施。

元年度実績 ○会議：1回 ○参加者数：66名

キ 区長へのはがき

「区長へのはがき」を区の各機関の窓口に着用し、区民から、区政に対する意見・要望・提案・苦情等を受け付けている。平成28年10月から、はがき様式の「区長へのはがき」とともに、封書様式の「区長へのはがき」も配布している。

元年度実績 ○受付件数：278件

ク ご意見メール（「北区ホームページ」の「区政へのご意見・ご要望」に寄せられた意見・要望等）

「北区ホームページ」内に「区政へのご意見・ご要望」を設け、区政に関する意見・要望等を、電子メールで受け付けている。

元年度実績 ○受付件数：2,404件

ケ 施設見学

区民に区政への理解を深めてもらうことを目的に、公募により区所有のマイクロバスで、区内施設を案内している。

元年度実績 ○実施数：2回 ○参加人数：23名

（2）区民相談

（9,729千円）

ア 区政相談

区政に関する相談に対し、区職員が相談に応じている。

元年度実績 別表2参照

イ 特別相談

法律、交通、外国人、一般生活・青少年、人権、行政、税金、不動産取引、建築、登記等、表示登記（調査・測量）、年金労働雇用に関する相談に対し、相談日を定めて、各分野の専門相談員が相談に応じている。

元年度の実績及び相談実施日 別表2参照

(別表1) 令和2年度 北区ニュース等発行予定

| 事業名  | 北 区 ニ ュ ー ス                                                                 | 北区ニュース<br>点 字 版      | 声 の 広 報                                                                              |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 規 格  | タブロイド判                                                                      | B5判                  | テープ・デージー                                                                             |
| 頁 数  | 1日号 4頁(2回)<br>8頁(9回)<br>10日号 4頁(8回)<br>20日号 8頁(6回)<br>12頁(6回)<br>新年号 8頁(1回) | 各号<br>30～80頁         | 1日号 4頁 60分<br>8頁 90分<br>10日号 4頁 60分<br>20日号 8頁 90分<br>10頁120分<br>12頁150分<br>デージーは各1枚 |
| 発行回数 | 年32回                                                                        | 年32回                 | 年32回                                                                                 |
| 配布対象 | 全世帯、駅広報スタンド、王子・赤羽郵便局、区内ファミリーマート、区公共施設ほか                                     | 視覚障害者<br>(点字解読者)     | 視覚障害者                                                                                |
| 発行部数 | 約196,000部                                                                   | 30部                  | 30本・30枚                                                                              |
| 配布方法 | 町会・自治会委託。<br>1月1日号(1月10日号と合併)と毎月20日号はポスティング                                 | 製作委託先の東京ヘレンケラー協会から郵送 | 製作委託先の日本盲人会連合から郵送                                                                    |
| 備 考  | 毎月1日・10日・20日発行                                                              |                      |                                                                                      |

※ 6月～8月の期間、10日号を休刊する。

5月～8月の期間は、すべてポスティング配布とする。

(別表2)

## 区民相談取扱状況（令和元年度）

## 1. 区政相談（区職員）

| 所 管 部                                     |                 | 件 数   | 問い合わせ | 相 談 | 苦 情 |
|-------------------------------------------|-----------------|-------|-------|-----|-----|
| 政 策 経 営 部                                 |                 | 2     | 2     | 0   | 0   |
| 総 務 部                                     |                 | 6     | 5     | 0   | 1   |
| 危 機 管 理 室                                 |                 | 10    | 8     | 2   | 0   |
| 地 域 振 興 部                                 |                 | 9     | 6     | 3   | 0   |
| 区 民 部                                     |                 | 41    | 36    | 5   | 0   |
| 生 活 環 境 部                                 |                 | 24    | 20    | 4   | 0   |
| 健 康 福 祉 部                                 |                 | 47    | 36    | 9   | 2   |
| 北 区 保 健 所                                 |                 | 4     | 2     | 2   | 0   |
| ま ち づ く り 部                               |                 | 16    | 15    | 1   | 0   |
| 土 木 部                                     |                 | 44    | 36    | 7   | 1   |
| 会 計 管 理 室                                 |                 | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 教 育 振 興 部                                 |                 | 1     | 1     | 0   | 0   |
| 子 ども 未 来 部                                |                 | 1     | 0     | 0   | 1   |
| 監 査 事 務 局                                 |                 | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 選 管 事 務 局                                 |                 | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 区 議 会                                     |                 | 1     | 1     | 0   | 0   |
| 国 関 係                                     |                 | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 都 関 係                                     |                 | 0     | 0     | 0   | 0   |
| そ の 他                                     |                 | 13    | 10    | 2   | 1   |
| 合 計 ①                                     |                 | 219   | 178   | 35  | 6   |
| 上<br>記<br>以<br>外<br>の<br>一<br>般<br>相<br>談 | 土 地 ・ 建 物 関 係   | 283   | 277   | 6   | 0   |
|                                           | 遺 産 相 続         | 257   | 253   | 4   | 0   |
|                                           | 債 権 ・ 債 務       | 48    | 47    | 1   | 0   |
|                                           | 離 婚 ・ 婚 約 不 履 行 | 48    | 48    | 0   | 0   |
|                                           | 相 隣             | 77    | 69    | 8   | 0   |
|                                           | 損 害 賠 償         | 47    | 46    | 1   | 0   |
|                                           | 家 庭 内 紛 争       | 25    | 23    | 2   | 0   |
|                                           | 交 通 事 故         | 56    | 55    | 1   | 0   |
|                                           | 一 般 生 活 ・ 青 少 年 | 65    | 50    | 15  | 0   |
|                                           | 登 記 等           | 89    | 86    | 3   | 0   |
|                                           | 外 国 人           | 57    | 56    | 1   | 0   |
|                                           | 税 金             | 335   | 332   | 3   | 0   |
|                                           | 法 律 相 談 問 合 せ   | 1,036 | 1,032 | 4   | 0   |
|                                           | そ の 他           | 415   | 400   | 15  | 0   |
| 合 計 ②                                     |                 | 2,838 | 2,774 | 64  | 0   |
| 総 計 ①+②                                   |                 | 3,057 | 2,952 | 99  | 6   |

## 2. 特別相談

### (1) 法律相談（弁護士）

| 相 談 内 容   | 件 数     |
|-----------|---------|
| 土地・建物     | 貸 借 254 |
|           | 売 買 48  |
| 遺産相続・財産分与 | 566     |
| 債 権 ・ 債 務 | 93      |
| 離婚・婚約不履行  | 117     |
| 相 隣 関 係   | 66      |
| 損 害 賠 償   | 117     |
| そ の 他     | 530     |
| 合 計       | 1,791   |

### (2) その他の相談（各種相談員）

| 名 称         | 件 数             |
|-------------|-----------------|
| 交 通 相 談     | 40              |
| 外 国 人 相 談   | 中国語：22<br>英 語：2 |
| 一般生活・青少年相談  | 12              |
| 人 権 相 談     | 6               |
| 行 政 相 談     | 7               |
| 税 金 相 談     | 136             |
| 不動産取引相談     | 84              |
| 建 築 相 談     | 40              |
| 登 記 等 相 談   | 63              |
| 表示登記相談      | 26              |
| 年金労働雇用相談    | 22              |
| 行 政 書 士 相 談 | 44              |
| 合 計         | 504             |

### 各種相談平均利用（1日あたり）件数

| 名 称         | 件 数                |
|-------------|--------------------|
| 区 政 相 談     | 13.0               |
| 法 律 相 談     | 12.7               |
| 交 通 相 談     | 0.8                |
| 外 国 人 相 談   | 中国語：0.4<br>英 語：0.2 |
| 一般生活・青少年相談  | 1.0                |
| 人 権 相 談     | 0.5                |
| 行 政 相 談     | 0.6                |
| 税 金 相 談     | 5.7                |
| 不動産取引相談     | 3.8                |
| 建 築 相 談     | 1.7                |
| 登 記 等 相 談   | 5.3                |
| 表示登記相談      | 2.6                |
| 年金労働雇用相談    | 1.8                |
| 行 政 書 士 相 談 | 4.0                |

### 区民相談実施日（元年度）

| 名 称        | 実施日    | 時 間       |
|------------|--------|-----------|
| 区 政 相 談    | 月～金曜   | 開庁時間      |
| 特 別 相 談    |        |           |
| 法 律 相 談    | 月・水・金曜 | 午後1～3時30分 |
| 交 通 相 談    | 金曜     | 午後1～4時    |
| 外 国 人 相 談  |        |           |
| 英 語        | 第2火曜   | 午後1～4時    |
| 中国語        | 火曜     | 午後1～4時    |
| 一般生活・青少年相談 | 第1火曜   | 午後1～4時    |
| 人 権 相 談    | 第4火曜   | 午後1～4時    |
| 行 政 相 談    | 第2木曜   | 午後1～4時    |
| 税 金 相 談    | 第2・3木曜 | 午後1～4時    |
| 不動産取引相談    | 第1・3木曜 | 午後1～4時    |
| 建 築 相 談    | 第1・3火曜 | 午後1～4時    |
| 登 記 等 相 談  | 第2木曜   | 午後1～4時    |
| 表示登記相談     | 第1木曜   | 午後1～4時    |
| 年金労働雇用相談   | 第4木曜   | 午後1～4時    |
| 行政書士相談     | 第2火曜   | 午後1～4時    |

## シティプロモーション推進担当課長

### 1. イメージ戦略事業

(11,809千円)

#### (1) 事業概要

都市間競争と都市経営の視点から、首都圏のファミリー層・若年層を対象に、北区の知名度とイメージの更なる向上を目指して、「北区イメージ戦略ビジョン＝KISS(Kita-ku Image Strategy & Scheme)」(平成8年3月策定)に基づき、イメージ戦略を推進してきた。

平成24年7月には、「KISS」を継承し、その目的を達成するための新たな行動指針として、引き続き10年先を見据えた「北区イメージ戦略ビジョン(KISS)第2次行動計画」を策定し、今後の展開の方向性とその体系を示すとともに、新たな取組みを推進している。

#### (2) 北区アンバサダー(大使)制度

北区にゆかりのある著名人・文化人に「北区アンバサダー」を委嘱し、それぞれの活動の中で北区の魅力をPRしていただいている。

倍賞千恵子氏(女優・歌手)、弦哲也氏(作曲家)、水森かおり氏(歌手)の3名。

#### (3) アンバサダー関連事業

##### ア 倍賞千恵子氏

飛鳥山公園パークレール(アスカルゴ)の車内にて、倍賞千恵子氏が四季折々(桜・春・夏・秋・冬)の飛鳥山の魅力を紹介する音声を放送している(平成24年3月31日から実施)。

##### イ 弦哲也氏

弦哲也氏が会長を務める(公社)日本作曲家協会主催の「日本作曲家協会音楽祭」を共催事業として実施している。北区は、会場の提供と、区民対象の観覧募集を行った。

##### 令和元年度実績

○開催日：令和元年10月7日(月)

○会場：北とぴあ さくらホール

○内容：ゲスト 山本譲二、坂本冬美ほか

区民観覧 募集人数150名のところ延べ1,312名の応募(倍率8.7倍)

#### (4) 北区イメージ戦略推進員制度(O-KISS)、北区イメージ戦略大学生協力員制度(U-KISS)

北区の若手職員が組織を超えてチームを組む北区イメージ戦略推進員(O-KISS)は、平成8年度から北区の魅力を発掘・演出し、PRしていく活動に取り組んでいる。

平成23年度から、新たな担い手として、北区とゆかりのある大学の学生に北区イメージ戦略大学生協力員(U-KISS)を委嘱し、O-KISSと協働して北区の魅力発信・知名度向上に取り組んでいる。U-KISSは、平成23年3月31日に北区と東京家政大学の包括協定締結を契機として、同大学の学生に委嘱している。

##### 令和元年度実績

○メンバー構成：O-KISS(9名)、U-KISS(6名)

○活動内容：北区ニュースコラムの企画・検討及び成果物の発表を行った。

#### (5) 「北区内田康夫ミステリー文学賞」

平成14年度から、内田康夫氏の協力を得て「北区内田康夫ミステリー文学賞」を創設し、ミステリー小説を全国から募集し、優秀な作品を顕彰するとともに、記念イベントを実施している。

#### 令和元年度実績

○作品募集期間：2019年4月1日（月）～9月30日（月）

○作品応募数：185編

○授賞式と記念イベント

※以下にて開催予定のところ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止。

開催日：令和2年3月28日（土）

会 場：北とびあ さくらホール

内 容：第18回「北区内田康夫ミステリー文学賞」授賞式、講評

記念イベント：第17回大賞受賞作品「金木犀の木の下で」を舞台化して上演

○選考結果

| 賞                  | 作品名            | 作者名     |
|--------------------|----------------|---------|
| 大 賞<br>賞金 100 万円   | 暗い駒音           | 西浦 理 氏  |
| 区 長 賞<br>賞金 10 万円  | ロミオのダイニングメッセージ | 出崎 哲弥 氏 |
| 審査員特別賞<br>賞金 10 万円 | ワグネリアンの女       | 高橋 良育 氏 |

#### （6）ロケーション支援事業

区立公園、区役所庁舎、図書館等の区有施設をドラマや映画のロケ地として活用してもらい、北区の多様な風景を多くの人々の目に触れるようにすることを目的として、ロケーション支援事業をKISS第2次行動計画における「重点作戦」に位置付け、区公式ホームページにてロケ地の紹介等を行っている。

#### 令和元年度実績

○支援実績：88件

○ロケ地：名主の滝公園、飛鳥山公園、田端文士村記念館ほか

#### 2. 北区広報番組

（6,050千円）

北区広報番組「住めば、北区東京。」（※1）として区や区の施策、施設の紹介、歴史・人物・観光・地域情報等をテーマにした番組を制作し、J:COM東京で放送している。また、制作した番組は、北区内外へ向けて情報発信するため、一部の番組については、TOKYO MXの番組配信サービス「エムキャス」（※2）で提供しているほか、YouTube北区公式チャンネルへのアップや広報DVDとして貸し出しもしている。

※1 北区広報番組名は、平成28年4月、「いい顔\*きたく」から「住めば、北区東京。」に変更。

※2 TOKYO MXでは、平成30年度より、テレビ放送から番組配信サービス（ビデオ・オンデマンド配信）に変更。

#### 令和元年度実績

○広報番組制作本数：4本

○広報ビデオ貸出件数：114件

### 3. シティプロモーションの推進事業

(90,706千円)

#### (1) 事業の概要

北区の個性と魅力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信し、区民が地域に対する魅力を認識し、地域への誇り・愛着を持つこと、区内外の子育てファミリー層や若年層の定住化を目指すため、シティプロモーションの取組みを推進する。

#### (2) 令和元年度の取組み

##### ア 東京北区渋沢栄一プロジェクトの推進

東京北区渋沢栄一プロジェクトは、平成31年4月に、北区ゆかりの渋沢栄一翁が新一万円札の顔となることが決まったことを受け、渋沢翁の功績や渋沢翁を核とした北区の魅力を広く発信することにより、北区の知名度向上とイメージアップへとつなげることを目的とする官民連携のプロジェクトである。渋沢翁の顕彰のほか、観光の振興、地域のきずなづくり、学校教育・生涯学習の充実、渋沢翁ゆかりの自治体や団体との連携・交流を進めた。併せて、多くの来訪者が見込まれる飛鳥山公園及びその周辺環境整備にも着手した。

##### 令和元年度実績 (主なもの)

○メディア向けプレスキット等の制作

○東京北区渋沢栄一プロジェクト推進会議の開催

○(公財)渋沢栄一記念財団、東京商工会議所、埼玉県深谷市を含む関係団体と「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」の締結

○(公財)特別区協議会、埼玉県深谷市と共に、東京区政会館において「新一万円札の顔 渋沢栄一翁が繋ぐ北区と深谷市」の展示会及び関連イベントの実施

○北とびあ17階において「渋沢栄一街中(まちなか)史料館」を共催事業として実施

○北区ニュース特集号(令和2年3月20日号)

##### イ デザインマンホール事業

文化施策担当課及び産業振興課(観光振興担当)と共同して、東京都が実施する「デザインマンホール蓋を観光資源として活用したPR事業」により、区内2か所(赤羽地区:清野とおる、滝野川地区:のらくろ)のデザインマンホール蓋を設置した。

##### ウ その他の取組み

改元にちなんだパネルの設置や、北区が舞台の一部となった大ヒット映画に関連したパネル展の実施など、社会の変化や流行に即応した事業も展開した。

### 4. 大河ドラマ活用事業

(287,131千円)

令和3年1月から、渋沢栄一翁を主人公とする大河ドラマ「青天を衝け」の放映が決定した。これを契機に、上記東京北区渋沢栄一プロジェクトの一環として、大河ドラマの放送を活用した官民挙げての取組みを推進する。あわせて、番組放映をきっかけに、区民・区内事業者が渋沢翁に対して一層関心・興味をもってもらうとともに、全国に向けて北区のPRを展開していく。

令和2年度は、(仮称)「青天を衝け」大河ドラマ館の設置に向け、東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会と連携した取組みを進める。

##### 令和元年度実績

○東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会の発足

(白紙)

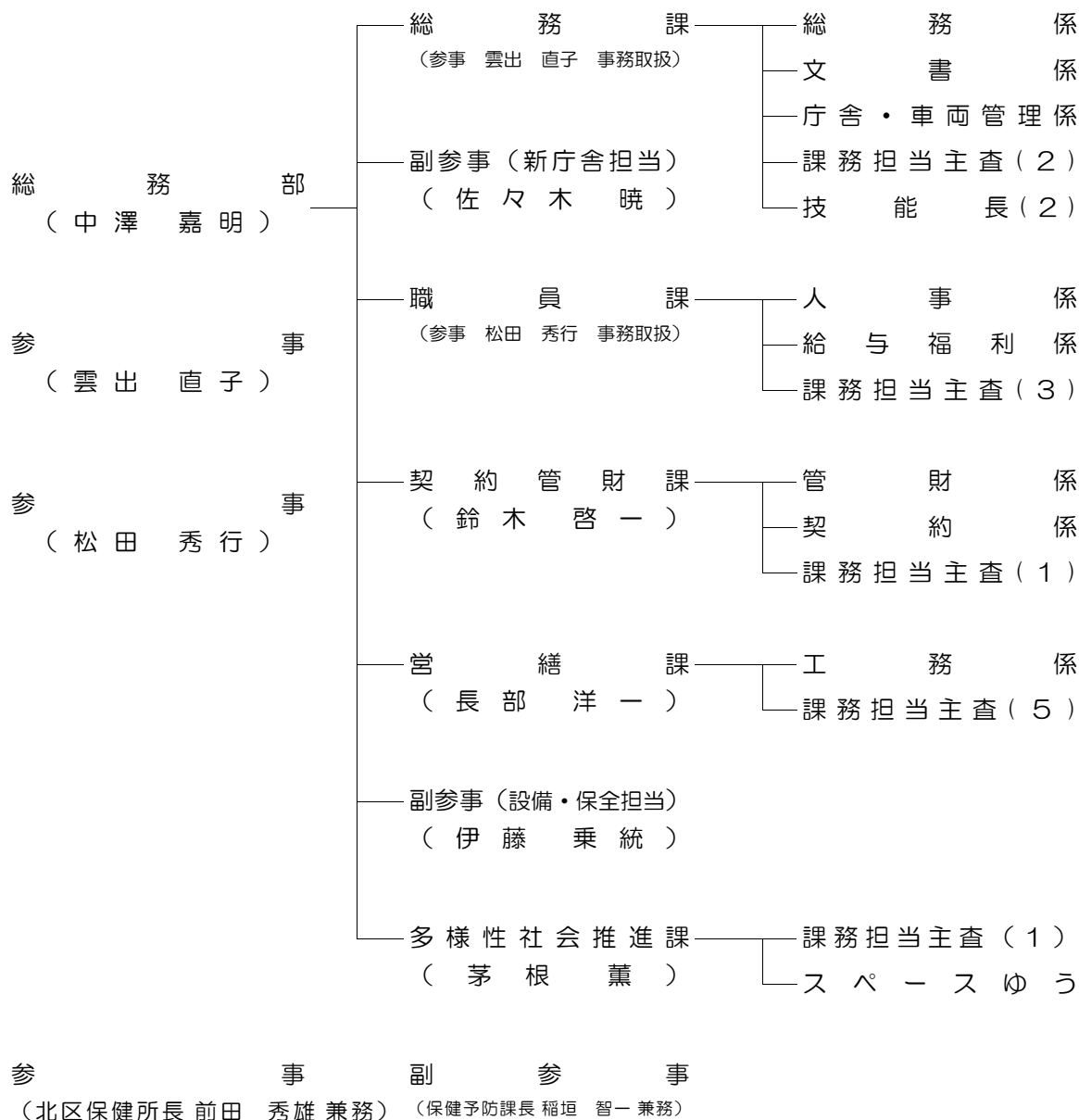


総務部



# 総務部組織図

令和2年5月1日現在



# 総務部職員配置状況

令和2年5月1日現在

|                 |                          | 合計  | 部長       | 課長       | 係長/主査         | 係員              | 再任用 | 備考                                                                                |
|-----------------|--------------------------|-----|----------|----------|---------------|-----------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 総 務 部           |                          | 135 | 3        | 5        | 38            | 85              | 4   |                                                                                   |
| 総 務 課           | 総 務 係                    | 14  | (※1) 2   |          | 4             | 8               |     | (※1) 参事（総務課長事務取扱）<br>会計年度任用職員8名                                                   |
|                 | 文 書 係                    | 7   |          |          | 1             | 5               | 1   |                                                                                   |
|                 | 庁 舎 管 理 係                | 15  |          |          | 5             | 8               | 2   |                                                                                   |
|                 | 副参事（新庁舎担当）               | 1   |          | 1        |               |                 |     |                                                                                   |
| 職 員 課           |                          | 33  | 1        |          | 8             | 24              |     | (※1) 参事（職員課長事務取扱）<br>(※2) 人事係付として派遣研修（東京都）<br>(※3) 人事係付として派遣研修（荒川区、さいたま市、深谷市、東京都） |
|                 | 人 事 係                    | 17  | (※1) 1   |          | (※2) 5<br>(1) | (※3) 11<br>(14) |     | (※4) 兼務参事（北区保健所長）<br>(※5) 兼務副参事（保健予防課長）<br>(※6) 兼務主査（保健予防主査）<br>会計年度任用職員10名       |
|                 | 給 与 福 利 係                | 16  | (※4) (1) | (※5) (1) | (※6) 3<br>(1) | 13              |     |                                                                                   |
| 契 約 管 財 課       |                          | 16  |          | 1        | 6             | 9               |     |                                                                                   |
|                 | 管 財 係                    | 6   |          | 1        | 1             | 4               |     |                                                                                   |
|                 | 契 約 係                    | 7   |          |          | 3             | 4               |     |                                                                                   |
|                 | 契 約 管 財 主 査<br>（ 検 査 ）   | 3   |          |          | 2             | 1               |     |                                                                                   |
| 営 繕 課           |                          | 43  |          | 1        | 13            | 28              | 1   |                                                                                   |
|                 | 工 務 係                    | 5   |          | 1        | 2             | 2               |     |                                                                                   |
|                 | 営 繕 主 査<br>(技術管理・保全推進担当) | 6   |          |          | 2             | 3               | 1   |                                                                                   |
|                 | 営 繕 主 査<br>(区民・福祉施設担当)   | 8   |          |          | 2             | 6               |     |                                                                                   |
|                 | 営 繕 主 査<br>(教育施設担当)      | 7   |          |          | 2             | 5               |     |                                                                                   |
|                 | 営 繕 主 査<br>(電気設備担当)      | 8   |          |          | 2             | 6               |     |                                                                                   |
|                 | 営 繕 主 査<br>(機械設備担当)      | 9   |          |          | 3             | 6               |     |                                                                                   |
| 副参事（設備・保全担当）    |                          | 1   |          | 1        |               |                 |     |                                                                                   |
| 多 様 性 社 会 推 進 課 |                          | 5   |          | 1        | 1             | 3               |     | (※1) スペースゆう所長（多様性社会推進課長事務取扱）<br>会計年度任用職員5名                                        |
|                 | 多 様 性 社 会<br>推 進 主 査     | 5   |          | 1        | 1             | 3               |     |                                                                                   |
|                 | ス ペ ー ス ゆ う              |     |          |          | (※1) (1)      |                 |     |                                                                                   |

※上表の他に、自治法派遣等として  
 特別区人事・厚生事務組合派遣（係長1、係員6）  
 東京二十三区清掃一部事務組合派遣（係長1/係員1）  
 東京都後期高齢者医療広域連合派遣（係長1）  
 岩手県釜石市派遣（係員2）  
 宮城県気仙沼市派遣（係員1）  
 福島県南相馬市派遣（係員1）  
 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（係員14）

# 分 掌 事 務

## 総 務 部

### 総 務 課

#### 総 務 係

1. 区議会に関すること。
2. 褒賞及び表彰に関すること。
3. 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
4. 平和に関すること。
5. 内部統制に関すること。
6. 部の歳入・歳出予算及び決算の資料に関すること。
7. 他の部、室、課、係に属しないこと。

#### 文 書 係

1. 公印に関すること。
2. 文書の審査、受領、配付及び保存に関すること。
3. 法規及び庁規に関すること。
4. 訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関すること（他に規定するものを除く。）。
5. 官報及び公報に関すること。
6. 公告式に関すること。
7. ファイリング・システムに関すること。
8. 情報公開及び個人情報保護に関すること。
9. 他の部、室、課、係に属しない証明に関すること。

#### 庁舎・車両管理係

1. 庁舎及び庁内施設の維持管理に関すること。
2. 庁中取締に関すること。
3. 宿日直に関すること。
4. 庁有車の安全運転管理及び集中管理に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

1. 秘書事務に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

1. 国際交流及び多文化共生に関すること。

## 副 参 事（新庁舎担当）

1. 新庁舎に関する事。

## 職 員 課

### 人 事 係

1. 職員の分限及び懲戒に関する事。
2. 職員の勤怠、服務その他の人事に関する事。
3. 職員の任用及び退職に関する事。
4. 職員の定数に関する事。
5. 職員の研修に関する事。
6. 課内他の係に属しない事。

### 給 与 福 利 係

1. 職員の給与及び旅費に関する事。
2. 職員共済組合及び職員互助組合に関する事。
3. 職員の退職手当に関する事。
4. 職員の公務災害補償に関する事。
5. 職員の被服貸与に関する事。
6. その他職員の福利厚生に関する事。

### 課 務 担 当 主 査

1. 職員団体に関する事。
2. 職員の人材育成に関する事。
3. 職員の健康管理に関する事。
4. 職員の安全衛生及び職員互助会に関する事。

## 契 約 管 財 課

### 管 財 係

1. 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。
2. 公有財産事務の総括に関する事。
3. 土地開発公社に関する事。
4. 財産価格審議会に関する事。
5. 課内他の係に属しない事。

### 契 約 係

1. 物品及び材料の購買契約に関すること。
2. 工事及び修繕等の請負契約に関すること。
3. 労力その他の供給契約に関すること。

### 課 務 担 当 主 査

1. 物品及び材料の検査に関すること。
2. 工事等の検査に関すること。

## 営 繕 課

### 工 務 係

1. 営繕工事の総括に関すること。
2. 営繕工事の進行管理に関すること。
3. 課内他の係に属しないこと。

### 課 務 担 当 主 査

1. 営繕工事の技術管理に関すること。
2. 営繕工事に係る資料収集及び整備に関すること。
3. 区有施設の建築工事の設計及び監督に関すること。
4. 区有施設の設備工事の設計及び監督に関すること。
5. 区有施設の修繕に係る連絡調整に関すること。

## 副 参 事（設備・保全担当）

1. 区有施設の設備・保全に関すること。

## 多 様 性 社 会 推 進 課

1. 人権に関すること。
2. 多様性を認め合う社会の推進に関すること。
3. 男女共同参画に関する調査、計画及び調整に関すること。
4. 男女共同参画に係る団体活動の促進及び支援に関すること。
5. 配偶者からの暴力の防止に関すること（他に規定するものを除く。）。
6. 男女共同参画に係る啓発に関すること。
7. スペースゆうに関すること。

## 総 務 部

### 総 務 課

#### 総 務 事 務

1. 行政執行のため交際上必要な経費を「区長交際費の取扱い基準」に基づき支出・管理する事務を行っている。(2, 160千円)

件名、相手方の氏名、金額をホームページで公開している。

|          |      |              |
|----------|------|--------------|
| 令和元年度支出額 | 219件 | 1, 227, 300円 |
| 内 訳 会費   | 210件 | 1, 157, 300円 |
| 弔慰       | 9件   | 70, 000円     |

2. 区議会提出案件の総合調整及び送付に関する事務を行っている。

平成31年1月から令和元年12月までの区議会提出案件数 100件  
(条例62件、予算17件、契約14件、その他7件)

3. 叙位、叙勲、褒章、条例等に基づく該当者の推薦、東京都表彰規則に基づく表彰該当者の推薦、北区区政功労者表彰規則等に基づく表彰に関する事務を行っている。(3, 704千円)

|             |             |      |
|-------------|-------------|------|
| ◇令和元年10月 1日 | 東京都功労者表彰    | 4名   |
| ◇令和元年11月 3日 | 叙勲 旭日小綬章    | 1名   |
| ◇令和2年 2月 1日 | 高齢者叙勲 瑞宝双光章 | 1名   |
| ◇令和2年 3月15日 | 北区区政功労者表彰   | 228名 |
|             | 特別区政功労者     | 15名  |
|             | 区政功労者       | 184名 |
|             | 徳行者         | 29名  |

※表彰式は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、延期

4. 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更の認可、並びに閉鎖命令、設置認可申請の勧告及び教育の停止命令等に関する事務を行っている。

私立専修学校 6校 私立各種学校 3校

5. 特別区人事・厚生事務組合等分担金の支出、特別職報酬等審議会、公益通報者保護制度等の事務を行っている。

6. 北区内部統制基本方針に基づく内部統制の推進に関する事務を行っている。令和2年度においては、内部統制評価に関する具体的な手法や、基準等の検討を行うとともに、各部課において作成したリスク対応計画の評価等を実施する。



7. 北区平和都市宣言に基づき、平和の尊さを区民に周知・啓発するための事業を行っている。

(5, 609千円)

平和祈念週間事業の実施 期間 令和2年8月4日～8月8日(5日間)

＜令和元年度実施事業＞

(1) 平和祈念週間事業の実施

期間 令和元年7月30日～8月3日(5日間)

会場 北とぴあ(展示ホール、飛鳥ホール)ほか

主な事業 平和展、戦没者追悼の集い、平和祈念コンサート、  
平和祈念モニュメント、平和図書コーナーほか

(2) 「平和バスツアー」の実施

8. 国際化推進事業(19, 001千円)

「北区国際化推進ビジョン」(平成16年6月策定)及び「北区多文化共生指針」(平成30年7月策定)に基づき、区民、ボランティア・区民活動団体などと連携・協働して、「地球市民を育む意識づくり」「国際交流・国際協力の推進」「外国人が暮らしやすい環境づくり」に取り組んでいる。

なお、令和2年度は、多言語対応の充実に向けた自動翻訳機の配備を目指し、第一庁舎正面受付において試行運用する。

＜令和元年度実施事業＞

(1) 短期国際交流員事業

東洋大学及びJET日本語学校の留学生等を短期国際交流員として受入れ、保育園・児童館等に派遣した。

令和元年度 参加者18名

(2) 異文化交流事業

日本の伝統文化体験イベントや区民まつり王子会場内に国際ふれあい広場(各国民族料理や民芸品の出店等)を設置し交流を図った。

(3) 国外友好都市との交流

①北京市西城区との交流

公募区民6名からなる、区民文化交流団を北京市西城区に派遣し、両区民の友好を深めるために水墨画・篆刻による文化交流を図った。

②ウォルナットクリーク市との交流

青少年交流団海外派遣事業 北区在住高校生12名を派遣し、ホームステイやワークショップへの参加を通じ、異文化理解や現地青少年との友好を深める交流事業を実施した。

(4) 外国人のための防災講座

区在住外国人を募り、防災センターにて防災体験・講義を実施した。

令和2年2月22日 参加者7名

(5) 外国人向け国際交流紙「Global Thinking」の発行

年4回(6月、9月、12月、3月)、各回3,000部発行。

やさしい日本語、英語、中国語、ハングルの4ヶ国語併記。

※令和2年度より、ベトナム語、フランス語を加えた6言語を基本とし、ニーズに合わせてその他の言語を追加する。

(6) 外国語の通訳と翻訳(国際交流協力ボランティア(Kvoice))

Kvoiceの協力を得て、外国人来庁者や区立小中学校等において、外国人児童、生徒、

保護者に対する通訳及び区民向けPR紙等の翻訳を行った。

令和元年度277件

(7) 日本文化体験イベント

在住外国人向けに、日本の伝統文化（生け花・箏曲・折り紙・茶道）に触れてもらうためイベントを開催している。

令和2年3月1日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(8) 多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり（北区政策提案協働事業）

地域における日本人区民と外国人区民の、言葉や文化の違いから生じる多くの課題の解決を図る。地域振興課の政策提案協働事業「多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり」として、特定非営利活動法人彩結びと、令和元年度を初年度として3か年にわたり事業を実施する。

①多文化共生キーパーソンの育成・研修

日本人区民と外国人区民双方の相談にのることができる人材の育成をするため、研修を実施する。

令和元年度 参加者7名

②多文化共生キーパーソンの派遣事業

育成したキーパーソンを町会自治会単位で派遣し、町会長や在住外国人双方にヒアリングを実施し、課題解決策の提案等を実施する。

令和元年度協力町会・自治会数 3団体

③外国人区民への支援を行う区民・団体等の交流会

区民や外国人支援団体間の交流会を開催し、連携の強化、情報交換の活性化を促す。

令和2年3月4日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(9) 外国人意識・意向調査

区内在住の20歳以上の外国人区民2,000人に対し、意識・ニーズを把握する調査を実施した。

(10) やさしい日本語研修の実施

区民向け 1回 参加者 8人

職員向け 5回 参加者133人

## 文 書 事 務

法令等の規定により作成義務のある文書、区又は区の機関の発意により作成する文書、住民からの申請その他に基づいて作成する文書等、年々事務事業の増大によって、取り扱う文書（区政情報）の量が増大し、内容も多様化してきている。

文書（区政情報）の真正保持、適切な管理について次のような事務を分掌している。

### 1. 文書関係事務（38,614千円）

(1) 文書（区政情報）の審査、受発等

各主管課が起案する文書で、区長又は副区長の決裁等を要するもの又は閲覧に供するもの（別に指定する文書を除く。）の審査を行っている。

また、東京都北区区政情報管理規程に基づいて、到達文書等の受領及び配付並びに区政情報の保存及び廃棄に関する事務を行っている。

(2) 官報及び東京都公報の保管の事務を行っている。

(3) 告示

東京都北区公告式条例に基づく条例及び規則の公布に関する事務並びに東京都北区告示式に基づき告示に関する事務を行っている。

なお、公布及び告示は北区役所の掲示場に掲示して行う。

告 示 件 数        863件（平成31年1月～令和元年12月）

(4) 行政証明

他の部、室、課、係に属しない行政証明（学則証明、登録免許税法に基づく証明等）事務を行っている。

証 明 件 数        20件（平成31年4月～令和2年3月）

2. 法規・訴訟事務（26,565千円）

(1) 公印

公印は文書の真正を認証する機能を有するもので、庁印（区印等）と職印（区長印等）とがあり東京都北区公印規則に基づいて保管、新調、改刻し、各公印管守者によって管理される。

公 印 の 数        1,253個（令和2年4月1日現在）

(2) 法規、庁規

法令の解釈及び条例、規則、訓令等の立案の事務を行っている。

条例等の制定及び改廃件数（平成31年1月～令和元年12月）

| 条例等区分 | 条 例 | 規 則 | 訓 令 | 計   |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 制 定   | 4   | 8   | 1   | 13  |
| 改 正   | 58  | 85  | 9   | 152 |
| 廃 止   | 3   | 3   | 0   | 6   |
| 計     | 65  | 96  | 10  | 171 |

(3) 訴訟及び不服申立て

北区又は北区長が当事者となる訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関する事務（他に規定するものを除く。）を行っている。

(4) 顧問弁護士

法律的に瑕疵のない行政運営を行うため、法律事務所と法律顧問委託契約を締結し、法律的な問題に関し、指導及び助言を受けている。

相 談 件 数        18件（平成31年4月～令和2年3月）

### 3. 情報公開・個人情報保護事務（１，０５０千円）

情報公開制度に基づく情報の公開と提供に関する事務及び北区が保有する個人情報を総合的に保護し、管理の適正を期するとともに、区民からの自己の個人情報の開示等の請求に関する事務を行っている。

請求件数（平成３１年４月～令和２年３月）

情報公開 ３４１件

自己情報 １４３件

### 庁舎・車両管理事務

#### 1. 建物、設備の維持管理（５９２，０１０千円）

第一、第二、第三、第四、第五庁舎、別館及び滝野川分庁舎、並びに構内立体駐車場の維持管理と、庁舎内の受変電・照明等電気関係設備、冷暖房設備、換気装置、上下水道、ガス、構内電話設備及びエレベーターの維持管理等の業務を行っている。また、庁舎内のねずみ等の駆除、受排水槽の保守管理など建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく衛生管理業務、庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、庁舎案内受付業務、電話交換業務及び立体駐車場運営業務を委託して行っている。

また、庁舎管理規則に基づく庁中取り締り及び夜間、休日の庁舎管理業務と受付、並びに会議室使用、ポスター掲示等の許可事務、供用備品の管理及び貸出、拾得物対応、公衆電話の管理を行っている。

なお今年度は、昨年度実施した庁舎の劣化診断調査の結果を受け、令和３年度に施工する庁舎劣化対応工事の設計を委託するとともに、空調関連機器の更新及び照明器具の一部更新を実施する。

|        | 庁 舎 規 模                | 延べ面積(㎡)   | 大規模改修・竣工     |
|--------|------------------------|-----------|--------------|
| 第一庁舎   | 旧庁舎４階、<br>新庁舎７階建(地下１階) | １２,１２１.３３ | 平成２年４月３０日    |
| 第二庁舎   | ４階建（地下１階）              | ４,５３８.９２  | 昭和６１年１０月１日   |
| 第三庁舎   | ３階建（地下１階）              | １,９２０.６４  | 昭和５９年７月１６日※  |
| 第四庁舎   | ３階建（地下１階）              | １,６５０.４５  | 平成４年３月３１日    |
| 第五庁舎   | ３階建                    | ４７７.３９    | 平成１３年３月２６日※  |
| 別 館    | ２階建                    | ８２３.９８    | 平成２９年１２月１５日※ |
| 滝野川分庁舎 | ４階建                    | ４,７９６.０１  | 平成２６年９月１０日   |
| 立体駐車場  | 普通車７２台、ワゴン車２８台         | １,６４１.７１  | 平成４年７月３１日※   |

※は竣工日

## 2. 車両の管理（39,914千円）

庁有車（21台）の維持、運行管理及び安全運転指導と自動車の雇い上げ事務を行っている。

## 3. 新庁舎関連事務（20,490千円）

北区では、新庁舎建設に向けて平成24年3月に「東京都北区新庁舎建設基本構想」を策定した。平成29年6月には、国立印刷局王子工場用地の一部を新庁舎建設予定地として選定し、平成30年度から新庁舎建設基本計画の策定に着手している。

令和元年度は、学識経験者による専門家会議を開催したほか、「防災拠点機能」「区民サービス機能」「区民交流・協働推進機能」「執務機能」について庁内関係部署による作業部会を設置し、検討を行った。また、現在の庁舎における実務環境について調査を実施した。

令和2年度については、専門家会議を中心に、引き続き新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を進め、年度末に中間まとめを実施する。また、今後の設計や円滑な合意形成等に活用するため、VR技術によりイメージを可視化するデジタルコンテンツを作成する。

## 職 員 課

### 人 事 事 務

地方公務員法に基づく一般職に属する職員の任用、勤務条件、分限、懲戒その他人事全般にわたる事務を行っている。また、同法に基づき職員の能力開発、自己啓発及び職場の活性化などに資するため、研修事業を実施している。

なお、会計年度任用職員については各部において任用及び勤務条件等に関する要領を定め、任用にかかる事務を行っている。

#### 1. 条例定数 2, 683人（令和2年4月改正）

配分定数 2, 349人（令和2年度）

#### 2. 職員数の現況（令和2年4月1日現在）

特別職（区長・副区長・教育長） 4人

一般職員（常勤）※ 2, 767人

※育児短時間勤務職員を含む

内訳 事務系 1, 320人、福祉系 903人、一般技術系 222人、

医療技術系 101人、技能業務系 192人（清掃職員を含む）、

幼稚園教諭 25人、指導主事 4人

#### 3. 職員の採用、退職の状況（平成31年4月2日～令和2年4月1日）

採用職員 205人

（内訳 新規採用155人、再任用フル採用43人、交流・転入7人）

退職職員 132人

（内訳 退職113人、再任用フル満了13人、交流・転出6人）

#### 4. 職員定数の適正化

北区では、「北区役所活性化計画（平成7年度～9年度）」に掲げた「計画的な定員管理」を行うため、「職員定数管理計画」を策定し、職員定数の適正化に取り組んでいる。

令和元年度には、「北区基本計画2020」及び「北区経営改革プラン2020」の策定に伴い、計画を着実に推進していくための人員体制を整えるべく、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として新たに「職員定数管理計画2020」を策定した。

本計画は「北区基本計画2020」を着実に推進するため、必要な人材を確保する一方で、次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営を確保するため「北区経営改革プラン2020」に基づく事務事業の見直し、官民の役割分担の見直しや内部努力の徹底などを進め、総人件費の抑制と職員定数の適正化を図っていくものである。

令和2年度は学校用務の業務委託等により、定数削減に努めたが、各計画を着実に推進していくための人員体制を整えるべく49名の増員とした。

職員定数増減員数の推移

| 年度 | 平成7<br>～11 | 12～16              | 17～21  | 22～26 | 27～<br>令和元年度 | 令和2  |
|----|------------|--------------------|--------|-------|--------------|------|
| 合計 | △301       | △226<br>(△431)     | △423   | △94   | 89           | 49   |
| 増  | 2,366      | 3,342<br>(2,885)   | 629    | 526   | 1,537        | 169  |
| 減  | △2,667     | △3,568<br>(△3,316) | △1,052 | △620  | △1,448       | △120 |

※ ( ) は清掃事務所職員定数を除いた数。平成17年度より清掃業務に従事する都派遣職員（平成18年度から区職員に身分切替）を含めた定数管理を行っている。

※ 職員定数の増減については、組織改正も含まれる。

## 5. 職員研修（37,311千円）

北区では、北区人材育成基本方針で示された北区が目指す職員像の実現に向け、北区研修基本計画を策定し、豊かな人間性の育成、仕事をすすめる力、政策をつくる力などの能力開発を図っている。今年度の研修体系は、以下のとおりである。

### （1）集合研修

研修の効率性、専門性及び経済性などの観点から、北区、第2ブロック、特別区職員研修所の3者が連携し、次の研修を実施している。

| 研 修 機 関                  | 研修分野          | 研 修 項 目（主なもの）                                      |
|--------------------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 北 区                      | 職 層 研 修       | 新任研修、現任研修、主任研修、係長研修、管理職研修等                         |
|                          | 特 別 研 修       | 接遇研修、メンタルヘルス研修、公務サポート研修等                           |
| 第2ブロック合同<br>(文京、台東、荒川、北) | 職 層 研 修       | 保育士研修、課長補佐研修                                       |
|                          | 特 別 研 修       | 職員教養講座、シティセミナー、PR紙作成研修、試行研修                        |
| 特別区職員研修所                 | 自治体経営研修       | 経営管理能力、政策形成能力                                      |
|                          | 専 門 研 修       | 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり                                  |
|                          | ステップアップ<br>研修 | 論理構築、課題発見・問題解決、対人関係、説明・交渉力、自己管理、組織貢献、人材育成、組織マネジメント |
|                          | 職 層 研 修       | 新任研修、現任研修、係長研修、管理職昇任前研修、管理職研修、清掃研修                 |
|                          | サポート研修        | 講師養成、公務基礎、講演会                                      |

### （2）職場研修

職員の実践的能力の向上を図るため、各職場において実施する職場研修が、効果的かつ継続的に実施できるよう必要な支援を行っている。

### (3) 自己啓発

職員が自主的かつ積極的に知識や技術を修得するための支援として、貸出図書制度及び通信教育講座の紹介を行っている。

## 給 与 福 利 事 務

1. 職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、区長部局及び各行政委員会事務局職員の給与などの支出に関する事務を人事給与システムにより行っている。

また、旅費、超過勤務手当にかかる事務処理については、簡素効率化、迅速的確化のため、平成19年1月から庶務事務システムを導入している。

2. 職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員の退職手当の支出に関する事務を行っている。

退職手当の基本額（支給率）

| 区 分       | 最 高 支 給 率 |       |       |       |       |           |                  |                  |           |       | 左の支給率<br>の勤続期間                |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-----------|------------------|------------------|-----------|-------|-------------------------------|
|           | 平成<br>元年  | 2     | 3     | 4～15  | 16    | 17～<br>24 | 25<br>（経過<br>措置） | 26<br>（経過<br>措置） | 27～<br>29 | 30以降  |                               |
| 定年<br>退職等 | 68.00     | 66.20 | 64.40 | 62.70 | 60.95 | 59.20     | 55.98            | 52.76            | 49.55     | 47.70 | 35 年                          |
| 普通<br>退職  | 50.00     | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 50.00     | 47.08            | 44.16            | 41.25     | 39.75 | 36 年<br>（平成 27 年<br>度以降 35 年） |

退職手当の調整額      評価期間におけるポイント制

3. 退職した職員の長期給付（旧共済年金等）の請求手続きに関する事務及び再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務を行っている。
4. 会計年度任用職員登録システムの運用を行っている。
5. 被服貸与規程に基づき職務に必要な被服を貸与している。（19,437千円）



6. 職員の健康管理については、労働安全衛生法及び職員健康管理規則に基づき、各種の健康診断、健康相談を行っている。(62,513千円)

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 一般健康診断   | 呼吸器系健診(全職員)<br>循環器系健診(全職員)<br>消化器系健診(35歳以上の職員で希望する者) |
| 特殊健康診断   | 腰痛健診、頸肩腕健診、VDT健診<br>B型肝炎健診(風疹抗体検査を含む)、乳がん・子宮がん健診等    |
| 各種健康相談   | 医療なんでも相談・心理相談・栄養相談・産業医相談等                            |
| ストレスチェック | メンタルヘルスに関する調査(全職員)                                   |

7. 労働安全衛生法及び東京都北区安全衛生委員会設置規程により設置されている東京都北区安全衛生委員会の事務を行っている。

8. 職員が公務上の災害(通勤災害を含む)を受けた場合、地方公務員災害補償法等の規定による認定及び各種補償事務を取り扱っている。

9. 地方公務員等共済組合法に基づく短期給付事務を行っている。

10. 特別区職員互助組合の規定に基づく福利厚生事業及び北区職員互助会の事務を行っている。  
北区職員互助会の事業内容は次のとおりである。

- (1) 福利厚生事業
- (2) 給付、貸付事業
- (3) 文化体育会助成
- (4) 食堂の管理運営

11. 平成25年4月1日より民間賃貸住宅を利用し、防災職員住宅の整備を行っている。  
(30,852千円)

- (1) 防災職員住宅北赤羽(北区赤羽北1-14-20) 13室
- (2) 防災職員住宅駒込(北区西ヶ原1-21-6) 5室
- (3) 防災職員住宅田端(北区田端新町2-10-3) 11室

※ 室数は、令和2年4月現在の入居者数

## 契 約 管 財 課

### 1. 財 産 管 理 事 務 （9, 7 1 6千円）

公有財産に関する事務については、公有財産の総括に関する事務、公有財産の取得に関する事務、並びに普通財産の管理及び処分に関する事務等を行っている。

#### （1）公有財産の総括に関する事務

公有財産を統一して管理し、調整するために、下記の事務を行っている。

- ① 行政財産の引渡し
- ② 行政財産目的外使用許可の協議への同意
- ③ 行政財産用途廃止及び変更の協議への同意
- ④ 行政財産について関係部課より報告を求め、調査し、必要に応じて是正を助言する。
- ⑤ 公有財産管理運用委員会に関する事務  
東京都北区公有財産規則第42条に基づき、委員会に関する事務を行っている。
- ⑥ 区有物件の火災共済に関する事務

#### ※ 公有財産の状況

（令和2年3月31日現在）

| 種 類      | 分類   | 数 量                  |
|----------|------|----------------------|
| 土 地      | 行政財産 | 1, 1 6 4, 5 3 9.7 6㎡ |
|          | 普通財産 | 6 3, 1 3 9.1 6       |
|          | 計    | 1, 2 2 7, 6 7 8.9 2  |
| 建 物      | 行政財産 | 6 9 9, 1 5 8.5 7     |
|          | 普通財産 | 6, 6 7 8.4 0         |
|          | 計    | 7 0 5, 8 3 6.9 7     |
| 権利等（地上権） | 行政財産 | 1, 6 4 6.3 5         |
| 権利等（商標権） | 普通財産 | 6件                   |
| 株 券 等    | 普通財産 | 1 0 8株               |
| 出資による権利  | 普通財産 | 1 2 件                |

行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産

普通財産：行政財産以外の財産

(2) 公有財産の取得に関する事務

区の長期計画や中期計画を基本に、土地・建物等の公有財産の購入、寄付受入等の取得事務を行っている。

(3) 普通財産の管理及び処分に関する事務

普通財産の調査及び貸付等管理に関する事務、並びに売払及び譲与等の事務を行っている。

2. 財産価格審議会運営事務 (377千円)

東京都北区財産価格審議会条例に基づく審議会の事務を行っている。

(1) 目的

公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する。

(2) 組織

|       |      |
|-------|------|
| 区議会議員 | 若干名  |
| 学識経験者 | 5名以内 |

3. 学校跡地等財産有効活用事業

北区学校適正配置計画により、閉校した学校施設を有効活用するため、貸付等が行える状態の維持を行っている。

4. 土地開発公社運営事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために、次の事務を行っている。

(1) 公用・公共の用に供する土地の先行取得等

(2) 協調融資団からの用地取得資金の借入及び借入元金・利息の償還

## 契 約 事 務 （１５，９５７千円）

地方自治法第２３４条ほか、関係法令に基づき、購買・賃借・請負その他の契約事務を行っている。

### １．契約の内容

- （１）物品及び材料の購買契約
- （２）工事及び修繕等の請負契約
- （３）労力その他の供給契約

### ２．契約件数（契約管財課契約分）

（令和元年度）

| 区 分        | 契約方法    | 件 数   | 金 額            |
|------------|---------|-------|----------------|
| 物 品<br>その他 | 競 争 入 札 | ５５０件  | ５,４６２,３９４,９８５円 |
|            | 随 意 契 約 | ８１９   | ９,４９１,４４９,４０１  |
|            | 計       | １,３６９ | １４,９５３,８４４,３８６ |
| 工 事        | 競 争 入 札 | ２０３   | １１,０４１,５７１,６３０ |
|            | 随 意 契 約 | １１７   | ２５４,５３１,８６２    |
|            | 計       | ３２０   | １１,２９６,１０３,４９２ |
| 合 計        | 競 争 入 札 | ７５３   | １６,５０３,９６６,６１５ |
|            | 随 意 契 約 | ９３６   | ９,７４５,９８１,２６３  |
|            | 計       | １,６８９ | ２６,２４９,９４７,８７８ |

### ３．北区入札等審査委員会

東京都北区入札等審査委員会規則に基づき、区が施工する工事の請負及び物件の調達に関し、厳正かつ公平に優良な業者と契約締結するため指名業者の選定、一般競争入札に関する事項及び指名停止措置等の調査、審議を行う。

- （１）組織（第一・第二委員会を設置し、予定価格、契約内容等により案件を分けて所管）

#### ①第一委員会

委員長 総務部を担任する副区長

委 員 政策経営部長・財政課長・総務部長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

#### ②第二委員会

委員長 総務部長

委 員 政策経営部長・財政課長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

(2) 令和元年度の開催状況

第一委員会

開催回数 15回      審議件数 96件

第二委員会

開催回数 10回      審議件数 38件

4. 北区低入札価格調査委員会

工事請負契約に係る制限付一般競争入札のうち、北区入札等審査委員会の決定により低入札価格調査制度を適用したものについて、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）を適正に行うため、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）を下回る入札があった場合、東京都北区低入札価格調査制度実施要綱に基づき、当該契約の履行の可否の審査を行う。

(1) 組織

北区入札等審査委員会第一委員会の委員長及び委員

(2) 令和元年度の開催状況

開催回数 3回      調査件数 4件

5. 北区入札監視委員会

北区入札監視委員会設置要綱に基づき、区が発注した工事、業務委託その他の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けるとともに、委員会が指定した契約案件に関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。また、その他区の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。

(1) 組織

学識経験者3名（大学教授、弁護士、公認会計士）

(2) 令和元年度の開催状況

開催回数 2回（7月及び11月）

検 査 事 務 （120千円）

東京都北区契約事務規則第55条に基づく契約の履行に関する検査は、物品や工事等について、品質・規格・性能・数量が契約に適合しているか否かを確認するための事務を行っている。

1. 検査の内容

(1) 物品及び材料の検査

(2) 工事等の検査

## 2. 検査件数（契約管財課検査分）

（令和元年度）

| 区分 | 件数   | 備 考                                            |
|----|------|------------------------------------------------|
| 物品 | 255件 | 契約管財課で契約した物品、材料、その他の検査                         |
| 工事 | 642件 | 契約管財課で契約した工事（出来高を含む）の検査<br>課長、所長、学校長が専決した工事の検査 |
| 合計 | 897件 |                                                |

1. 区有施設の保全業務に関する事務（公共施設保全推進費2, 956千円）

平成17年3月に策定した区有施設保全計画（以下「保全計画」という。）の実現化に向け、施設の長期にわたる機能の維持と向上に資することを目的とした取り組みを実施している。

これまで、施設情報を基礎資料として、経年により老朽化している施設、あるいは将来多額の改修費用を要する大規模施設を対象とした中長期改修計画のシミュレーションや施設の各種保全業務に関する東京都北区維持保全業務標準仕様書の作成など、施設の総合的かつ適正な保全を一層推進するための環境整備を図ってきた。

令和元年度は、保全計画の改定を行った。あわせて、区有施設情報の収集と点検を継続的にを行い、維持管理連絡会を通じて、一元化した情報の更新の継続を進めた。

令和2年度は、前年度に引き続き施設情報の収集と点検および所管課への支援を行うとともに、改定した保全計画に対応した、維持保全や改修工事の進め方について計画改修検討部会等を活用し検討を行う。

## 2. 主要建築工事の概要（受任事業）

令和元年度の工事实績及び令和2年度の工事予定は次のとおりである。

### （1）庁舎及び区民施設の建築工事

| 年度        | 工 事 内 容                | 規模等   | 備 考                         |
|-----------|------------------------|-------|-----------------------------|
| 令和元年度工事实績 | 仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築工事   | RC造5階 | 平成30～令和2年度                  |
|           | 元気ぷらざ温水プール等改修工事        |       |                             |
|           | 旧志茂東ふれあい館改修工事          |       | 平成30～令和元年度                  |
|           | 公衆トイレ改修工事              |       | 田端駅前                        |
|           | 空調機改修工事                |       | 滝野川東区民センター、浮間区民センター、滝野川体育館等 |
|           | 各施設解体工事                |       | 旧赤羽中                        |
|           | その他改修工事                |       | 各施設                         |
|           | 工事費総額 15億3千万円（工事件数53件） |       |                             |
| 令和2年度工事予定 | 仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築工事   | RC造5階 | 平成30～令和2年度                  |
|           | 旧特別養護老人ホーム浮間さくら荘改修工事   |       |                             |
|           | 特別養護老人ホーム上中里つつじ荘改修工事   |       | 令和2～3年度                     |
|           | いきがい活動センター改修工事         |       |                             |
|           | 空調機改修工事                |       | 第一庁舎、赤羽会館、豊島北・新町コミュニティアリーナ等 |
|           | トイレ洋式化改修工事             |       | 北とびあ、滝野川会館、北区セシモニーホール等      |
|           | その他改修工事                |       | 各施設                         |
|           | 工事費総額 42億8千万円（工事件数55件） |       |                             |



(2) 小、中学校等教育施設の建築工事

| 年度        | 工 事 内 容                 | 規模等    | 備 考                          |
|-----------|-------------------------|--------|------------------------------|
| 令和元年度工事実績 | 浮間中学校等複合施設新築工事          | R C造4階 | 平成29～令和元年度                   |
|           | 王子第一小学校新築工事             | R C造4階 | 令和元 ～3年度                     |
|           | 小学校リフレッシュ改修工事           |        | 堀船小(2期)、浮間小(2期)<br>滝野川小      |
|           | 滝野川北保育園改修工事             |        | 令和元 ～2年度                     |
|           | 体育館空調機設置工事              |        | 王子二小外2、梅木小外2、<br>赤羽小外2等      |
|           | 校舎等解体工事                 |        | 王子第一小、旧赤羽台保育園、<br>旧三岩小、神谷小外2 |
|           | その他教育施設改修工事             |        | 各施設                          |
|           | 工事費総額 65億4千万円 (工事件数60件) |        |                              |
| 令和2年度工事予定 | 王子第一小学校新築工事             | R C造4階 | 令和元 ～3年度                     |
|           | 西が丘小学校新築工事              | R C造3階 | 令和2 ～4年度                     |
|           | 仮称北区立都の北学園新築工事          | R C造5階 | 令和2 ～5年度                     |
|           | 飛鳥中学校リノベーション工事          |        | 令和2 ～3年度                     |
|           | 小学校リフレッシュ改修工事           |        | 滝野川小(2期)                     |
|           | 体育館空調機設置工事              |        | 王子小外、王子桜中外                   |
|           | 校舎等解体工事                 |        | 神谷中プール等、旧三岩小、                |
|           | その他教育施設改修工事             |        | 各施設                          |
|           | 工事費総額 47億1千万円 (工事件数61件) |        |                              |

## 多様性社会推進課

### 1 人権に関する啓発事業（１，６４０千円）

人権に関し、毎年１２月の人権週間にあわせた講演会の実施や、人権擁護委員及び区立中学生とともに北区区民まつりでの啓発活動など、区民への啓発事業を行う。

令和元年度実績：人権講演会 １回 参加 ２００名

演 題：心のバリアをはずして

講 師：中野 佐世子 氏

### 2 男女共同参画推進事業（１９，６００千円）

男女共同参画行動計画の推進及び普及啓発

#### （１） 男女共同参画行動計画の推進

北区男女共同参画行動計画「第６次アゼリアプラン」（令和２年度～令和６年度）に基づき、男女共同参画に関するより一層の理解と意識の啓発及び推進する側の立場である職員の意識の醸成を図る。

#### （２） 団体の活動の支援

男女共同参画に関する活動を目的とする団体への支援として、情報提供や団体相互の交流を促進する。

#### （３） 男女共同参画職員研修

区政を担う職員一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ちながら職務内の意識を高め、各事業に反映できるように職員研修を実施する。

令和元年度実績：３月に職員研修を３回予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

### 3 審議会等運営費（１，４２１千円）

（会計年度任用職員制度導入に伴い、男女共同参画推進事業費より移行・新設）

男女共同参画推進組織の運営

#### （１） 男女共同参画審議会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画審議会を運営する。審議会は、行動計画「北区アゼリアプラン」の策定及び変更、その他男女共同参画の推進に関する調査審議を行う。

令和元年度実績：審議会４回

#### （２） 男女共同参画苦情解決委員会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画苦情解決委員会を運営する。苦情解決委員会は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策、阻害すると認められる事項について、区民や事業者からの苦情の申出を受け、解決を図る。

令和元年度実績：２月に委員会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

#### 4 スペースゆう運営（14,723千円）

##### （1）施設概要

男女共同参画を推進するための活動拠点施設として、北区男女共同参画条例に基づき設置する。

主な活動内容として、男女共同参画に関する普及啓発のための講座・講演会や、主に女性を対象とした配偶者からの暴力等に関する相談事業等を実施するほか、男女共同参画に関する活動・交流を行うための場や情報の提供を行う。

##### ア 施設の状況

所在地 北区王子1-11-1 北とぴあ5階

開館時間 午前9時～午後9時（日曜日は午前9時～午後5時）

休館日 月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

床面積 633.59㎡

| 階  | 施設名       | 面積（㎡） | 定員（名） | 備考                       |
|----|-----------|-------|-------|--------------------------|
| 5階 | 多目的室A     | 49    | 30    | 「多目的室AB」として<br>一部屋での利用も可 |
|    | 多目的室B     | 51    | 30    |                          |
|    | 情報コーナー    | —     | 12    |                          |
|    | 交流サロン     | —     | 26    |                          |
|    | 活動コーナー    | —     | 10    |                          |
|    | 相談室1      | 9.5   | 4     |                          |
|    | 相談室2      | 10    | 5     |                          |
|    | ミーティングルーム | 19    | 12    |                          |

##### イ 多目的室の利用

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。なお、登録団体は多目的室の使用料の5割が減額となる。

令和元年度実績：登録団体数 55団体（令和2年3月末時点）

##### ウ 施設使用料

| 施設    | 定員  | 午前9時～12時   | 午後1時～5時      | 午後6時～9時      |
|-------|-----|------------|--------------|--------------|
| 多目的室A | 30名 | 720円（360円） | 1,120円（560円） | 1,440円（720円） |
| 多目的室B | 30名 | 720円（360円） | 1,120円（560円） | 1,440円（720円） |

（付帯設備使用料） ※5割減額対象外

| 種類               | 使用料  | 種類           | 使用料  |
|------------------|------|--------------|------|
| アップライトピアノ（1台1回）  | 510円 | ビデオセット（1台1回） | 200円 |
| ビデオプロジェクター（1台1回） | 510円 | 譜面台（1台1回）    | 50円  |
| 持込器具使用・電源設備（1回）  | 200円 |              |      |

エ 令和元年度スペースゆう 施設利用状況

| 部 屋 名     | 件 数   | 人 数      |
|-----------|-------|----------|
| 多目的室A B   | 3 1 1 | 5, 3 2 9 |
| 多目的室A     | 1 5 0 | 1, 3 8 8 |
| 多目的室B     | 1 8 4 | 1, 6 3 7 |
| ミーティングルーム | 2 1 6 | 1, 2 2 1 |
| 合 計       | 8 6 1 | 9, 5 7 5 |

※多目的室AとBは、多目的室A Bとして1 部屋利用も可

(2) 事業の内容

ア 啓発普及事業

(ア) 北区男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念の理解を深めるために国が定めている「男女共同参画週間」にあわせ、講演会などを実施する。

令和元年度実績：実施回数 2回 参加 延べ229名

(講演会、映画会)

(イ) 北区さんかく大学

男女共同参画について、その背景となっている社会状況や制度などを広い視野から学び、男女共同参画社会を実現する力を身につけ、地域で活躍する人材の育成を目的に実施する。

令和元年度実績：実施回数 5回連続講座 参加 延べ95名

(テーマ：“女の幸せ” 解体新書～自分なりの生き方をさがしてみませんか～)

(ウ) 啓発講座

アゼリアプランの重点取組事項及び男女共同参画の啓発に関する講座を実施する。

令和元年度実績：実施回数 3回 参加 延べ112名

(DV 理解基礎講座、ワーク・ライフ・バランス講演会、男性向け講座)

なお、防災セミナーを3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

(エ) 区民企画協働事業(旧パートナーシップ事業)

アゼリアプランの重点取組事項や、男女共同参画に関するテーマの講座等を企画運営する団体を区民等から募集し、協働で実施する。

令和元年度実績：実施団体 3団体 参加 延べ115名

なお、実施予定は4団体であったが、うち1団体は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

(オ) 出前講座

区民の男女共同参画についての理解を深め、多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供するため、地域に直接出向いて講座を実施する。

令和元年度実績：3月に2校実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止した。

(カ) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

様々な分野で活躍している方を講師として中学校及び高等学校に派遣し、職業選択の経緯や仕事のやりがい、苦心などについて情報提供等を行い、将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジできるよう、職域拡大に向けた支援を行う。

令和元年度実績：実施校 6校 参加 延べ917名

イ 団体・グループの育成・交流支援事業

男女共同参画社会の実現を目指す個人や団体が活発に活動できるように支援するとともに、相互に連携、協力しながら活動を深められるよう機会と場を提供する。また、団体支援事業の一環として、登録団体が企画・実施する事業を支援する。

ウ 情報提供事業

(ア) 情報コーナーの運営

男女共同参画に関する図書・資料等の閲覧及び貸出を行い、情報の提供・活用を図る。

(イ) 情報誌の発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、情報誌「ゆうレポート」を年3回発行する。

エ 相談事業（法律相談）

女性の弁護士による相談。離婚や家族関係等に伴う法律問題についての相談に応じる。

（第1土曜日・第3木曜日、1回 面談30分）

令和元年度実績：65件 重訴件数 合計107件

5 配偶者等からの暴力防止対策（9,600千円）

(1) 北区配偶者暴力相談支援センター事業

DV被害者の総合的な支援を行うために、平成28年4月1日に配偶者暴力相談支援センターを開設した。相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してDV被害者の保護及び自立支援を図る。

令和元年度実績

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ・DV専用ダイヤル受付（DVに関する相談以外も含む）     | 75件 |
| ・相談証明の発行（住基支援措置、児童手当、健康保険、年金等） | 8件  |
| ・保護命令への支援（申立に関する助言、裁判所提出書面の作成） | 0件  |
| ・同行支援（保護命令申請手続き等 の同行）          | 0件  |

(2) こころと生き方・DV相談

DVをはじめとする家族間の悩みや、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

DV・夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシャルハラスメントや人間関係、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

令和元年度実績 617件（うち男性相談20件）

(3) 配偶者からの暴力防止連絡協議会

配偶者からの暴力防止に向け、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するため、警察署、医師会、民生委員・児童委員協議会、庁内関係課による「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を平成20年10月に設置し、運営する。

令和元年度実績：代表者会議 1回・実務者会議 1回：相談担当者会議 2回

(4) 区民啓発事業

配偶者からの暴力防止に関して、区民の理解と協力が得られるよう、講座の開催や、DV防止カード、パンフレット、啓発グッズ等により普及啓発を図る。

(5) パープルリボンシンボルマークの活用

女性への暴力防止のメッセージを表現する「パープルリボン」をモチーフにした、「北区パープルリボンシンボルマーク」を平成23年度に制定した。

このシンボルマークを活用し、DV防止カードを主催講座や学校行事などでの配付や、シンボルマークをラッピングしたコミュニティバスを「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」の期間中に運行するなど、普及啓発を図る。

6 ワーク・ライフ・バランス支援事業（2,311千円）

(1) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

区内中小企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでいる企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取り組みを区内外に広くPRし、奨励・支援することでワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

令和元年度実績：認定企業 6企業

(2) ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣

企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、無料で推進アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案を行う。

令和元年度実績：1企業

7 女性の活躍推進事業（3,043千円）

(1) 女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、基調講演会をはじめキャリアアップ及び起業並びに就労等に関するセミナーを開催する。

令和元年度実績：実施回数 8回 参加者数 延べ190名

（基調講演会、キャリアアップ支援セミナー、起業家支援セミナー、再就職準備セミナー）

(2) 子育てママの未来計画

東京家政大学・板橋区と共催で、子育て中の女性を対象とした講座を実施する。

令和元年度実績：実施回数 8回 参加者数 延べ72名

（レジリエンス編、家政学入門編、各2日連続講座）

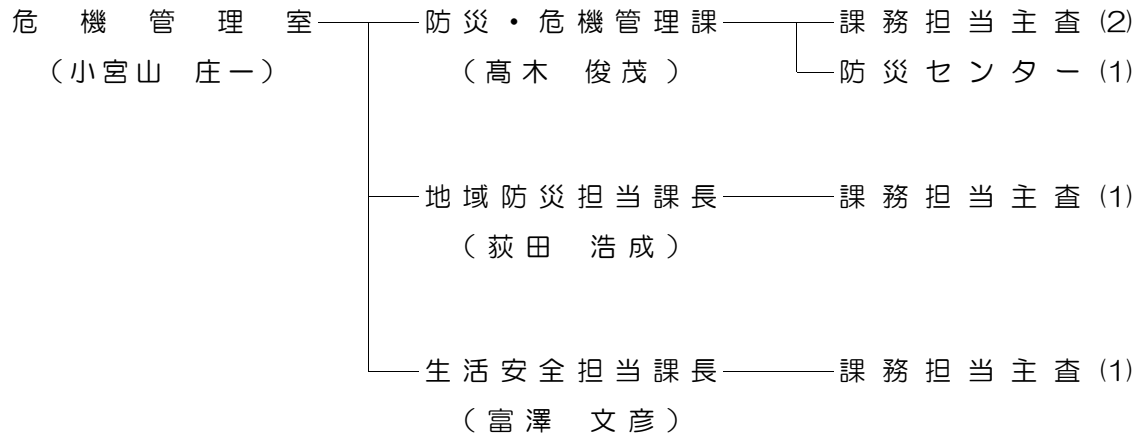
危 機 管 理 室





# 危機管理室組織図

令和2年4月1日現在



# 危機管理室 職員配置状況

令和2年4月1日現在

|          | 係 名      | 合計 | 部長 | 課長     | 係長/主査         | 係員             | 再任用 | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------|----|----|--------|---------------|----------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災・危機管理課 |          | 14 | 1  | 1      | 4<br>(※1) (1) | 8<br>(※2) (28) |     | (※1) 派遣（東京消防庁）<br>(※2) 兼務職員 1 名（広報課）<br>兼務職員 1 名（総務課）<br>兼務職員 1 名（職員課）<br>兼務職員 1 名（地域振興課）<br>兼務職員 1 名（戸籍住民課）<br>兼務職員 2 名（国保年金課）<br>兼務職員 1 名（北区清掃事務所）<br>兼務職員 1 名（健康福祉課）<br>兼務職員 1 名（障害福祉課）<br>兼務職員 1 名（介護保険課）<br>兼務職員 2 名（教育政策課）<br>兼務職員 1 名（学校改築施設管理課）<br>兼務職員 1 名（学校支援課）<br>兼務職員 2 名（子どもわくわく課）<br>兼務職員 10 名（保育課）<br>兼務職員 1 名（子ども家庭支援センター） |
|          | 防災センター   | 5  |    |        | (※3) 1        | 2              | 2   | 会計年度任用職員 8 名(※3) 派遣（東京消防庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 地域防災担当課長 | 5  |    | 1      | 1             | 1              | 2   | 会計年度任用職員 2 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|          | 生活安全担当課長 | 3  |    | (※4) 1 | 1             | 1              |     | 会計年度任用職員 3 名(※4) 派遣（警視庁）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|          | 計（3課）    | 27 | 1  | 3      | 7             | 12             | 4   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

# 分 掌 事 務

## 危 機 管 理 室

### 防 災 ・ 危 機 管 理 課

1. 防災会議に関すること。
2. 災害対策本部に関すること。
3. 地域防災計画に関すること。
4. 消防関係機関との連絡調整に関すること。
5. 消防団に関すること。
6. 災害対策業務の実施に関すること。
7. 防災無線通信に関すること。
8. 風水害の避難に関すること。
9. 小災害罹災者の応急援護に関すること。
10. 災害弔慰金の支給等に関すること。
11. 危機管理の総合調整及び対策に関すること。
12. 危機管理に関する調査及び研究に関すること。
13. 国民保護協議会に関すること。
14. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
15. 国民保護計画に関すること。
16. 前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関すること。
17. 室の庶務に関すること。
18. 室の歳入歳出及び決算の資料に関すること。

### 防災センター

1. 施設の利用に関すること。
2. 施設利用者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上に関すること。
3. 施設の維持管理に関すること。
4. 前3号のほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務の実施及び運営に関すること。

### 地 域 防 災 担 当 課 長

1. 区民防災組織に関すること。
2. 防災意識の高揚及び啓発に関すること。
3. 防災訓練に関すること。
4. 防災施設の設置及び維持管理に関すること。

## 生 活 安 全 担 当 課 長

1. 生活安全の推進に関すること。

## 防災・危機管理課

### 1. 防災会議の運営（537千円）

防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、東京都北区地域防災計画を作成し、その実施を推進することを目的としている。会議は、区長を会長として、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、電気・ガス・電話などのライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会、日本郵便株式会社、首都高速道路株式会社などの防災関係機関で構成されている。

委員は現在52名（定員55名）となっている。

### 2. 防災訓練の実施（17,191千円）

#### （1）令和2年度東京都・北区合同総合防災訓練

東京都は、年区市町村と合同で首都直下地震を想定した防災訓練を実施している。

北区では、北区基本計画2020で「地震・風水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むことを優先課題としており、東京都からの要請を受け、令和2年度に合同で防災訓練を実施することとした。

北区として、東京都や防災関係機関等と連携した実践的な訓練を、全庁を挙げて実施し、区の災害対応力を向上させるとともに、北区民の防災機運を醸成し、北区全体の地域防災力の向上を図っていく。

#### （2）避難所開設・運営訓練

各自主防災組織・連合町会に対して、大規模災害時に住民らが避難所（小中学校等）に避難してきたという想定で、避難所開設・運営訓練の支援をしている。

＜令和元年度＞

##### ・避難所開設・運営訓練

避難所（学校等）を使用し、避難所を開設または運営する実践的な訓練：

実施回数 10回

### 3. 街路設置消火器の管理（14,039千円）

#### （1）街路消火器の管理

初期消火活動を迅速かつ効果的に行うため、区内街路に約60m～120m間隔で約5千本の消火器を配備している。これらの街路消火器は、年1回の保守点検、清掃及び薬剤詰替などの管理を行っている。

| 令和元年度街路消火器管理の主な取り組み |     |
|---------------------|-----|
| 消火器保守点検             | 1回  |
| 消火器及び角型格納箱撤去処分      | 38件 |
| 角型格納箱移設             | 3件  |
| 円筒型格納箱の角型格納箱への交換    | 41件 |

#### （2）家庭用消火器詰め替え消防設備事業者の紹介

民間防災設備の充実を図るため、家庭用消火器の薬剤詰め替え及び販売を行う区内消防設備事業者（東京都消防設備協同組合登録業者）の紹介を行っている。

#### 4. 防災施設等の整備及び管理（132,494千円）

##### （1）防災行政無線

###### ア. 移動系無線設備（260MHz帯）

移動系無線は、大規模災害等により有線電話等の通信が途絶した場合を想定し、区出先機関及び各防災関係機関との情報収集、伝達手段として設置した相互通信が可能な無線設備である。

平成22年度からデジタル化により、音声通信のほか、ファクシミリやメール通信も行うことができるようになった。平常時は、一般の行政事務連絡にも活用し、機器取り扱いの習熟を図っている。

※システム構成：基地局1、子局415（半固定113、携帯276、車載26）

###### イ. 同報系無線設備（60MHz帯）

同報系無線は、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に、区民等に対する避難勧告及び情報提供等を行う無線設備であり、屋外向けに拡声子局（屋外スピーカー）を110基配備している。

平成27年度より拡声子局のデジタル化工事を実施。令和元年度をもって全拡声子局の工事が完了し、現在のアナログシステム（60MHz）による放送は令和3年度で終了する。また、無線の放送音声を受信することができる戸別受信機はアナログシステムであるため、令和3年度で事業が終了する。

また、一度放送された内容を再生して聞くことができる「自動電話音声サービス」を平成28年5月下旬から運用している。（☎0120-061-724）

###### ウ. 戸別受信機の設置（280MHz帯）

平成28年度より新たに屋内において受信感度のよい電波（ポケベル波）を利用した「戸別受信機」を、区の公共施設や町会・自治会等に配備している。本システムの戸別受信機は、情報を文字情報として受信し、音声を読み上げる方式のため、不在時や聞き逃した場合などには文字情報を確認することが可能である。

##### （2）その他の防災情報通信態勢

###### ア. 災害情報システム

GIS（地理情報システム）に被害情報等を視覚的に整理することができ、効率的に災害情報を整理することができる。また、平常時においても防災設備の一括管理に利用している。

###### イ. 全国緊急警報システム（J-ALERT）

総務省消防庁が衛星を使い全国の地方自治体に向け、内閣官房が発表する国民保護情報と気象庁が発表する自然災害情報の提供を無線で行っている。

＜令和元年度＞

- ・ J-ALERT全国一斉情報伝達訓練  
実施回数 3回実施

###### ウ. 防災気象情報メール配信サービス

大雨や洪水などの警報・注意報、地震情報等をいち早く区民に知らせるため平成22年11月から防災気象情報のメール配信サービスを行っている。

＜令和2年4月1日時点＞

- ・ 登録者数 15,594人

#### エ. 携帯電話による緊急速報メール

携帯電話各社（NTTドコモ・au・ソフトバンク・楽天）で運営している緊急速報メール（エリアメール等）を、防災行政無線を補完するものとして、平成24年4月1日から導入している。災害時には、被害情報・避難情報等を北区エリアにいる人々に対し一斉に提供することができる。

#### （3）消防水利の確保（貯水槽）

震災時の生活用水及び初期消火用水利として、40㎡の耐震性地下貯水槽を63か所、20㎡のものを3か所設置している。（表1）

それまで貯水槽の蓋が非常に重く、開けることが容易でなかったため、25年度から3か年かけて蓋を新しく親子蓋式に改修した。（親子蓋とは、蓋の中央にもう一つ小さい蓋が付いているもので、この小さい蓋を開けることで小型消防ポンプによる初期消火等の際、吸水を容易に行うことができる）

#### （4）飲料水等の確保

##### ア. 応急給水槽

東京都水道局より震災時の飲料水の確保を目的とする災害時給水ステーション（給水拠点）〔1, 500m<sup>3</sup>の循環式地下貯水槽〕が、桐ヶ丘中央公園、滝野川公園及び北運動公園の3か所に設置されている。これにより約50万人が3日間使用する飲料水（1人1日3リットルとして）が確保されている。

なお、各避難所における飲料水の不足を速やかに解消するため、平成29年度に給水車を1台から3台に増強し、より迅速な給水体制を確立した。

##### イ. 深井戸

災害時における給水活動の拠点の一つとして、自家発電装置付の深井戸を区内13か所に設置している。また、東京消防庁（中央公園）、JR（尾久駅構内、田端ビル敷地内の2か所）について、災害時使用協定を結んでいる。

##### ウ. 浄水装置

プールの水を飲用するために浄化する浄水装置を、区内全避難所に1台配備している。

##### エ. 応急給水活動のためのスタンドパイプの配備

東京都水道局と覚書を締結し、応急給水用として67台のスタンドパイプセットの貸与を受け、区内避難所等に配備している。

##### オ. 民間井戸

初期消火活動の充実、生活用水の確保のため、民間所有の浅井戸を「災害時協力井戸」として指定し、小型消防ポンプ取水口を取り付けている。近年の現地調査により、滅失している井戸を指定解除しており、令和元年度末現在で103か所。

#### （5）備蓄管理システムの導入

北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、備蓄物資の詳細なリスト化、賞味期限到達備蓄の抽出等、情報を一括で管理することで、災害時の円滑な備蓄物資配給を可能にするシステムを構築する。

## 5. 備 蓄（62,433千円）

災害時における救援活動を円滑に行うため、救援に必要な食糧や毛布などの生活用品、防災資機材等の備蓄を行っている。流通の困難な物、個人では準備しにくい物、災害時要援護者向けの物資を中心に備蓄品目の充実を図っている。

### （１）災害備蓄倉庫

物資が不足した避難所に補給するための食料等の救助物資及び避難場所で利用する物資・資機材を区内12か所の備蓄倉庫に保管している。（表2、表3）

### （２）学校備蓄室

区立小・中学校の余裕教室等を活用して、避難生活に要する食糧、飲料水及び生活用品等を備蓄している。（表4）

### （３）資機材倉庫

近隣住民が使用できる救助用・避難者用及び初期消火用資機材等を区立小・中学校等に保管している。

## 6. 防災センターの管理及び事業運営（57,248千円）

防災センターは、平常時には「地震の科学館」として、来館者の防災意識・能力の向上を図るとともに、防災に関する啓発やコミュニティ機能を持ち、災害時には、災害対策本部のバックアップ機能を有している。

展示ホールでは、3つの守る（命を守る・地域を守る・生活を守る）をテーマに、模型や映像を通じて地震対策についての知識を深めることができる。また、体験室では、震度7の揺れや煙を体験することができ、AEDを活用した心肺蘇生や応急手当（三角巾等）の訓練、消火器等による初期消火の訓練等を常時行っている。

平成29年度は起震装置に平成28年4月に発生した熊本地震のプログラムを追加し、平成30年度は老朽化した昇降機設備の改修工事を行った。

### （１）防災ボランティア

災害時、全国から集結してくる多数のボランティアを受け入れ、それぞれの活動内容を調整する要員を確保するため、区民から公募した防災ボランティアを事前登録し、研修・訓練等を行っている。

＜令和2年4月1日現在＞

・登録者数 54名



## 7. 消防団の活動支援（9, 295千円）

消防団業務の円滑な遂行を図るため、資機材の配備及び消防団事業運営活動費等の助成を行っている。

### （1）消防団運営委員会

消防団組織の整備・運営を円滑に行うための組織で、都条例に基づく、知事の付属機関として特別区ごとに設置されている。

| 消防団運営委員会の構成 |     |
|-------------|-----|
| 委員長         | 1名  |
| 学識経験者       | 4名  |
| 区議会議員       | 6名  |
| 区内の消防署長     | 3名  |
| 区内の消防団長     | 3名  |
| 計           | 17名 |

### （2）消防団の組織

消防団の団長については、団の推薦に基づき区長が任免する。消防団員（副団長以下の団員）については、区長の承認を得て各団長が任免する。

区内消防団の分団数、配属定員数、配置ポンプ数                      令和2年4月1日現在

|           | 王子消防団 | 赤羽消防団 | 滝野川消防団 | 計    |
|-----------|-------|-------|--------|------|
| 分 団 数     | 8団    | 7団    | 8団     | 23団  |
| 配 置 定 員 数 | 200人  | 200人  | 210人   | 610人 |
| 配置ポンプ数    | 16台   | 18台   | 17台    | 51台  |

8. 罹災者の応急援護（１，２０６千円）

災害救助法の適用に至らない火災・水害等により被害を受けた罹災者に、応急的な援助を行い、罹災者の保護を図っている。

令和元年度給付状況

| 火 災           | 世帯区分 | 世 帯 数 | 摘 要           |
|---------------|------|-------|---------------|
| 全 焼           | 普通世帯 | １世帯   | １世帯につき４０，０００円 |
|               | 単身世帯 | ６世帯   | １世帯につき２０，０００円 |
| 半 焼           | 普通世帯 | ３世帯   | １世帯につき３０，０００円 |
|               | 単身世帯 | ２世帯   | １世帯につき１５，０００円 |
| 消防活動に<br>よる水損 | 普通世帯 | １世帯   | １世帯につき２０，０００円 |
|               | 単身世帯 | ４世帯   | １世帯につき１０，０００円 |
| 毛布支給枚数        |      | ４枚    |               |

| 水 害    | 世帯区分 | 世 帯 数 | 摘 要            |
|--------|------|-------|----------------|
| 全壊     | 普通世帯 | ０世帯   | １世帯につき４０，０００円  |
|        | 単身世帯 | ０世帯   | １世帯につき２０，０００円  |
| 半壊     | 普通世帯 | ０世帯   | １世帯につき３０，０００円  |
|        | 単身世帯 | ０世帯   | １世帯につき１５，０００円  |
| 床上浸水   | 普通世帯 | ０世帯   | １世帯につき３０，０００円  |
|        | 単身世帯 | ０世帯   | １世帯につき１５，０００円  |
|        | 事業所  | ０事業所  | １事業所につき１５，０００円 |
| 床下浸水   | 普通世帯 | ０世帯   | １世帯につき１５，０００円  |
|        | 単身世帯 | ０世帯   | １世帯につき１０，０００円  |
| 毛布支給枚数 |      | ０枚    |                |

|   |   |    |       |         |
|---|---|----|-------|---------|
| 死 | 亡 | 1人 | 1人につき | 50,000円 |
| 負 | 傷 | 2人 | 1人につき | 20,000円 |

## 9. 感震ブレーカーの設置促進等

### (1) 感震ブレーカー設置促進

火災時に延焼のおそれのある木造住宅密集地域のうち、不燃化特区内の木造住宅を対象とした簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進について、平成29年度から令和元年度までの3ヶ年計画で2,500個（内閣府の目標普及率に基づき設定）配布を目標に、町会自治会単位で取り付け方法等の説明会を実施した上で配布を進め、令和2年3月末現在で合計1,680個を配布した。

令和2年度は、目標数に達しなかった分の配布・設置促進事業を継続して実施する。

### (2) 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿に登録されている高齢者などの要支援者のみの世帯で、感震ブレーカーや家具の転倒防止器具を自ら購入し、機器の設置を希望する世帯に対して、委託業者を申請者宅に派遣することで取り付け支援を行う。

### (3) 避難行動要支援者名簿の配付

一人では避難することが難しい、高齢者や障害者の情報を町会自治会単位でまとめた名簿を健康福祉課で毎年作成している（掲載を希望する人が自ら名乗り出る手挙げ方式）。この名簿を災害時の安否確認や救助活動に活用できるよう、希望する自主防災組織に防災・危機管理課が配付している。

## 10. 帰宅困難者対策（2,970千円）

震災発生後に、区内で発生する帰宅困難者に対処するため、一斉帰宅の抑制、駅前滞留者の解消、徒歩帰宅者への支援等の方策を検討・実施する。

平成25年度から赤羽駅、王子駅、田端駅について、それぞれ駅前滞留者対策協議会を設置し、駅前滞留者等に係る課題を抽出し、対応策等を検討している。

令和2年4月時点では、11事業者等と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結している。これにより、災害が発生した場合、本協定を締結した事業者は、北区の要請等に応じて、あらかじめ定めた協力内容により、一時滞在施設の開設・運営を行うこととなった。

また、平成28年度から各駅前滞留者対策協議会において、一時滞在施設の現状を確認し、合同研修会を行っている。

東京都では、民間一時滞在施設の備蓄品に対し、購入費用の補助や備蓄品の配備事業を

実施しており、区においても事業の周知を行っている。

## 1 1. 避難所機能の強化

東日本大震災の避難所運営における教訓を生かし、平成23年度から順次、避難所機能の強化を図っている。主な対策内容は下表のとおりである。

### ○ 年度別の避難所機能強化の主な取り組み

|      |                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・天井等落下防止対策（調査及び工事）</li><li>・緊急時用非常用浄水装置の配備</li><li>・資機材、設備、備蓄物資（女性の視点に配慮）の充実</li><li>・w i - f i の整備（通信事業者による）等</li></ul> |
| 27年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・天井等落下防止対策（滝野川紅葉中学校体育館）</li></ul>                                                                                        |
| 28年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・自動ラップ式トイレの導入</li></ul>                                                                                                  |
| 29年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・自動ラップ式トイレの導入（福祉避難所）</li></ul>                                                                                           |
| 30年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・発電機の配備（福祉避難所）</li><li>・避難所開設キット配備</li></ul>                                                                             |

## 1 2. 広域応援態勢の確立

大震災等の災害が発生した場合、被災した自治体は十分な活動ができない事態となるため、行政区域を越えた応援態勢が必要となる。

そのため、従前より友好関係にあった山形県酒田市及び、群馬県中之条町、甘楽町の3市町と「災害時における相互応援に関する協定」を平成7年10月に締結している。

また、新たな自治体間の支援協定として、群馬県前橋市と「災害時における物資等の支援に関する協定」を平成26年2月に締結し、埼玉県川口市とは、「災害時における情報交換に関する協定」と「北区防災行政無線局設置等に関する協定」を平成26年7月に締結した。

なお、被災の軽微な区が連携して被災区への支援を行うため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を23区間で締結しているが、東日本大震災での教訓を受けて見直しを行い、平成26年3月に再締結している。

平成30年3月改定の東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）では、支援に関する章を新設し、円滑に他自治体等からの応援を受け入れるため、支援に関する基本的な方針を定めた。

### 13. 大規模水害避難の対策

#### (1) 土砂災害対策

##### ○ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害防止法に基づき、東京都は平成28年3月に土砂災害の恐れのある区域について、区内25か所を土砂災害警戒区域に、うち23か所を特別警戒区域に指定した。平成28年度は、この指定に基づき、区域内に住む区民の速やかな避難行動等を促すための「土砂災害ハザードマップ」を作成した。平成30年5月には、新たに指定された土砂災害警戒区域等を踏まえた「土砂災害ハザードマップ」を作成し、各戸に配布した。

平成30年5月31日現在、土砂災害警戒区域は95ヶ所、土砂災害特別警戒区域は71ヶ所となっている。

#### (2) 風水害対策

##### ○ 石神井川流域での防災無線吹鳴

平成27年度に石神井川の水位・雨量情報システムを改修し防災無線と連動させることで、石神井川が氾濫危険水位に達した際に自動的に該当地区に防災無線を吹鳴できる対応を、堀船・豊島地区の一部で実施した。また、平成29年度には上流部である滝野川地区の一部で、同様の対応を実施した。

##### ○ 荒川タイムライン（拡大試行版）

荒川による洪水発生を想定した「荒川タイムライン（拡大試行版）」を国土交通省が中心となり16区市とともに作成し、平成29年度から運用を開始している。

##### ○ 洪水時の避難確保計画の作成

平成29年の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、平成30年度に浸水想定区域または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して洪水時の避難確保計画の作成を依頼した。

依頼した施設は232施設、令和2年4月1日時点で計画の受付が完了している施設は160施設となっている。

#### (3) 風水害における避難対策

##### ○ 「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」普及事業

令和元年度に策定した「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を区民へ普及するため、シンポジウム（2回開催予定）及びワークショップ（3回開催予定）を開催する。併せて、令和3年度に策定予定の「（仮）大規模水害避難行動支援計画」の基礎資料となる、区民に対する水害への意識調査の企画提案・実施をする。

○ マイ・タイムライン作成支援事業

令和元年度より、風水害の発生に備え事前に作成する避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及のため、地域で普及活動を行うマイ・タイムライン普及リーダーを区民から募集した。また、区民向けのマイ・タイムライン作成講座を開催し、認定した普及リーダーと地域でのマイ・タイムラインの普及活動を行った。令和2年度以降も同様の事業を実施する（普及リーダー用講習会2回、区民向け作成講座6回）。

○ 荒川浸水想定地域への浸水深標識の設置

現在、国からの依頼により北区内の荒川の浸水想定地域内の主要道路沿いに、その地点の浸水深を表した標識である「まるごとまちごとハザードマップ」を設置している。昨今の状況を踏まえ、情報を修正した北区版の標識を令和2年度に区の公共施設へ設置する。

○ 要配慮者世帯への戸別受信機配付事業

災害時の避難行動要支援者を含む要配慮者対策として、音声による気象又は避難情報の入手に課題のある聴覚障害者を対象に、文字表示で案内が可能な戸別受信機を配付する。

14. 災害時の医療体制の確立

北区保健所、健康福祉部と連携し、北区医師会、北区薬剤師会等の協力を得ながら、「北区災害医療運営連絡会」等を通じて、災害医療体制の検討を進める。

15. 危機管理の総合調整に関する事務

次のような事態のうち、主に自然災害以外の危機管理の総合調整、対策、及び調査研究を行う。

- ・ 区民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態又は、及ぼすおそれのある事態
- ・ 区民生活に著しい不安を与える事態又は社会的混乱を引き起こすような事態
- ・ 区が提供する区民サービスに著しい支障をきたす事態
- ・ 区政の信頼を著しく損なう事態

一定レベル以上の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、危機管理対策本部の設置あるいは関係部課会議を開催し、迅速かつ的確な対応を図る。

新型コロナウイルスに関しては、保健所や様々な部署と連携し業務の総合的な調整を担う。

## 16. 国民保護計画事業（440千円）

### （1）国民保護協議会に関する事務

東京都北区国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づく区長の附属機関であり、北区の区域に関係する国民保護措置の重要事項を審議する。

委員は、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、ライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会などから選出し、北区防災会議委員とほぼ同様であるが、国民保護措置に関する知識又は経験を有する者として、王子・赤羽・滝野川地区の自主防災組織代表として各地区の連合町会長及び北区議会の代表として区議会議長を加えて構成している。

また、協議会委員の所属する機関から職員を幹事として任命し、実務的な事項についての検討を幹事会で実施している。

### （2）国民保護計画に関する事務

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づいて、武力攻撃事態及び大規模テロ等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、平成18年度に策定し、国における「国民の保護に関する基本指針」や東京都による「東京都国民保護計画」の変更に伴い、平成28年度に東京都北区国民保護計画を変更した。

### （3）区内の大規模集客施設との緊急連絡体制の構築

緊急事態が発生した際に、区内の大規模集客施設へ情報をより速やかに伝達するため、民間業者が提供する一斉FAX配信サービスに加入し、これを活用し、区内の大規模集客施設との通信訓練を実施する。

#### <令和元年度>

- ・実施回数 2回（令和元年8月23日、令和2年2月27日）（42施設）

## 17. 自動体外式除細動器（AED）の運用

区有施設へのAEDの設置及びホームページ等による設置場所の周知を行う。また、設置施設に勤務する職員を対象とした操作研修等を実施し、知識と実技の習得を目指す。

#### <令和2年度>

- ・AED設置台数 317台
- ・普通救命講習（職員対象） 6回

## 18. 東日本大震災被災者支援に関すること

### （1）避難者からの情報提供の受付及び各種支援情報の提供

東日本大震災により、北区内に避難された方から任意に提供された避難先等の情報を東京都を通じて、避難元の県や市町村に情報提供を行う。

また、「全国避難者情報システム」に基づき、東京都と連携し避難者に対して定期的に支援情報を送付している。

## （２）原発避難者特例法に基づく事務に関する調整

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に対する適切な行政サービスの提供が行われるよう、特例事務の所管課との調整及び住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持に対応する総合調整を行う。



表1

40m<sup>3</sup> 耐震性地下貯水槽一覧表

令和2年4月1日現在

| No. | 赤 羽 地 区                       | No. | 王 子 地 区                                    | No. | 滝 野 川 地 区           |
|-----|-------------------------------|-----|--------------------------------------------|-----|---------------------|
| 1   | 浮 間 北 公 園                     | 1   | 東十条五丁目児童遊園                                 | 1   | 四 本 木 児 童 遊 園       |
| 2   | 浮 間 つ り 堀 公 園                 | 2   | 十条仲原一丁目児童遊園                                | 2   | 滝 野 川 馬 場 児 童 遊 園   |
| 3   | 都市機構浮間三丁目エステート                | 3   | 中 央 公 園 ( 北 )                              | 3   | 藤 和 板 橋 コ ー プ       |
| 4   | 赤羽台さくら並木公園                    | 4   | 中 十 条 公 園                                  | 4   | 南 谷 端 公 園           |
| 5   | 都市機構赤羽北二丁目団地(東)               | 5   | 十 条 公 園                                    | 5   | 西 ヶ 原 東 保 育 園       |
| 6   | 都市機構赤羽北二丁目団地(西)               | 6   | 王 子 本 町 公 園                                | 6   | 西 中 里 公 園           |
| 7   | 袋 町 公 園                       | 7   | 中 央 公 園 ( 南 )                              | 7   | 東 中 里 公 園           |
| 8   | 都営赤羽北三丁目アパート                  | 8   | 王 子 五 丁 目 公 園                              | 8   | 田 端 五 丁 目 防 災 広 場   |
| 9   | 桐ヶ丘中央公園(東)                    | 9   | 旧 桜 田 小 学 校                                | 9   | 田 端 公 園             |
| 10  | 桐ヶ丘中央公園(西)                    | 10  | 豊 島 八 幡 児 童 遊 園                            | 10  | 田 端 台 公 園           |
| 11  | 鶴 ヶ 丘 児 童 遊 園                 | 11  | 旧 王 子 ふ れ あ い 館                            | 11  | 滝 野 川 第 五 小 学 校     |
| 12  | 島 下 公 園                       | 12  | 王 子 六 丁 目 公 園                              | 12  | 上 中 里 二 丁 目 児 童 遊 園 |
| 13  | 区営赤羽西六丁目第2                    | 13  | 王 子 六 丁 目 児 童 遊 園                          | 13  | 東 田 端 二 丁 目 児 童 遊 園 |
| 14  | 区営赤羽西六丁目第3                    | 14  | 柳 田 公 園                                    | 14  | 東 田 端 公 園           |
| 15  | 西 が 丘 三 ツ 和 公 園               | 15  | 都 営 堀 船 三 丁 目 団 地                          | 15  | 田 端 新 町 南 む つ み 公 園 |
| 16  | 稲 付 西 山 公 園                   | 16  | 堀 船 公 園                                    | 16  | 西 ヶ 原 み ん な の 公 園   |
| 17  | 志 茂 子 ど も 交 流 館               | 17  | 豊 島 区 民 セ ン タ ー                            | 17  | 谷 戸 さ ん さ ん 児 童 遊 園 |
| 18  | 赤 羽 三 丁 目 公 園                 | 18  | 上 四 虹 ひ ろ ば                                | 18  | 飛 鳥 山 公 園           |
| 19  | 赤 羽 東 公 園                     | 19  | 東 十 条 区 民 セ ン タ ー                          |     |                     |
| 20  | 志 茂 三 丁 目 児 童 遊 園             | 20  | 上 十 条 四 丁 目 児 童 遊 園                        |     |                     |
| 21  | 赤 羽 公 園                       | 21  | 上 三 ふ じ 広 場 (20m <sup>3</sup> )            |     |                     |
| 22  | 都市機構赤羽南一丁目団地                  | 22  | 上 四 み ん な の 広 場                            |     |                     |
| 23  | 北 運 動 公 園                     | 23  | 上 五 防 災 ふ れ あ い 広 場<br>(20m <sup>3</sup> ) |     |                     |
| 24  | 志 茂 東 公 園 (20m <sup>3</sup> ) |     |                                            |     |                     |
| 25  | 志 茂 四 わ か ば 児 童 遊 園           |     |                                            |     |                     |

表2

備蓄倉庫一覧表

令和2年4月1日現在

|    |                      | 所在地         | 建築<br>年月日       | 建物構造                    | 延床<br>面積<br>(㎡) | 施設内容                                  |
|----|----------------------|-------------|-----------------|-------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 1  | 北区桐ヶ丘<br>災害備蓄倉庫      | 赤羽台 3-21    | 昭 和<br>48.5.29  | RC 造平屋建                 | 144             | 電動シャッター 1 か所、<br>手動シャッター 2 か所、<br>高床式 |
| 2  | 北区豊島 5 丁目<br>災害備蓄倉庫  | 豊島 5-5      | 昭 和<br>49.7.29  | RC 造平屋建                 | 144             | 電動シャッター 1 か所、<br>手動シャッター 2 か所、<br>高床式 |
| 3  | 北区西が丘<br>災害備蓄倉庫      | 西が丘 2-4     | 昭 和<br>50.8.26  | RC 造平屋建                 | 120             | 手動シャッター 3 か所、<br>高床式                  |
| 4  | 北区王子 5 丁目<br>災害備蓄倉庫  | 王子 5-2-5    | 昭 和<br>51.10.29 | 都市機構 1 階<br>ビロリー        | 129             | 手動シャッター 2 か所                          |
| 5  | 北区滝野川 3 丁目<br>災害備蓄倉庫 | 滝野川 3-80-1  | 昭 和<br>55.3.18  | RC 造 2 階建<br>(併設)       | 135             | シャッター 1 か所                            |
| 6  | 北区防災シャ<br>災害備蓄倉庫     | 西ヶ原 2-1-6   | 昭 和<br>59.6.15  | SRC 造 3 階建              | 388             | 電動シャッター 1 か所、<br>搬出クレーン               |
| 7  | 北区岩淵<br>災害備蓄倉庫       | 岩淵町 41      | 昭 和<br>62.3.26  | RC 造 2 階建               | 122             | 電動シャッター 1 か所、<br>手動シャッター 1 か所         |
| 8  | 北区北とぴあ<br>災害備蓄倉庫     | 王子 1-11-1   | 平 成<br>2.8.24   | SRC 造 18 階建<br>地下 2 階部分 | 122             |                                       |
| 9  | 北区東田端<br>災害備蓄倉庫      | 東田端 1-16-16 | 平 成<br>3.3.22   | RC 造 2 階建               | 180             | 電動シャッター 2 か所、                         |
| 10 | 北区浮間<br>災害備蓄倉庫       | 浮間 1-15-1   | 平 成<br>5.3.19   | RC 造 20 階建都<br>営住宅 1 階部 | 152             | 電動シャッター 1 か所、<br>手動シャッター 1 か所         |
| 11 | 北区北運動場<br>災害備蓄倉庫     | 神谷 2-47-6   | 平 成<br>9.1.30   | RC 造平屋建<br>観覧席下部        | 104             | 2 層式                                  |
| 12 | 北区西ヶ原四丁目<br>災害備蓄倉庫   | 西ヶ原 4-51-62 | 平 成<br>22.3.31  | RC 造平屋建                 | 251             | 手動シャッター 3 か所                          |

表3

北区災害備蓄倉庫備蓄物資一覧

令和2年4月1日現在

|       | 倉庫名       |     | 桐ヶ丘    | 豊島<br>5丁目 | 西が丘    | 王子<br>5丁目 | 滝野川<br>3丁目 | 防災<br>センター | 岩淵     |
|-------|-----------|-----|--------|-----------|--------|-----------|------------|------------|--------|
|       | 品名        |     |        |           |        |           |            |            |        |
| 食料    | クラッカー     |     | 10,080 | 14,700    | 10,080 | 14,000    | 10,080     | 14,000     | 10,080 |
|       | アルファ米     | 区   | 6,000  | 6,000     | 6,000  | 6,000     | 5,000      | 10,000     | 6,000  |
|       |           | 都   |        | 700       |        |           |            |            |        |
|       | ミネラルウォーター |     | 2,400  | 2,400     | 2,400  | 2,400     | 2,400      | 4,800      | 2,400  |
| 生活必需品 | ほ乳ビン      |     | 130    | 130       | 130    | 130       | 130        | 110        | 130    |
|       | 毛布        | 区   | 1,360  | 2,850     | 1,540  | 2,200     | 1,440      | 10,090     | 2,720  |
|       |           | 都   | 2,000  | 2,000     | 1,100  | 2,000     |            | 600        |        |
|       | ビニールゴザ    | 区   | 2,000  | 1,000     | 2,000  | 1,900     | 2,600      |            |        |
|       |           | 都   | 1,000  | 2,000     | 1,000  | 480       |            |            |        |
|       | カーペット     | 区   |        |           | 1,000  | 800       | 750        | 5,540      | 3,000  |
|       |           | 都   |        | 600       |        |           |            |            |        |
|       | ローソク・マッチ  |     | 3,000  | 6,000     | 3,000  | 3,000     | 3,000      | 2,000      | 3,000  |
|       | 手拭        |     | 2,950  | 6,000     | 3,000  | 3,000     | 3,000      | 5,000      | 3,000  |
|       | 紙オムツ      | 大人用 | 748    | 1,462     | 748    | 1,462     | 1,462      | 748        | 748    |
|       |           | 乳児用 | 4,176  | 4,176     | 4,176  | 4,176     | 4,176      | 4,650      | 4,176  |
|       | ビニールシート   |     | 180    | 150       | 250    | 220       | 200        | 230        | 250    |
|       | トイレットペーパー |     | 900    | 1,000     | 1,000  | 350       | 1,000      | 300        |        |
|       | 炊飯袋       |     |        |           |        |           | 30,000     | 20,000     |        |
|       | 生理用品      |     | 22,230 | 22,230    | 22,230 | 22,230    | 22,230     | 22,230     | 22,230 |
|       | おりものシート   |     | 3,600  | 3,600     | 3,600  | 3,600     | 3,600      | 3,600      | 3,600  |
|       | ウェットティッシュ |     | 21,000 | 21,000    | 21,000 | 21,000    | 21,000     | 21,000     | 21,000 |
|       | 石鹸        |     |        | 3,000     |        |           |            | 2,000      | 1,000  |
|       | ポリ袋       |     |        | 3,000     |        |           | 5,000      | 5,000      | 5,000  |

|           | 倉庫名       |        | 北とぴあ   | 東田端    | 浮間     | 北運動場   | 西ヶ原<br>四丁目 | 計       | 単位 |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|---------|----|
|           | 品名        |        |        |        |        |        |            |         |    |
| 食料        | クラッカー     |        | 10,080 | 10,080 | 10,080 | 10,080 | 19,950     | 143,290 | 食  |
|           | アルファ米     | 区      | 10,000 | 6,000  | 5,000  | 6,000  | 10,000     | 82,000  | 食  |
|           |           | 都      |        |        | 29,000 |        | 4,000      | 33,700  |    |
|           | 白粥        |        |        |        |        | 10,000 |            |         |    |
|           | ミネラルウォーター |        | 2,400  | 2,400  | 2,400  | 2,400  | 4,800      | 33,600  | 本  |
| 生活必需品     | ほ乳ビン      |        | 130    | 130    | 130    | 130    |            | 1,410   | 本  |
|           | 毛布        | 区      | 1,500  | 3,110  | 2,650  |        |            | 29,460  | 枚  |
|           |           | 都      |        |        |        | 2,000  |            | 9,700   |    |
|           | ビニールゴザ    | 区      |        | 3,000  |        |        |            | 12,500  | 枚  |
|           |           | 都      |        |        |        |        |            | 4,480   |    |
|           | カーペット     | 区      | 1,000  | 1,000  | 1,000  |        |            | 14,090  | 枚  |
|           |           | 都      |        |        |        |        | 4,500      | 5,100   |    |
|           | ローソク・マッチ  |        | 5,000  | 3,000  | 3,000  |        |            | 34,000  | 個  |
|           | 手拭        |        |        | 3,000  | 3,000  |        |            | 31,950  | 枚  |
|           | 紙オムツ      | 大人用    | 748    | 748    | 748    | 748    |            | 10,370  | 枚  |
|           |           | 乳児用    | 4,176  | 4,176  | 4,176  | 4,176  |            | 46,410  |    |
|           | ビニールシート   |        |        | 200    | 250    | 250    |            | 2,180   | 枚  |
|           | トイレットペーパー |        |        | 1,000  | 650    |        |            | 6,200   | 個  |
|           | 炊飯袋       |        |        |        |        |        |            | 50,000  | 袋  |
|           | 生理用品      |        | 22,230 | 22,230 | 22,230 | 22,230 |            | 244,530 | 枚  |
|           | おりものシート   |        | 3,600  | 3,600  | 3,600  | 3,600  |            | 39,600  | 枚  |
| ウェットティッシュ |           | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 252,000    | 枚       |    |
| 石鹸        |           | 2,000  | 1,000  | 1,000  |        |        | 10,000     | 個       |    |
| ポリ袋       |           | 5,000  |        | 5,000  |        |        | 28,000     | 枚       |    |

|     | 倉庫名          |      | 桐ヶ丘 | 豊島<br>5丁目 | 西が丘   | 王子<br>5丁目 | 滝野川<br>3丁目 | 防災<br>センター | 岩淵    |
|-----|--------------|------|-----|-----------|-------|-----------|------------|------------|-------|
|     | 品名           |      |     |           |       |           |            |            |       |
| 資   | 事務用品セット      |      | 2   | 1         | 1     | 1         | 1          | 2          | 1     |
|     | 電気メガホン       |      | 3   | 2         | 2     | 2         | 2          | 4          | 2     |
|     | 濾水機(エンジン付)   |      |     | 1         | 2     | 2         | 1          | 2          | 2     |
|     | 濾水機(手動)      |      | 1   | 1         |       |           | 1          |            |       |
|     | 自動分配給水装置     |      |     |           |       |           |            | 1          |       |
|     | レンジバーナーSET   |      | 1   | 1         | 1     | 1         | 1          | 3          | 1     |
|     | 給水タソク(500 ㍓) |      | 2   | 2         | 2     | 2         | 2          | 3          | 1     |
|     | ホリタソク(20 ㍓)  |      | 100 | 100       | 100   | 100       | 100        | 150        | 100   |
|     | ロソナー(10 ㍓)   |      | 500 | 500       | 500   | 500       | 500        | 900        | 500   |
|     | 発電機(大型)      |      | 3   | 3         | 2     | 2         | 2          | 4          | 2     |
| 器   | 投光機          |      | 2   | 3         | 3     | 3         | 3          | 2          |       |
|     | テント          |      | 13  | 16        | 10    | 10        | 10         | 20         | 10    |
|     | ロジ型テント(都)    |      |     |           |       |           |            | 20         |       |
|     | スコップ         |      | 10  | 22        | 12    | 22        | 22         | 20         | 20    |
|     | ツルハシ         |      | 20  | 20        | 10    | 20        | 20         | 20         | 20    |
|     | 仮設便所         | 大使用  | 19  | 25        | 20    | 24        | 16         | 35         | 24    |
|     |              | 小使用  |     |           |       |           | 2          | 10         |       |
|     | 簡易式トイレ       |      |     |           |       |           |            | 70         |       |
|     | マンホールトイレ     |      |     |           |       |           |            |            |       |
|     | リヤカー         |      | 4   | 3         | 3     | 3         | 3          | 3          | 3     |
| 材   | ポーター         |      |     | 1         |       |           |            |            | 1     |
|     | 麻袋           |      | 400 | 1,000     | 1,000 | 1,000     | 1,000      | 3,000      | 1,000 |
|     | ウォーターブロック    | Gタイプ |     |           |       |           |            | 200        |       |
|     |              | 一般用  |     |           |       |           |            | 200        |       |
|     | 簡易救助品(布団入)   |      |     | 23        |       | 26        |            |            |       |
|     |              |      |     |           |       |           |            |            |       |
| 医療具 | 担架           |      | 10  | 10        | 10    | 10        | 10         | 10         | 10    |
|     | 三角巾          |      | 300 | 300       | 300   | 300       | 300        | 300        | 300   |
|     | サラシ布         |      | 300 | 300       | 300   | 300       | 300        | 300        | 300   |
|     | 救急箱          |      | 10  | 5         | 5     | 10        | 5          | 10         | 10    |

|             | 品 名           | 倉庫名   |          |     |      |                | 計      | 単位  |
|-------------|---------------|-------|----------|-----|------|----------------|--------|-----|
|             |               | 北とぴあ  | 東 田<br>端 | 浮 間 | 北運動場 | 西 ケ 原<br>四 丁 目 |        |     |
| 資<br>器      | 事 務 用 品 セ ッ ト | 1     | 1        | 1   | 1    |                | 13     | 組   |
|             | 電 気 メ ガ ホ ン   | 2     | 2        | 2   | 2    |                | 25     | 個   |
|             | 濾水機（エンジン付）    |       | 2        |     | 1    |                | 13     | 台   |
|             | 濾 水 機 （ 手 動 ） |       | 1        | 1   |      |                | 5      | 台   |
|             | 自動分配給水装置      |       |          |     | 1    |                | 2      | 台   |
|             | レンジバーナーSET    | 1     | 1        | 1   | 1    |                | 13     | 組   |
|             | 給水タック(500 ㍓)  |       | 2        | 2   |      |                | 18     | 個   |
|             | ホリタック（20 ㍓）   | 50    | 100      | 50  |      |                | 950    | 個   |
|             | ロソテナー（10 ㍓）   | 100   | 500      | 300 |      |                | 4,800  | 個   |
|             | 発 電 機 （大型）    | 2     | 2        | 3   | 1    | 2              | 28     | 台   |
|             | 投 光 機         |       | 4        | 2   |      |                | 22     | 台   |
|             | テ ン ト         | 10    | 10       | 10  | 5    |                | 124    | 張   |
|             | ロッジ型テント(都)    |       |          |     |      |                | 20     | 個   |
|             | ス コ ッ プ       | 20    | 22       | 20  |      |                | 190    | 本   |
|             | ツ ル ハ シ       | 20    | 20       | 20  |      |                | 190    | 本   |
| 材<br>等      | 仮 設 便 所       | 大 使用  | 30       | 20  | 33   | 9              | 255    | 棟   |
|             |               | 小 使用  |          |     |      |                | 12     |     |
|             | 簡 易 式 ト イ レ   |       |          | 220 | 3    |                | 293    | 個   |
|             | マンホールトイレ      |       |          |     |      | 56             | 56     | セット |
|             | リ ヤ カ ー       | 3     | 3        | 2   |      |                | 30     | 台   |
|             | ボ ー ト         |       |          | 1   |      |                | 3      | 隻   |
|             | 麻 袋           | 1,000 | 1,000    |     |      |                | 10,400 | 袋   |
|             | ウォータブロッグ      | Gタイプ  |          |     |      |                | 200    | 袋   |
|             |               | 一般用   |          | 250 |      |                | 450    |     |
|             | 簡易救助品（布団以）    |       |          |     |      |                | 49     | 個   |
| 医<br>療<br>具 | 担 架           | 10    | 10       | 10  | 10   |                | 110    | 台   |
|             | 三 角 巾         | 300   | 300      | 200 |      |                | 2,900  | 枚   |
|             | サ ラ シ 布       | 300   | 300      |     |      |                | 2,700  | 反   |
|             | 救 急 箱         | 5     | 10       | 10  | 5    |                | 85     | 箱   |

表4

## ●防災資機材倉庫備蓄物資一覧

所在地 区立小、中学校等敷地内

令和2年4月1日現在

| 品 名   | 濾水機 | 折りたたみ<br>水槽 | 発電機 | 投光器  | バルーン<br>投光器 | 仮 設<br>便 所 | マンホール<br>トイレ | ロープ  | 電 工<br>ドラム | 折りたたみ<br>リヤカー |
|-------|-----|-------------|-----|------|-------------|------------|--------------|------|------------|---------------|
| 1施設の数 | 1台  | 2台          | 2台  | 2台   | 1台          | 3棟         | 3棟           | 2本   | 2個         | 1台            |
| 総 数 量 | 60台 | 120台        | 60台 | 120台 | 60台         | 225棟       | 180棟         | 120本 | 120個       | 60台           |

| 品 名   | レンジ<br>バーナー | ビニール<br>シート | 消火<br>ポンプ | 災害救助用<br>工具セット | レギュラー<br>ガソリン缶詰 | 混合ガソリン<br>缶詰 | 灯油缶詰 | 避難所開設<br>キット |
|-------|-------------|-------------|-----------|----------------|-----------------|--------------|------|--------------|
| 1施設の数 | 1台          | 20枚         | 1台        | 1組             | 20缶             | 4缶           | 8缶   | 1個           |
| 総 数 量 | 60台         | 1,200枚      | 60台       | 60組            | 1,400缶          | 240缶         | 480缶 | 59個          |

※225 棟の仮設便所のうち、浮間中、岩淵小、桐ヶ丘郷小、王子桜中、旧清至中、としま若葉小、  
十条富士見中、滝野川もみじ小、及び滝野川第四小の9校には大使用を8棟ずつ備蓄している。

## ●学校備蓄室備蓄物資一覧

## ・食料、水

| 品 名    | アルファ米<br>(白米) | アルファ米<br>(ひじき) | アルファ米<br>(わかめ) | アルファ米<br>(きのこ) | クラッカー    | お か ゆ    | ミネラルウォーター |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------|----------|-----------|
| 1 施設の数 | 1,000 食       | 1,000 食        | 1,000 食        | 1,000 食        | 560 食    | 1,500 食  | 1,200 本   |
| 総 数 量  | 60,000 食      | 60,000 食       | 60,000 食       | 60,000 食       | 33,600 食 | 90,000 食 | 72,000 本  |

| 品 名    | 粉 ミ ル ク  | 缶 入 り パ ン | カ レ ー    |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1 施設の数 | 480食     | 240食      | 300食     |
| 総 数 量  | 28,800 食 | 14,400 食  | 18,000 食 |

## ・生活物資、資機材等

| 品 名    | 食器セット      | 紙おむつ<br>(ハビ-用) | 紙おむつ<br>(大人用) | 毛 布      | トレット<br>ハ-ハ- | 事務用品<br>セット | 電 気<br>炊 炊 | 給水タリ<br>(1 t) | 給水タリ<br>(0.5 t) |
|--------|------------|----------------|---------------|----------|--------------|-------------|------------|---------------|-----------------|
| 1 施設の数 | 10,000セット  | 456 枚          | 374 枚         | 300 枚    | 480 巻        | 1セット        | 2個         | 2個            | 2個              |
| 総 数 量  | 600,000セット | 27,360 枚       | 22,440 枚      | 18,000 枚 | 28,800 巻     | 60セット       | 120個       | 120個          | 120個            |

| 品 名    | 車椅子 | 担架  | 肌 着     | 救急箱 | カセット鍋 | カセット<br>ホ-ン | カーペット   | ほ乳瓶    | ほ乳瓶用<br>おかん器 | サ-ジカル<br>マスク |
|--------|-----|-----|---------|-----|-------|-------------|---------|--------|--------------|--------------|
| 1 施設の数 | 1台  | 1台  | 1,000組  | 1台  | 2台    | 6 本         | 300枚    | 160本   | 30個          | 250枚         |
| 総 数 量  | 60台 | 60台 | 60,000組 | 60台 | 120台  | 360本        | 18,000枚 | 9,600本 | 1,800個       | 15,000枚      |

| 品 名    | 生理用品     | 生理用<br>ショーツ | おりもの<br>シート | 尿もれ<br>パッド | 乳児用<br>おしりふき | 清浄綿      | 口腔用ウエッ<br>トガーゼ | ウエット<br>ティッシュ |
|--------|----------|-------------|-------------|------------|--------------|----------|----------------|---------------|
| 1 施設の数 | 830 枚    | 30 枚        | 560 枚       | 200 枚      | 220 枚        | 350 枚    | 450 枚          | 2,000 枚       |
| 総 数 量  | 49,800 枚 | 1,800 枚     | 33,600 枚    | 12,000 枚   | 13,200 枚     | 21,000 枚 | 27,000 枚       | 120,000 枚     |

●福祉避難所（通所型・介護型・補完型）備蓄物資一覧

・通所型

| 品 名 | ミネラル<br>ウォーター | おかゆ     | ミキサー粥   | 毛布    | 洋式トイレ<br>(自動ラップ式トイレ) | 発電機  |
|-----|---------------|---------|---------|-------|----------------------|------|
| 計   | 4,224 本       | 4,700 食 | 2,800 食 | 240 枚 | 14 台                 | 13 台 |

・介護型

| 品 名 | ミネラル<br>ウォーター | おかゆ   | ミキサー粥 | 食器<br>セット | 食品用<br>ラップ | 鍋    | カセット<br>コンロ | カセット<br>ボンベ | おしりふき |
|-----|---------------|-------|-------|-----------|------------|------|-------------|-------------|-------|
| 計   | 2,856 本       | 750 食 | 600 箱 | 15 セット    | 30 個       | 20 個 | 20 個        | 30 セット      | 200 個 |

| 品 名 | ごみ袋 | 紙おむつ大人用<br>テープ・パンツ (M~LL) | 簡易<br>トイレ用袋 | マスク | 口腔用<br>ウェットガーゼ | 使い捨て<br>カイロ | ウェット<br>ティッシュ |
|-----|-----|---------------------------|-------------|-----|----------------|-------------|---------------|
| 計   | 30個 | 128パック                    | 58パック       | 18箱 | 78箱            | 480個        | 750個          |

| 品 名 | タオル  | ティッシュ | 使い捨て<br>手袋 | 手指<br>消毒液 | ポータブルライト<br>電池使用・電池付 | マイクロ<br>ファイバー毛布 | 段ボール<br>ベッド | 段ボール<br>間仕切り |
|-----|------|-------|------------|-----------|----------------------|-----------------|-------------|--------------|
| 計   | 150枚 | 30パック | 50箱        | 30個       | 30個                  | 300枚            | 150個        | 18個          |

| 品 名 | 洋式トイレ<br>(自動ラップ式トイレ) | 発電機 |
|-----|----------------------|-----|
| 計   | 14台                  | 14台 |

・補完型

| 品 名 | おかゆ     | カセット<br>コンロ | カセット<br>ボンベ | 電気<br>メガホン | リヤカー | 貯水槽  | 給水タンク<br>1 t | かまど  | 発電機  | 投光器  | 担架   | 車椅子  |
|-----|---------|-------------|-------------|------------|------|------|--------------|------|------|------|------|------|
| 計   | 6,500 食 | 64 台        | 141 本       | 30 個       | 26 台 | 50 台 | 25 個         | 25 台 | 28 台 | 58 個 | 30 台 | 32 台 |

| 品 名 | コード<br>リール | 洋式トイレ<br>(自動ラップ式トイレ) | 発電機 |
|-----|------------|----------------------|-----|
| 計   | 19個        | 24台                  | 24台 |

●予備避難所備蓄物資一覧（2館）

滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、

| 品名 | カセット<br>コンロ | カセット<br>ボンベ | 電 気<br>メガホン | リヤカー | 貯水槽 | 給水タンク<br>(1t) | 給水タンク<br>(0.5t) | かまど | 発電機 | 投光器 | 担 架 | 車椅子 | おかゆ缶 | 救急箱<br>(20人用) | コード<br>巻取機 |
|----|-------------|-------------|-------------|------|-----|---------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------------|------------|
| 計  | 6台          | 9本          | 6個          | 3個   | 6台  | 8個            | 2個              | 3台  | 3台  | 6台  | 3台  | 3台  | 720缶 | 3箱            | 3個         |

※滝野川体育館分は防災センター備蓄倉庫、桐ヶ丘体育館分は桐ヶ丘備蓄倉庫に備蓄している。



## 地域防災担当課長

### 1. 防災訓練の実施（3, 152千円）

#### （1）防災訓練

自主防災組織による防災訓練は、防災行動力の向上と防災意識の強化を目的として、区内各所で実施されている。

令和元年度も例年同様、北区内の各地区において避難所開設訓練や初期消火、救出・救助訓練などの実践的な訓練が実施された。

各地区の自主防災組織で構成される地区防災会議において、大規模災害に備えるために実施する防災訓練に対し、区役所より補助金を交付している。

このほか、「シェイクアウト訓練」などの区民向け訓練や、区職員の災害対応能力の向上を図るための「参集訓練」等を実施している。

＜令和元年度＞

- ・シェイクアウト訓練参加者：10,533名、参加団体数：79団体

#### （2）中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、防災に関する基本的な知識・技術を習得する機会を設け、災害時に地域の一員として、また将来的には地域の防災リーダーとして活動できるよう、災害時の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行っている。

#### （3）業者委託訓練

区内事業所・団体向けに、防災の勉強会等へ講師を無料で派遣できる事業を実施している。

＜令和元年度＞

- ・防災セミナー講師派遣事業

区民が開催する防災勉強会などに防災の専門家（講師）を派遣

実施回数 20回

#### （4）防災教室の実施

自主防災組織、学校、保育園、事業所等を対象に、起震車や紙芝居・防災DVD等を活用し、防災意識を高めることを目的とした移動教室を行っている。

＜令和元年度＞

- ・実施回数 152回

## 2. 区民自主防災組織の育成等（29,233千円）

### （1）自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、原則として町会・自治会単位に自主防災組織が結成されている。自主防災組織には、小型消防ポンプ、炊き出しセット、発電機、担架等の備品類や、ジャッキ、バールなどの救助用資機材を配備し、その活動に対して助成金を交付している。

＜令和2年4月1日現在＞

- ・自主防災組織179組織

### （2）地区防災運営協議会

区内19の連合町会単位に組織された地区防災会議の機能をさらに拡大強化するため、同会議に地域の防災関係機関（警察・消防・医療機関など）を加えた「地区防災運営協議会」の設置を推進してきたが、令和元年度までに12地区に設置を完了した。今後は、他協議会等の構成員と地区防協議会の構成員が重複し、町会自治会の負担が増大していることも勘案して、地域円卓会議で防災案件を取り扱う場合に地区防協議会を設置したものとみなし、支援を行っていく。

### （3）配備資機材・設備の充実

#### ア. スタンドパイプセット等の配備

消火手段の充実を図るとともに、給水設備としても使用できる「スタンドパイプセット」を、全自主防災組織を対象に配備している。

#### イ. C級ポンプの更新

全ての自主防災組織に配備しているD級の小型消防ポンプと同じ可搬式で、出力が大きいC級ポンプを幹線道路に面した自主防災組織等に計22台配備している。このC級ポンプが経年劣化しているため、平成30年度から3ヶ年計画で更新を行っている。

＜令和元年度＞

- ・7台更新

#### ウ. 配備資機材の点検

全ての自主防災組織を対象に配備している小型消防ポンプと発電機について、機能点検及び修繕を毎年実施し、非常時に備えている。

## 生活安全担当課長

### 1. 地域生活安全環境整備事業（41,517千円）

#### （1）生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例に基づき、区民の生活安全に関する意識の高揚と地域における犯罪を防止するため生活安全推進協議会を設置している。警察、消防、防犯協会、防犯協力会、町会・自治会、PTAなど関係機関等の委員で構成されている。

＜令和元年度＞

- ・令和2年2月5日開催 委員32名

#### （2）北区区民情報メールの配信

配信を希望した登録者に対して、不審者等に関する情報を中心にメールを配信する。

＜令和元年度＞

- |          |      |                      |
|----------|------|----------------------|
| ・緊急情報    | 配信回数 | 3回                   |
|          | 登録者数 | 12,697名（令和2年3月31日現在） |
| ・安全・安心情報 | 配信回数 | 142回                 |
|          | 登録者数 | 8,478名（令和2年3月31日現在）  |

#### （3）自動通話録音機の貸出

高齢者に対する特殊詐欺に対する未然防止対策として、自動通話録音機を希望する区内在住の65歳以上の方がいる世帯に貸出を行っている。また、今年度は75歳以上の単身者及び夫婦のみ世帯へダイレクトメールにより通知し、優先して貸出する。

＜令和元年度＞

- ・385台貸出（累計1,340台）

#### （4）北区安全・安心ネットワーク

地域の安全・安心を高めるため、区民、事業者、警察、消防、北区などが合同で発足（平成17年3月26日）し、関係機関による情報の共有や連携強化を図り様々な活動を行っている。

また、5名以上の区民等で組織された地域の防犯ボランティアパトロール隊もあわせて募集し、そのパトロール隊に対し、防犯リーダー養成講座の開催、腕章などのパトロール物品の助成、ボランティア保険の適用を行っている。

＜令和元年度＞

- ・防犯ボランティアパトロール隊
- ・登録団体70団体・1,190名（令和2年3月31日現在）

- ・防犯リーダー養成講座 令和元年11月26日開催（26団体56名）
- ・パトロール隊に対する物品の助成 ベスト、腕章、帽子、笛、青色防犯合図灯

#### （５）防犯カメラ運営費補助事業

公共の場所に防犯カメラを設置している団体に対し、設置運営に関する必要経費の一部を補助し、設置団体の負担を軽減するとともに設置の促進を図る。

＜令和元年度＞

- ・92団体

#### （６）防犯協会・アパート・マンション防犯協力会等への補助

地域の防犯を推進する団体が防犯を推進する事業等に対して補助を実施する。

＜令和元年度＞

- ・6団体

#### （７）北区地域安全のつどい

全国地域安全運動の取組みとして区、3警察署、3防犯協会が合同で、より広く生活安全に関する取り組みや知識を区民に周知するためのイベント等を実施する。

＜令和元年度＞

- ・令和元年10月11日開催（参加者 約1,000名）

#### （８）景観対策の推進

「割れ窓理論」に基づき、区民・関係団体と協働してまちの落書き消しや植栽をすることによって、犯罪を起こさせない美しいまちづくりを推進する。

＜令和元年度＞

- ・防犯環境改善活動 実施 8回

#### （９）「北区安全・安心の日」の制定

地域ぐるみで犯罪等の防止に重点的に取り組む日として、毎月20日を「北区安全・安心の日」とし、警察と連携しながら、地域の実情に合わせた防犯活動に取り組むとともに区民の防犯意識の醸成を図る。

## 2. 地域安全・安心パトロール事業（34,830千円）

地域の安全・安心を365日24時間確保するため、委託による昼夜の車両パトロール（青色回転灯装備車両）を実施している。

＜令和2年4月1日現在＞

- ・パトロール体制 365日24時間体制（年末年始を含む）

### 3. 防犯設備整備補助事業（24,355千円）

#### （1）町会・自治会向け

町会等が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率5／6 補助限度額500万円（単独）・750万円（連携）

＜令和元年度＞

- ・防犯カメラに対する補助金 18団体

#### （2）商店街向け

商店街が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。

補助内容 補助率2／3 補助限度額600万円

＜令和元年度＞

- ・防犯カメラに対する補助金 5団体

### 4. 防犯対策サポート事業（12,978千円）

防犯推進員として会計年度任用職員を採用し、保育園、幼稚園、児童館等における防犯教室の開催や職員向けの不審者対応訓練の実施、シニアクラブや町会・自治会における防犯講話の実施などの各種防犯啓発活動を行う。

また、地域の防犯力の向上及び地域住民等の防犯への意識向上のため、防犯ボランティア団体や関係機関、関係団体と連携したキャンペーン活動等を実施する。

＜令和元年度＞

- ・防犯教室 50回
- ・職員向け不審者対応訓練 49回
- ・不審者対応実践訓練 12回
- ・防犯講話 35回
- ・合同パトロール 5回
- ・合同キャンペーン 4回

(白紙)

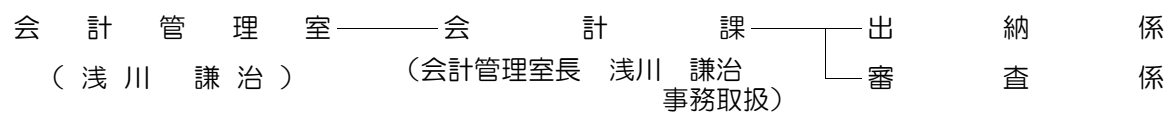
会 計 管 理 室





# 会 計 管 理 室 組 織 図

令和 2 年 4 月 1 日 現在



# 会計管理室職員配置状況

令和2年4月1日現在

|     | 係名  | 合計 | 部長     | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考                |
|-----|-----|----|--------|----|-------|----|-----|-------------------|
| 会計課 | 出納係 | 8  | (※1) 1 |    | 2     | 5  |     | (※1) 室長（会計課長事務取扱） |
|     | 審査係 | 7  |        |    | 1     | 6  |     |                   |
|     | 計2係 | 15 | 1      |    | 3     | 11 |     |                   |

# 分 掌 事 務

## 会 計 管 理 室

### 会 計 課

#### 出 納 係

1. 歳計現金及び歳入歳出外現金の出納保管に関すること。
2. 基金に属する現金の出納保管に関すること。
3. 有価証券及び担保物の出納保管に関すること。
4. 小切手の振出に関すること。
5. 指定金融機関に関すること。
6. 公印の管守に関すること。
7. 収入通知及び支出命令の執行に関すること。
8. 物品の出納保管及び処分に関すること。
9. 課内の他の係に属しないこと。

#### 審 査 係

1. 支出負担行為の確認に関すること。
2. 収入通知及び支出命令の審査に関すること。
3. 決算の調製に関すること。
4. 公共料金の支払の調整に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

1. 資金管理に関すること。
2. 歳入及び歳出に係る諸表の作成に関すること。
3. 財産の記録管理に関すること。
4. 指定金融機関及び収納事務委託者等に対する検査に関すること。
5. 会計事務の指導及び改善に関すること。

## 会 計 管 理 室

### 会 計 課

地方自治法第170条の規定に基づいて、会計事務を所管している。  
令和元年度（令和2年3月31日現在）における会計事務の概要は、次のとおりである。

#### 1. 会計管理事務（46,440千円）

##### （1）収入事務

法令等により収納（銀行収入・郵便局収入等）した公金の内容審査並びに執行事務。

##### 会計別収入額

|                     |             |                  |
|---------------------|-------------|------------------|
| ア 一般会計              | 142,227 件   | 144,867,239,383円 |
| イ 国民健康保険事業会計        | 200,643 件   | 34,599,036,446円  |
| ウ 用地特別会計            | 0 件         | 0円               |
| エ 中小企業従業員退職金等共済事業会計 | 114 件       | 420,644,049円     |
| オ 介護保険会計            | 36,476 件    | 31,763,499,832円  |
| カ 後期高齢者医療会計         | 90,734 件    | 8,696,042,778円   |
| キ 歳入歳出外現金           | 606,958 件   | 23,469,269,128円  |
| 計                   | 1,077,152 件 | 243,815,731,616円 |

##### （2）支出事務

各課・局・室・所・学校より送付された支出負担行為の適法確認及び支出命令書の内容審査並びに執行事務。

##### 会計別支出額

|                     |          |                  |
|---------------------|----------|------------------|
| ア 一般会計              | 44,611 件 | 136,899,577,460円 |
| イ 国民健康保険事業会計        | 1,046 件  | 34,506,988,945円  |
| ウ 用地特別会計            | 0 件      | 0円               |
| エ 中小企業従業員退職金等共済事業会計 | 14 件     | 420,644,049円     |
| オ 介護保険会計            | 1,670 件  | 28,489,886,693円  |
| カ 後期高齢者医療会計         | 331 件    | 8,619,211,062円   |
| キ 歳入歳出外現金           | 628 件    | 20,510,561,343円  |
| 計                   | 48,300 件 | 229,446,869,552円 |

(3) 基金の状況

|               |                           |                 |
|---------------|---------------------------|-----------------|
| ア             | 財政調整基金<br>基金の額            | 18,274,978,000円 |
| イ             | 減債基金<br>基金の額              | 1,512,154,000円  |
| ウ             | 施設建設基金<br>基金の額            | 18,315,303,000円 |
| エ             | まちづくり基金<br>基金の額           | 8,432,894,000円  |
| オ             | 学校改築基金<br>基金の額            | 15,437,648,000円 |
| 主 要 5 基 金 合 計 |                           | 61,972,977,000円 |
| カ             | 谷村教育基金<br>基金の額            | 9,506,842円      |
| キ             | 福祉施設整備基金<br>基金の額          | 116,079,000円    |
| ク             | 協働推進基金<br>基金の額            | 179,126,784円    |
| ケ             | 住宅管理基金<br>基金の額            | 1,468,663,000円  |
| コ             | 北区応援サポーター基金<br>基金の額       | 20,495,921円     |
| サ             | 公共料金支払基金<br>基金の額          | 400,000,000円    |
| シ             | 国民健康保険高額療養費貸付事業基金<br>基金の額 | 10,000,000円     |
| ス             | 介護保険給付費準備基金<br>基金の額       | 2,243,323,000円  |
| 総 合 計         |                           | 66,420,171,547円 |

2. 物品管理事務（15,583千円）

各課・局・室・所・学校で使用している備品の出納及び記録管理

|              |         |
|--------------|---------|
| (1) 供用数      | 65,225点 |
| (2) 受入数      | 2,911点  |
| (3) 組替数      | 2,162点  |
| (4) 組替数のうち売却 | 1点      |

※財務書類作成前のため点数が変わる場合があります。

(白紙)

監 查 事 務 局





# 監 査 事 務 局 組 織 図

令和 2 年 4 月 1 日 現在

監 査 事 務 局 ——— 課 務 担 当 主 査 ( 3 )  
( 長 久 保 雄 司 )

# 監査事務局職員配置状況

令和2年4月1日現在

|           | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査         | 係員 | 再任用 | 備考                                         |
|-----------|----|----|----|---------------|----|-----|--------------------------------------------|
| 監 査 事 務 局 | 5  |    | 1  | 3<br>(※1) (1) | 1  |     | (※1) 兼 務 1 名 ( 都 市 計 画 課 )<br>会計年度任用職員 1 名 |

# 分 掌 事 務

## 監 査 事 務 局

1. 監査委員に関すること。
2. 事務局の予算、決算及び経理に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 訓令・告示等に関すること。
5. 文書の収受・配付・発送及び保存に関すること。
6. 監査・検査及び審査等の計画・実施若しくは結果の報告及び公表並びに監査結果により講じた措置の長等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
7. 特別区監査委員協議会に関すること。
8. 事務局のその他の庶務に関すること。

## 監 査 事 務 局

監査事務（監査運営費 7,993千円、事務局運営費 499千円）

監査、検査、審査は、地方自治法第2条第14項及び第15項に定める趣旨に基づき、区の事務事業が合理的かつ効率的に執行されているか等について、監査委員が監査するものである。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期による。その数は、識見を有する者2名（内1名は常勤）、議員2名である。

監査、検査、審査の種別は以下のとおりである。

### 1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

区の財務に関する事務の執行について、毎会計年度、期日を定めて監査を行う。

令和2年度における各部局、施設等の監査実施予定日数は次のとおりである。

（単位：延べ日数）

| 部 局 名      | 日 数 | 施 設 名      | 日 数 | 工事監査 | 日 数    |
|------------|-----|------------|-----|------|--------|
| 政策経営部      | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 総務部        | 2日  |            |     | 1日   | 3日     |
| 危機管理室      | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 地域振興部      | 2日  | 地域振興室等     | 2日  |      | 4日     |
| 区民部        | 2日  | 区民事務所      | 1日  |      | 3日     |
| 生活環境部      | 1日  | 清掃事業所      | 1日  |      | 2日     |
| 健康福祉部      | 4日  | 健康支援センター   | 1日  |      | 5日     |
| 北区保健所      | 1日  | 北区保健所      | 1日  |      | 2日     |
| まちづくり部     | 2日  |            |     |      | 2日     |
| 土木部        | 1日  | 公園、児童遊園等   | 2日  | 1日   | 4日     |
| 会計管理室      | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 教育振興部      | 2日  | 小・中学校、図書館等 | 9日  |      | 11日    |
| 子ども未来部     | 2日  | 児童館、保育園等   | 7日  |      | 9日     |
| 監査事務局      | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 選挙管理委員会事務局 | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 区議会事務局     | 1日  |            |     |      | 1日     |
| 計25日       |     | 計24日       |     | 計2日  | 合計 51日 |

2. 行政監査（地方自治法第199条第2項）  
必要があると認めるときに区の事務の執行について監査を行う。
3. 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）  
必要があると認めるときに定期監査に準じて監査を行う。
4. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）  
補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。  
令和2年度は、10日間、18団体の監査を予定している。
5. 決算審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項）  
決算書その他関係諸表に基づく計数を確認し、その年度における事務執行が効率的、経済的及び合法的に執行され、かつ会計処理が適法であったかについて審査を行う。  
令和2年度は、令和元年度決算について、5日間の審査を予定している。
6. 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）  
健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正に算定されているかについて審査する。  
令和2年度の審査は、決算審査に併せて実施する予定である。
7. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）  
会計管理者から提出された収支状況等の資料に基づいて毎月の係数を照合確認し、財政収支の動態を把握するために毎月1回検査を行う。
8. 住民監査請求（地方自治法第242条）  
公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行等について、違法・不当な行為又は怠る行為があったと住民から監査の請求があったときは、その都度、監査を実施する。
9. その他  
その他の監査には、直接請求（地方自治法第75条第1項の監査）、議会の監査要求（同法第98条第2項の監査）、長の要求監査（同法第199条第6項の監査）、指定金融機関の随時監査（同法第235条の2第2項の監査）、職員の賠償責任の監査（同法第243条の2第3項の監査）がある。

(白紙)

選挙管理委員会事務局





# 選挙管理委員会事務局組織図

令和2年4月1日現在

選挙管理委員会事務局———課務担当主査(1)  
(浅香 光男)

選挙管理委員会事務局職員配置状況

令和2年4月1日現在

|            | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|------------|----|----|----|-------|----|-----|----|
| 選挙管理委員会事務局 | 6  |    | 1  | 2     | 3  |     |    |

# 分 掌 事 務

## 選挙管理委員会事務局

1. 委員会議に関すること。
2. 委員会議録の作成及び保管に関すること。
3. 公印に関すること。
4. 文書の收受、配付、審査、発送、編集及び保存に関すること。
5. 選挙表彰に関すること。
6. 選挙及び投票の管理に関すること。
7. 選挙に関する調査及び資料の収集に関すること。
8. 選挙及び投票の統計に関すること。
9. 選挙争訟に関すること。
10. 直接請求の審査事務に関すること。
11. 政党及び政治団体に関すること。
12. 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
13. 啓発事務に関すること。
14. 事務局その他の庶務に関すること。

## 選挙管理委員会事務局

地方自治法第186条により委員会の職務権限に属する国または地方公共団体の各種選挙に関する事務及びこれに関係のある事務等処理している。

### 1 委員会運営等（12,760千円）

選挙管理委員4名：選挙管理委員補充員4名：任期は令和2年3月31日から4年

#### （1）委員会等の開催状況（元年度実績）

- ① 定例委員会 12回
- ② 臨時委員会 10回
- ③ 諸会議 39回（選挙に関する関係機関との打合せ、諸手続き等）

#### （2）選挙人名簿の調製

| 年月日    | 選挙人名簿登録者  |           |           | 在外選挙人名簿登録者 |       |       |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|-------|-------|
|        | 男         | 女         | 計         | 男          | 女     | 計     |
| 2.3.1  | 143,287 人 | 146,956 人 | 290,243 人 | 239 人      | 247 人 | 486 人 |
| 31.3.1 | 142,944 人 | 146,511 人 | 289,455 人 | 232 人      | 244 人 | 476 人 |

#### （3）裁判員候補者予定者名簿の調製

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、裁判所に送付している。

（元年度789名、30年度650名）

#### （4）検察審査員候補者予定者名簿の調製

検察審査会法に基づき、毎年9月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、検察審査会に送付している。

（元年度90名、30年度90名）

### 2 明るい選挙推進事業（2,526千円）

#### （1）北区明るい選挙推進協議会の運営

##### ① 推進協議会 27名

推進協議会は、選挙管理委員、話しあい指導員及び明るい選挙推進委員の地区代表で構成し、任意団体として選挙管理委員会とともに明るい選挙推進運動の企画・立案し、これを実践する組織として活動している。

##### ② 話しあい指導員 1名

推進委員の行う「話しあい活動」その他の啓発活動に対して助言・指導を行っている。

##### ③ 明るい選挙推進委員 200名（令和2年4月1日現在）

各町会自治会及び民間ボランティア団体の推薦に基づき委嘱した推進委員は、各地域において啓発活動を実施。また、選挙時には投票所の管理者、立会人を担っている。

##### ④ 諸会議（令和元年度実績）

- 総会（永年功労者表彰） 1回
- 協議会 2回
- 事業部会 3回
- 広報部会 3回

(2) 明るい選挙啓発事業（令和元年度実績）

① 標語の募集

次回選挙に向けて啓発標語を募集。優秀作品は、啓発グッズなどに活用している。

（作品審査会：令和2年2月実施）

応募数906点

小学生の部770点

一般（中学生以上）の部136点（中学生102点、一般34点）

優秀賞各部1点、入賞8点（小学生の部6点、一般（中学生以上）の部2点）

② 明るい選挙啓発ポスターコンクール

小・中学校並びに高等学校の児童・生徒を対象に、ポスター作品を募集。全国的なコンクールで、優秀作品を東京都や国に推薦している。

（作品審査会：令和元年9月実施）

応募総数330点（小学生の部177点、中学生の部142点、高校生の部11点）

北区優秀賞25点（小学生の部12点、中学生の部10点、高校生の部3点）

北区入賞35点（小学生の部16点、中学生の部16点、高校生の部3点）

応募協力校表彰4校（北区立田端小学校、滝野川紅葉中学校、私立順天中学校、  
私立武蔵野高等学校）

北区優秀賞のうち、高校生の部で1点が東京都優秀賞に、中学生の部1点及び  
高校生の部1点の合計2点が東京都入選となった。

③ 選挙だよりの発行

令和元年10月30日選挙だより（94号）、令和2年3月30日選挙だより（95号）  
を編集・発行、区内小・中・高等学校に配布、町会自治会に回覧等を行った。

④ 新成人への啓発

令和2年1月、成人式会場ではマスコットキャラクター「めいすいくん」が啓発グッズを配布した。また、「めいすいくん」との記念撮影をおこなった。

⑤ 新有権者への啓発

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、新たに選挙権を有した選挙人に啓発はがきを送付した。

3 若年層の政治参加を促す取り組み

選挙権年齢が引き下げられたこと、若年層の投票率が他の年代に比べて低いことから、小中学校や高等学校に出向き、選挙制度の歴史や仕組みについて講義する出前授業や各候補者の主張について、深く考え判断しながら実際の投票と同じプロセスを実際の選挙で用いる資料を使用しながら体験できる模擬選挙等を行っている。

令和元年実績：出前授業4校、模擬選挙1校、資料貸出5校

平成30年実績：出前授業6校、模擬選挙1校、資料貸出5校

4 選挙執行予定

令和2年7月5日執行予定 東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙  
（144,095千円）

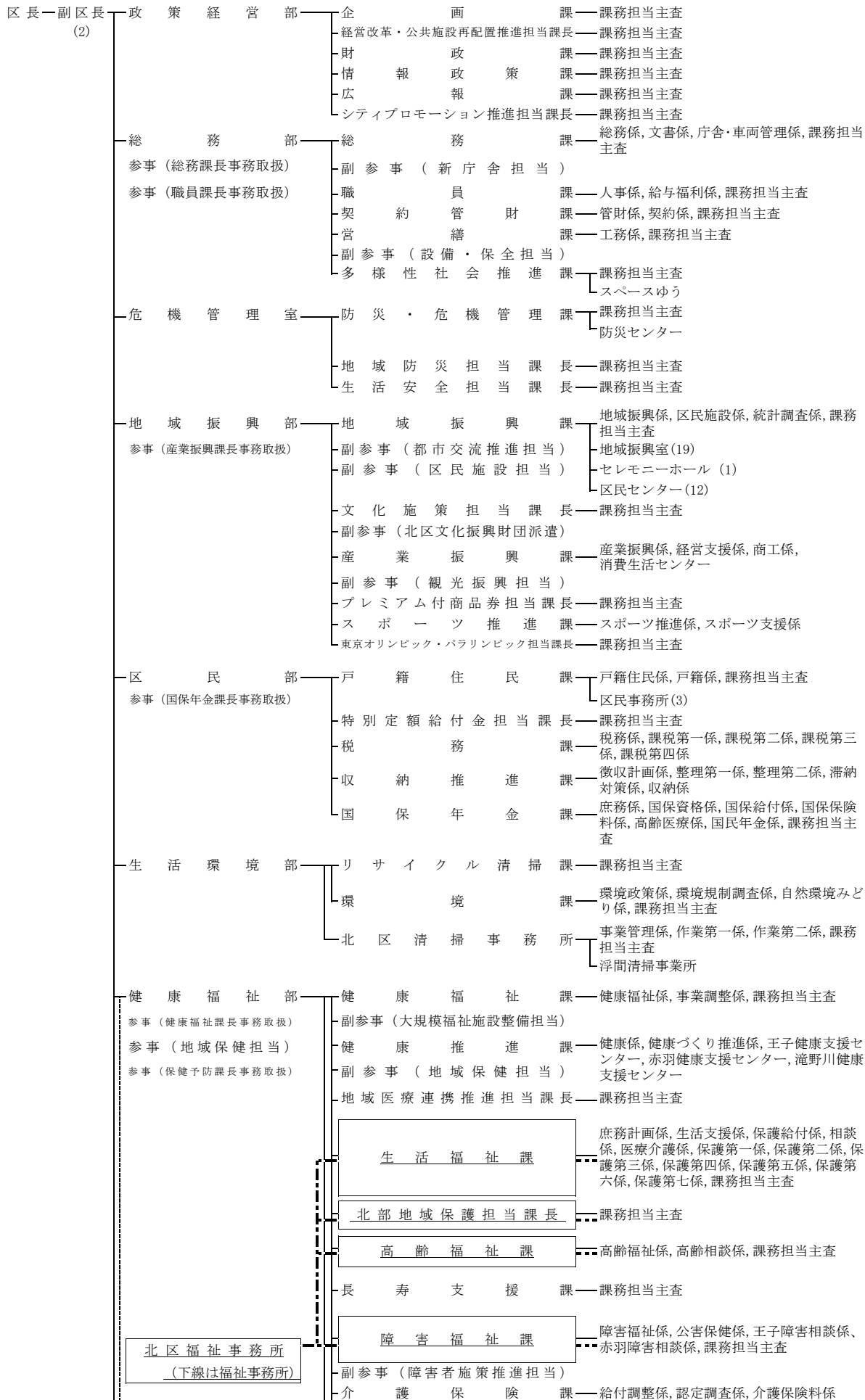
(白紙)

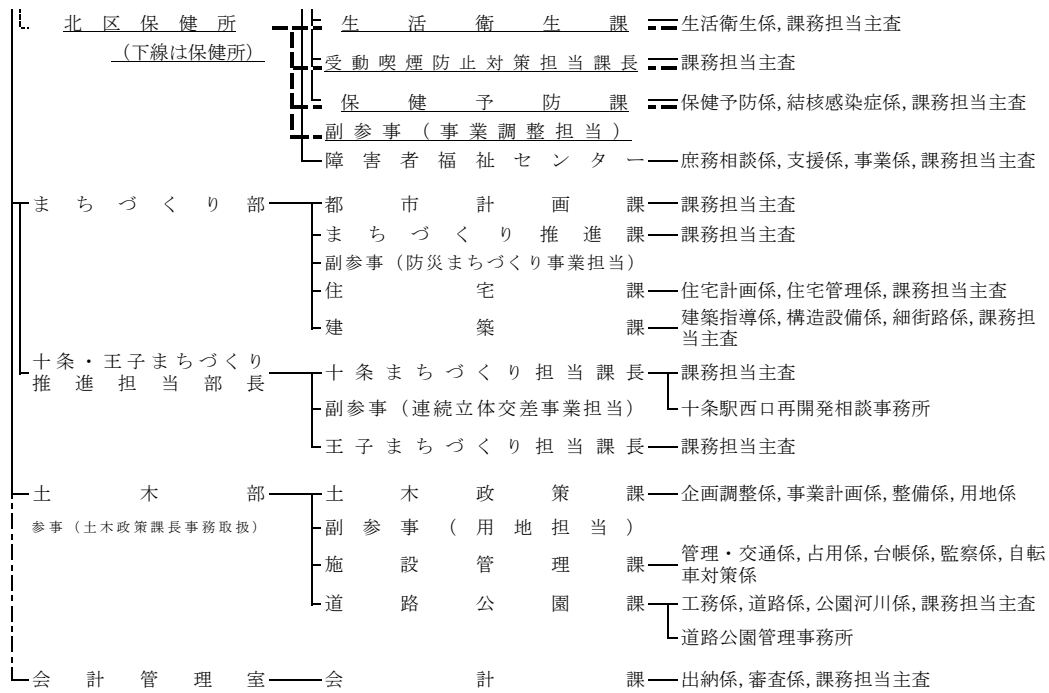
# 北区組織図



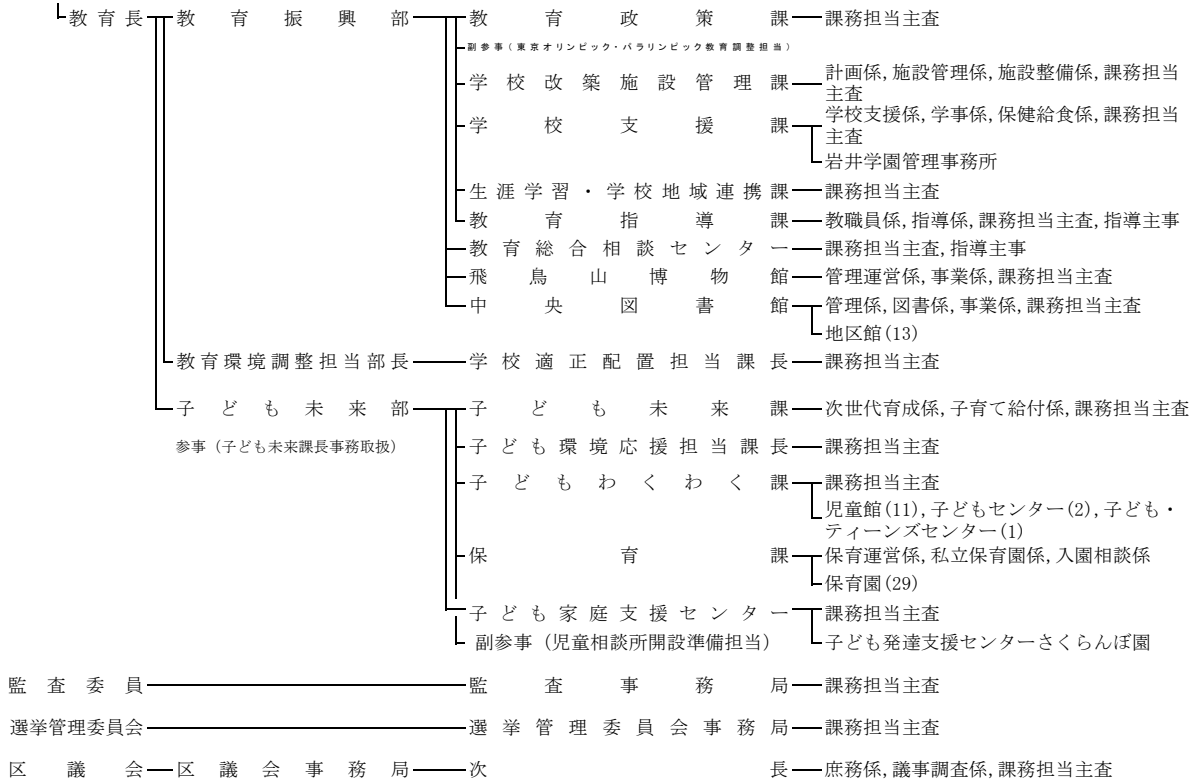


# 北 区 組 織 図 ( 令 和 2 年 5 月 )





教育委員会



事務事業の概要と現況 ー令和2年5月ー

政策経営部・総務部  
危機管理室・会計管理室  
監査事務局・  
選挙管理委員会事務局

刊行物登録番号  
2-1-026

令和2年5月発行

発行

東京都北区総務部総務課  
東京都北区王子本町一丁目15番22号  
電話 3908-8623